

第5次

米子市一般廃棄物処理基本計画

(案)

令和 年 月

米子市

目次

第1部 計画の概要と米子市の概況

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景・趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第2章 米子市の概況	4
第1節 人口の動向.....	4
第2節 産業の特徴.....	7
第3節 米子市まちづくりビジョンとの関係.....	8

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況及び課題	11
第1節 ごみ処理の現況.....	11
第2節 第4次計画の数値目標の達成状況及び指標による評価.....	28
第3節 第4次計画の施策の実施状況.....	34
第4節 市民アンケート調査結果.....	38
第5節 ごみ処理における課題.....	60
第2章 ごみ処理行政の動向	65
第1節 国の動向.....	65
第2節 鳥取県廃棄物処理計画.....	70
第3章 ごみの排出量の将来推計	71
第1節 家庭系ごみの排出量の将来推計.....	71
第2節 事業系ごみの排出量の将来推計.....	73
第3節 ごみ排出量の将来推計.....	74
第4章 基本方針	75
第5章 数値目標及び参考指標	76
第1節 数値目標.....	76
第2節 参考指標.....	79
第6章 循環型社会実現のための施策	80
第1節 家庭系ごみ対策.....	82
第2節 事業系ごみ対策.....	84
第3節 食品ロスの削減【米子市食品ロス削減推進計画】.....	86
第4節 本市の実情に応じたごみ処理システムの構築.....	89
第5節 普及啓発・環境教育の推進.....	92
第6節 災害廃棄物対策.....	93

第 7 節 不法投棄・ポイ捨て対策.....	94
第 8 節 海岸漂着物対策.....	94
第 7 章 その他ごみの減量等に関する事項.....	95
第 1 節 廃棄物減量等推進審議会及びリサイクル推進員.....	95
第 8 章 計画の推進.....	96
第 1 節 各主体の役割.....	96
第 2 節 計画の周知.....	98
第 3 節 計画の進行管理.....	98

第 3 部 生活排水処理基本計画

第 1 章 生活排水処理の現況及び課題.....	101
第 1 節 生活排水処理の現況.....	101
第 2 節 第 4 次計画の数値目標の達成状況.....	109
第 3 節 生活排水処理の課題.....	110
第 2 章 処理形態別人口及びし尿等排出量の将来推計.....	112
第 1 節 処理形態別人口の将来推計.....	112
第 2 節 し尿及び浄化槽汚泥等排出量の将来推計.....	114
第 3 章 基本方針.....	115
第 4 章 数値目標.....	116
第 5 章 生活排水対策のための施策.....	117
第 1 節 生活排水処理施設の整備.....	117
第 2 節 し尿収集・運搬体制の確保.....	117

資料編

1 人口推計値の算出方法.....	119
2 分別区分ごとの 1 人 1 日当たりごみ排出量.....	121
3 資源化量内訳.....	122
4 類似団体ごみ排出量.....	123
5 分別区分ごとの 1 人 1 日当たりごみ排出量推計値.....	127
6 ごみ排出量目標値の算出方法.....	128
7 生活排水推計値及び目標値.....	132
8 SDGs と各施策との関係.....	133

第1部 計画の概要と米子市の概況

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景・趣旨

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成18（2006）年3月に第1次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後平成24（2012）年8月に改定（第2次）し、平成28（2016）年1月の改定（第3次）を経て、令和3（2021）年2月に第4次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、従来の社会の在り方やライフスタイルを見直し、循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築に向けて、取り組んできたところです。

我が国では、令和6（2024）年に第5次循環型社会形成推進基本計画が策定され、環境問題と社会課題を同時に解決することを目指し、地域・社会の持続可能性を高める循環経済の推進、資源循環の徹底、地域特性に応じた循環システムの構築、循環資源・廃棄物管理の基盤強化と環境再生の実行、国際的な資源循環態勢の整備を重点分野とし、循環型社会の形成が推進されています。

国際的には、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に、持続可能でよりよい社会を目指す国際目標「持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）」が採択され、我が国においても循環型社会形成の取組に加え、海洋ごみ対策や食品ロス削減等の施策も推進されているところです。

循環型社会の形成に向けて、改めて、1人ひとりが循環型社会づくりの担い手としての自覚を持ち、より環境負荷の少ない豊かなライフスタイルの転換を行うとともに、市民、行政、国、事業者等が互いに連携・協働して取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、第4次「米子市一般廃棄物処理基本計画」の施策や目標の達成状況について評価及び課題の検証を行い、新たな第5次「米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとしました。

第2節 計画の位置付け

1 他の計画等との関係

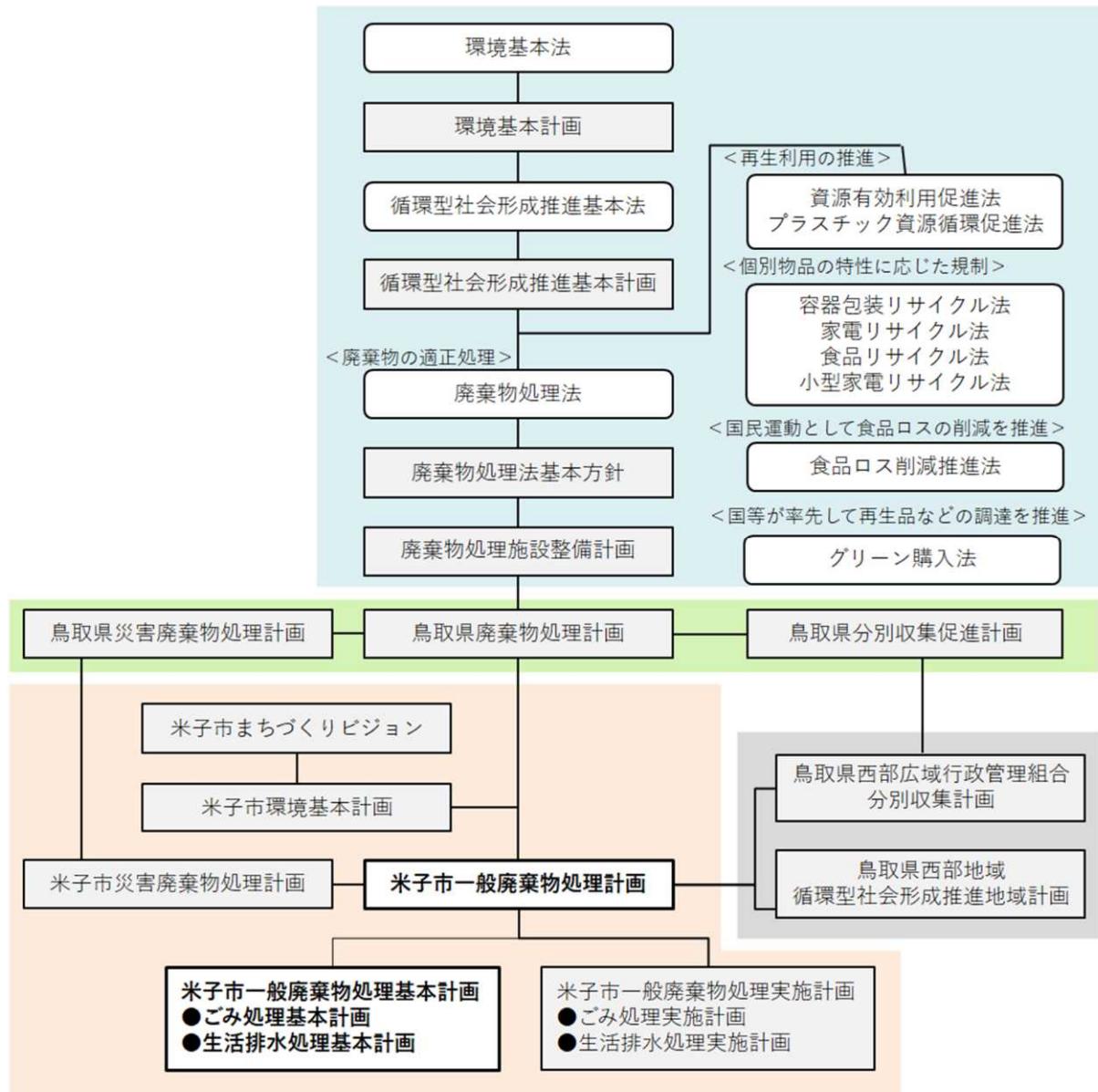


図 1-1 米子市一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係

2 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市の全域とします。

3 計画の範囲

本計画の範囲は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物とします。一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から発生する家庭系ごみ、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみのほか、し尿及び浄化槽汚泥も含みます。

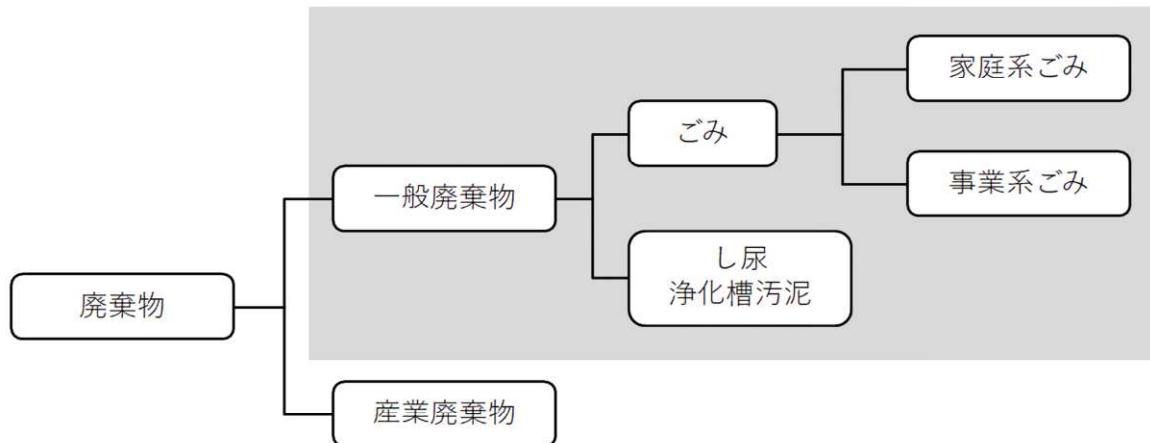


図 1-2 計画の範囲

4 計画期間と目標年度

本計画の期間は令和 8 (2026) 年度から令和 12 (2030) 年度までとし、目標年度は令和 12 (2030) 年度とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うこととします。

第2章 米子市の概況

第1節 人口の動向

1 人口の現状

国勢調査によると、本市の総人口は、平成2（1990）年以降は増加が続いていましたが、平成22（2010）年の調査では減少に転じ、平成27（2015）年の調査では、再度増加しました。直近の令和2（2020）年の調査では減少に転じ、147,317人という結果になっています。

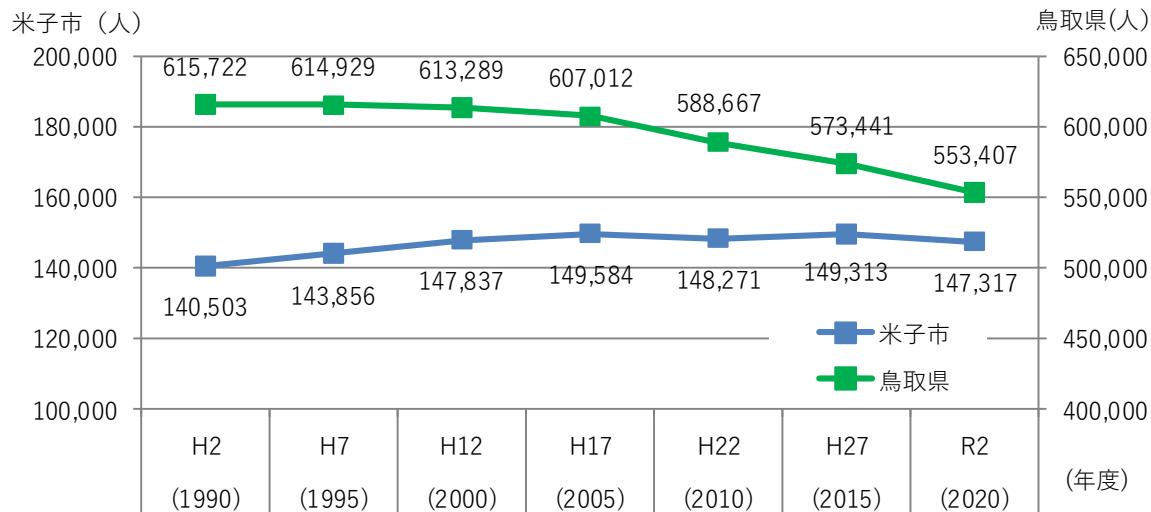


図1-3 鳥取県と米子市の国勢調査人口

住民基本台帳に基づく過去10年の本市の人口は、毎年度減少が続いています。

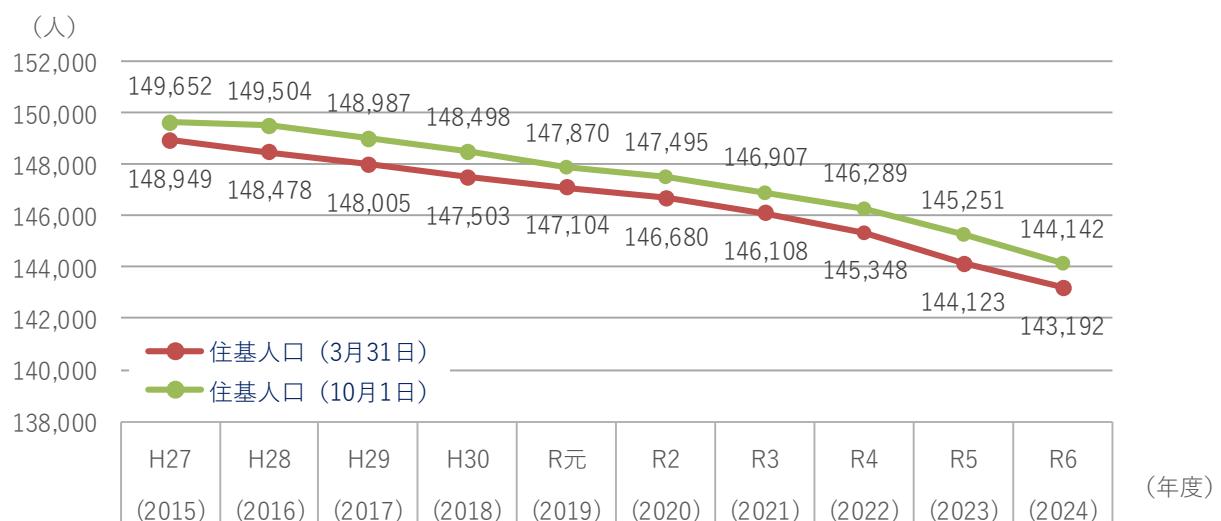


図1-4 住民基本台帳人口

2 人口の将来予測

(1) 人口ビジョン

本市の人口推計は「第2次米子市まちづくりビジョン」(令和7(2025)年3月策定)の中で、令和5年度に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」(以下、「社人研推計人口」という。)を用いています。今後も、本市の人口は社人研推計人口に近い値で推移するものと考えられ、令和12(2030)年の人口は139,896人と推計しています。

(2) 本計画における人口の将来予測

本計画では社人研推計人口は使用せず、住民基本台帳人口を基に推計します。ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画の基本とするデータはそれぞれ表1-1で示すとおりで、トレンド法¹を用いて推計した結果は図1-5であり、本計画では表1-2の数値を用いることとします。

表1-1 国の調査等が基本とするデータ

区分	基データ	関係する国の調査等
ごみ処理基本計画	住民基本台帳人口 (10月1日現在)	一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)
生活排水処理基本計画	住民基本台帳人口 (3月31日現在)	汚水処理施設普及状況調査(国土交通省、農林水産省、環境省) 汚水衛生処理率(総務省)
人口ビジョン	国勢調査人口	国勢調査(総務省)

1 過去の実績値から分布式(回帰式など)を数学的に求め、分布式で推計年次の値を推計する方法。

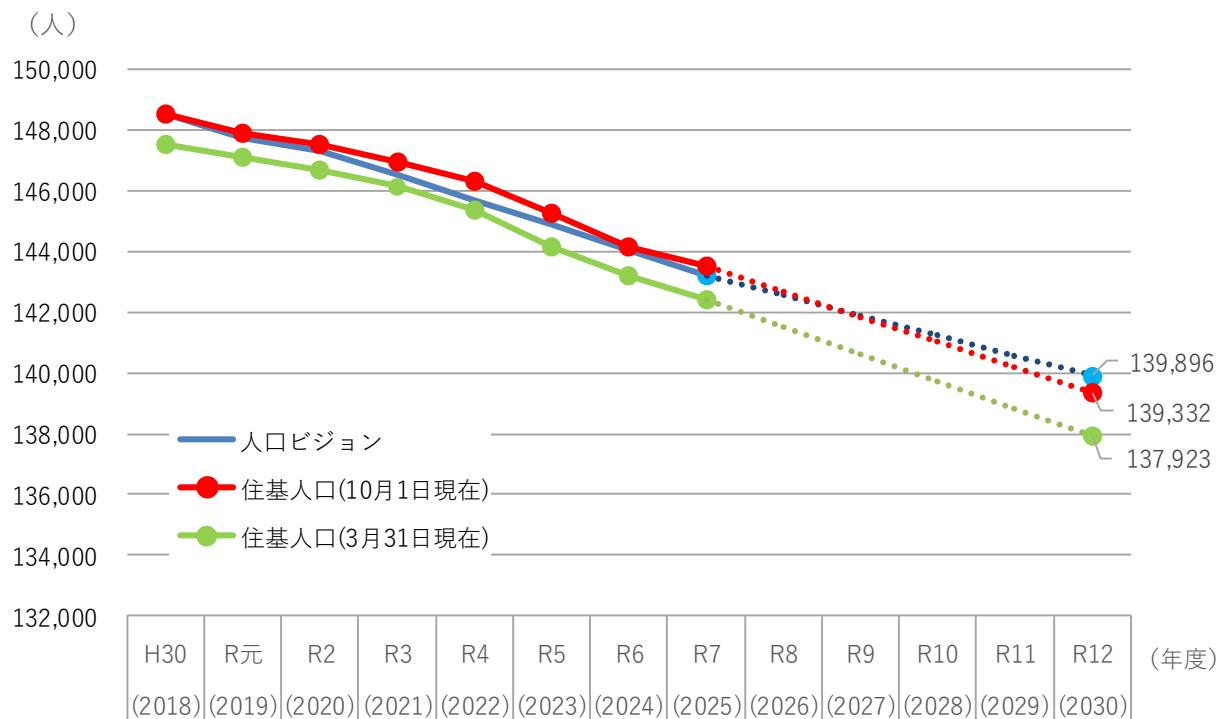


図 1-5 人口の将来予測

表 1-2 本計画における人口の将来予測 (単位 : 人)

区分	データ	実績値	推計値	
		R2(2020)年度	R7(2025)年度	R12(2030)年度
ごみ処理基本計画	住民基本台帳人口 (10月1日現在)	147,495	143,513	139,332
生活排水処理基本計画	住民基本台帳人口 (3月31日現在)	146,680	142,403	137,923

第2節 産業の特徴

令和3（2021）年経済センサス活動調査によると、本市の民営事業所数及び従業者数は表1-3のとおりです。

本市の地域特性の一つとして、医療施設や介護施設が非常に充実していることが挙げられます。医療施設数・医療人材数においては、人口10万人当たりの全国平均を大きく上回る水準を有しているほか、介護施設数についても、人口10万人当たりの全国平均を上回っています。

表1-3 本市の民営事業所数及び従業者数

区分	事業所数	従業者数		
		構成比	構成比	
第一次産業	33	0.5%	296	0.4%
農林漁業（個人経営を除く）	33	0.5%	296	0.4%
第二次産業	870	13.3%	12,178	17.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	585	8.9%	5,133	7.4%
製造業	285	4.4%	7,045	10.2%
第三次産業	5,642	86.2%	56,604	81.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.2%	146	0.2%
情報通信業	74	1.1%	1,055	1.5%
運輸業、郵便業	133	2.0%	4,929	7.1%
卸売業、小売業	1,702	26.0%	14,007	20.3%
金融業、保険業	149	2.3%	1,790	2.6%
不動産業、物品賃貸業	370	5.7%	1,471	2.1%
学術研究、専門・技術サービス業	300	4.6%	1,830	2.6%
宿泊業、飲食サービス業	829	12.7%	6,566	9.5%
生活関連サービス業、娯楽業	688	10.5%	2,477	3.6%
教育、学習支援業	214	3.3%	2,737	4.0%
医療、福祉	667	10.2%	14,049	20.3%
複合サービス事業	54	0.8%	949	1.4%
サービス業（他に分類されないもの）	452	6.9%	4,598	6.7%
合計	6,545	100.0%	69,078	100.0%

第3節 米子市まちづくりビジョンとの関係

本市は、令和2（2020）年3月に「米子市まちづくりビジョン」（以下「第1次まちづくりビジョン」という。）を策定し、本市の将来像である「住んで楽しいまち よなご～新商都米子の創造に向けて～」の実現に向け、様々な施策・事業に取り組んできました。

第1次まちづくりビジョンの考えを引継ぎ、令和7（2025）年3月に「第2次米子市まちづくりビジョン」（以下「第2次まちづくりビジョン」という。）を策定しました。

第2次まちづくりビジョンは、第1次まちづくりビジョンと同様に基本構想と基本計画で構成されています。

第1次まちづくりビジョンは基本構想の計画期間を令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間、基本計画の計画期間を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間としています。

第2次まちづくりビジョンの基本構想は、第1次まちづくりビジョンの期間を引継ぎ（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）、基本計画の計画期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までとしています。

なお、基本目標及び基本方向、計画目標のうち、一般廃棄物に関する項目は太字に示したとおりです。

【まちづくりの基本目標及び基本方向】

市の 将来像	まちづくりの基本目標	まちづくりの基本方向
『 新商都 米子の創 造に向 けて 』 『 住んで 樂しい まち よなご 』	1 交通基盤の充実と歩いて楽しいまちづくり	
	2 市民が主役・共生のまちづくり	2-1 市民参加及び民間事業者等との連携協力
		2-2 公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進
		2-3 地域福祉活動の推進
		2-4 障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現
		2-5 認知症施策の推進
		2-6 互いの人権を尊重しあうまちづくりの推進
		2-7 男女共同参画社会の形成
		2-8 国際的な地域間交流等の推進
		2-9 鳥取大学医学部及び米子工業高等専門学校等との連携
		2-10 国県・他自治体との連携協力
		2-11 誰もがデジタルの恩恵を受けられる社会の実現
3 教育・子育てのまちづくり	2-12 地球環境に配慮した社会の実現	
4 地産外商のまちづくり		
5 歴史と文化に根差したまちづくり		

	6 スポーツ健康まちづくり	
	7 災害に強いまちづくり	7-1 公共インフラ施設の整備
		7-2 総合的な住宅政策の推進
		7-3 災害に強い施設・管路の整備
		7-4 持続可能な生活排水対策の推進
		7-5 危機管理体制の充実強化
		7-6 地域防災力の充実強化
		7-7 原子力災害対策の推進

【計画目標】

まちづくりの基本方向	計画目標
2-12 地球環境に配慮した社会の実現	<p>① 脱炭素社会の実現に向け、行政及び民間企業等が協働し、全市的な取組を推進します。</p> <p>② 循環型社会への転換に向けた取組を推進します。</p> <p>③ 中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用を促進します。</p> <p>④ 公害対策と身近な環境問題の適切な問題解決をします。</p>
7-4 総合的な生活排水対策の推進	<p>① 生活排水対策として公共下水道整備及び合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせ、汚水処理施設の概成をめざします。</p> <p>② 持続可能な既存処理施設（管路、ポンプ場・処理場）の管理を図ります。</p>

【主な取組】

2-12 地球環境に配慮した社会の実現

- ② 循環型社会への転換に向けた取組推進
 - ・ 4 R の推進
 - ・ 食品ロスの削減に向けた取組推進
 - ・ 廃棄物の適正処理の推進

7-4 持続可能な生活排水対策の推進

- ① 生活排水対策の概成（令和 8（2026）年度末 汚水処理人口普及率 95% 達成）
 - ・ 公共下水道事業計画区域内の新規管路の整備促進
 - ・ 公共下水道の整備が困難な区域における合併処理浄化槽の普及促進

	汚水処理人口普及率 ²	
	現状値：R5（2023）	目標値：R8（2026）
数値目標	93.0%	95.0%

² 総人口に対する、汚水処理施設（下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽）が整備された区域に住んでいる人の割合。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ処理フロー

本市で排出される一般廃棄物は、家庭から排出される家庭系ごみ、事業所から排出される事業系ごみに分類されます。

本市のごみ処理システムをフローチャートで表すと、次の図のとおりとなります。

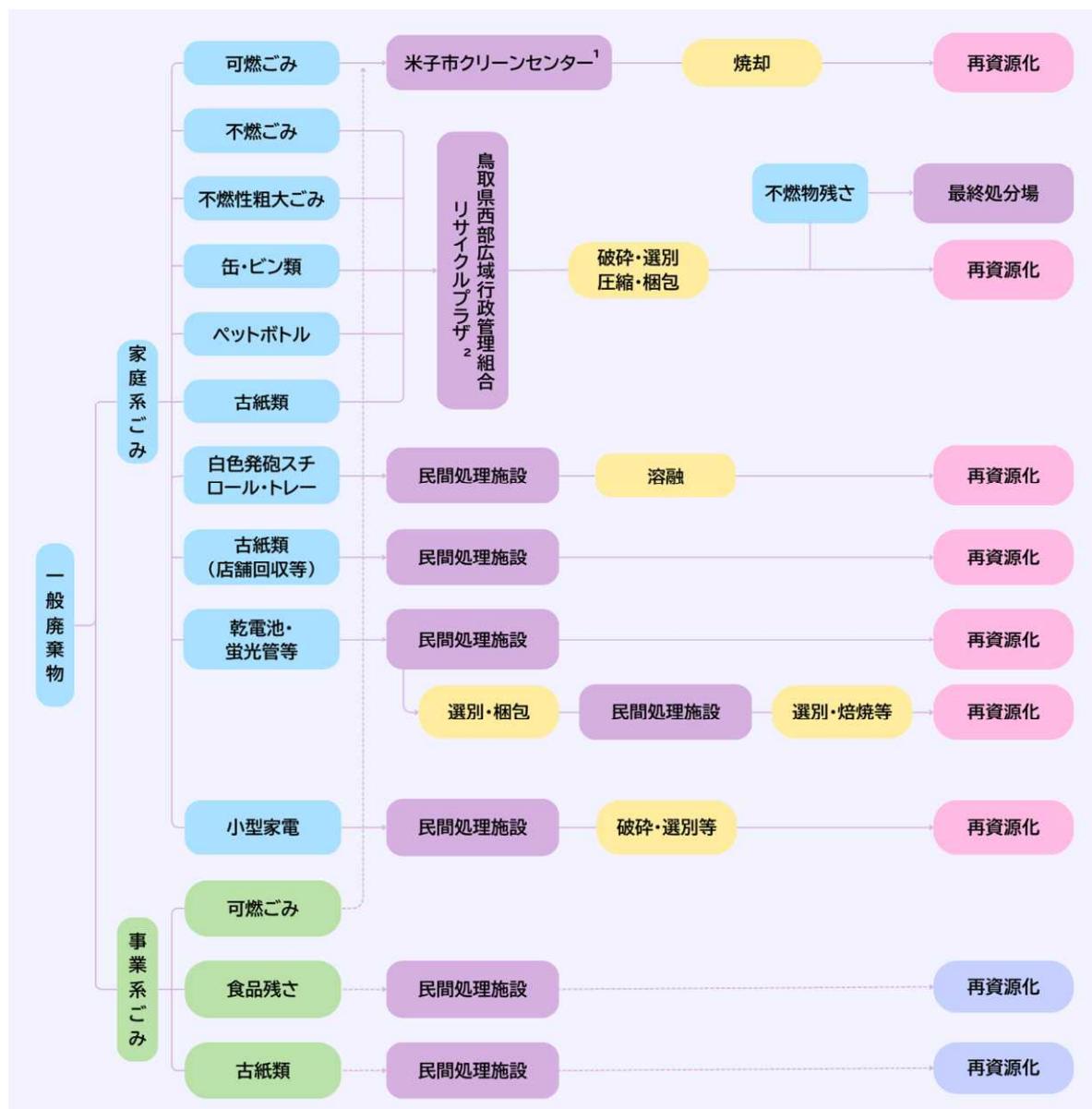


図 2-1 ごみ処理フロー

1 以下「クリーンセンター」という。

2 以下「リサイクルプラザ」という。

2 ごみ処理体制

(1) 収集・運搬体制

本市の令和6（2024）年度における排出形態別の収集・運搬体制は次のとおりです。

事業系ごみについては、市で収集は行わず、事業者自らの責任において処理を行うこととしています。

表2-1 排出形態別の収集・運搬体制（令和6（2024）年度）

排出形態	区分	収集・運搬を行う者
家庭系ごみ	収集	本市の収集運搬業務委託業者
	直接搬入	市民
		米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者
事業系ごみ	直接搬入	事業者
		米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者

(2) 分別区分

本市の令和6（2024）年度における排出形態別の分別区分は以下のとおりです。

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別区分は次のとおりです。

表 2-2 家庭系ごみの分別区分

区分	収集			直接搬入	
	回数	手数料	収集方式	手数料	搬入先
可燃ごみ	週2回	63円/枚 ³	ステーション ・戸別(一部)	199円/10kg	クリーンセンター
不燃ごみ	月2回	63円/枚 ⁴	ステーション	178円/10kg	リサイクルプラザ
不燃性粗大ごみ	月2回	63円/枚 ⁵	ステーション	178円/10kg	リサイクルプラザ
資源物	白色発泡スチロール・トレー	月2回	無	ステーション	無 クリーンセンター ⁶
	缶・ビン類	月2回	無	ステーション	178円/10kg 無 リサイクルプラザ クリーンセンター ⁶
					178円/10kg 無 リサイクルプラザ クリーンセンター ⁶
	ペットボトル	月2回	無	ステーション	178円/10kg 無 リサイクルプラザ クリーンセンター ⁶
古紙類	新聞・チラシ	月2回	無	ステーション ・戸別(一部)	無 クリーンセンター ⁶
	本・雑誌・雑がみ・牛乳パック				
	ダンボール・紙箱				
乾電池等	乾電池	年4回	無	ステーション	無 市役所等 ⁷
	蛍光管・水銀体温計				
小型家電		—	—	—	無 市役所等 ⁸

3 米子市指定ごみ袋(可燃ごみ用)(40ℓ)1枚当たりの額及び米子市可燃ごみ専用収集シール1枚当たりの額。

4 米子市指定ごみ袋(不燃ごみ用)(40ℓ)1枚当たりの額。

5 米子市不燃ごみ専用収集シール1枚当たりの額。

6 搬入ができるのは、収集日に出せない理由がある場合に限る。

7 市役所・淀江支所・クリーンセンターに設置してある回収BOXへの搬入可。

8 市役所・淀江支所・市内29地区公民館に設置してある回収BOXの他、クリーンセンターに直接搬入可。

イ 事業系ごみ

事業系ごみの分別区分は次のとおりです。

表 2-3 事業系ごみの分別区分

区分	直接搬入	
	手数料	搬入先
可燃ごみ	199 円/10 kg	クリーンセンター
古紙類	－	民間リサイクル事業者
可燃ごみ（食品残さ）	－	登録再生利用事業者

※従業員の飲食に伴う、缶・ビン、ペットボトルについて、前回までの一般廃棄物処理基本計画では事業系ごみで集計していましたが、本計画では家庭系ごみで集計を行っています。

ウ 集団回収

平成3（1991）年度から、ごみの減量や資源化推進の観点から、資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付事業を実施していましたが、市民のリサイクルに対する意識の向上、市内全域の資源ごみ回収ルートの確立、また民間事業者での回収等、市民の意識や回収を行う環境の変化もあり、同事業は令和3（2021）年度をもって終了しました。それに伴い、市による、集団回収の収集量把握が困難となったため、令和4（2022）年度以降の数値は計上していません。

(2) 中間処理施設

本市の令和6（2024）年度における一般廃棄物中間処理を行う施設及び施設能力は以下の表に示すとおりです。

表 2-4 一般廃棄物中間処理施設一覧

区分	施設名	管理者	運転管理形態
可燃ごみ処理施設	クリーンセンター	米子市	委託
不燃ごみ等処理施設	リサイクルプラザ	鳥取県西部広域行政管理組合	委託
処理委託	白色発泡スチロール ・トレー処理施設	(有)エコプラント	(有)エコプラント
	乾電池・蛍光管等 処理施設	(有)海老田金属大篠津工場	(有)海老田金属
	蛍光管等処理施設	野村興産(株)関西工場	野村興産(株)
	乾電池・蛍光管等 処理施設	野村興産(株)イトムカ鉱業所	野村興産(株)
	焼却灰中間処理施設	(公財)ひょうご環境創造協会 赤穂事業所	(公財)ひょうご環境創造協会
		住友大阪セメント(株)赤穂工場	住友大阪セメント(株)
		UBE 三菱セメント株式会社 宇部セメント工場	UBE 三菱セメント株式会社
		UBE 三菱セメント株式会社 伊佐セメント工場	UBE 三菱セメント株式会社
		山口エコテック株式会社	山口エコテック株式会社
		株式会社トクヤマ南陽工場	株式会社トクヤマ

※小型家電については、国が策定したガイドラインに基づく引渡し契約を締結し、小型家電リサイクル法に基づく再資源化計画により処理されます。なお、令和6（2024）年度の引渡し契約先は(株)イー・アール・ジャパンです。

※事業系食品残さについては登録再生利用事業者（(有)山陰エコシステム、(有)錦海化成：いずれも境港市、(有)広島水産加工：広島県呉市）が処理しています。

※市道等から発生する動物死体については、広島化製企業組合（広島市）に処理委託しています。

表 2-5 可燃ごみ処理施設

名称	米子市クリーンセンター	
所在地	米子市河崎 3280 番地 1	
供用開始	平成 14 (2002) 年 4 月	
設備及び 処理能力	焼却設備	全連続燃焼式焼却炉 90t/24h × 3 炉
	余熱利用設備	蒸気タービン発電機 4,000kW × 1 基
処理対象物	可燃ごみ	
処理方法	焼却	

表 2-6 不燃ごみ等処理施設

名称	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	
所在地	西伯郡伯耆町口別所 630 番地	
供用開始	平成 9 (1997) 年 4 月	
設備及び 処理能力	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理設備	24.5t/日 (5h)
	資源ごみ処理設備	10.0t/日 (5h)
	ペットボトル処理設備	2.0t/日 (5h)
	古紙梱包設備	12.5t/日 (5h)
処理対象物	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみ (缶・ビン類)、ペットボトル	
処理方法	破碎、選別、圧縮、梱包	

表 2-7 白色発泡スチロール・トレー処理施設

名称	(有)エコプラント	
所在地	米子市大篠津町 3366 番地 1	
設備及び 処理能力	廃発泡スチロール処理設備	0.8t/日、1.92t/日
処理対象物	白色発泡スチロール・トレー	
処理方法	溶融	

表 2-8 乾電池・蛍光管等処理施設

名称	(有)海老田金属大篠津工場	
所在地	米子市大篠津町 3331 番地	
処理対象物	乾電池、蛍光管・水銀体温計	
処理方法	選別、梱包	

表 2-9 蛍光管等処理施設

名称	野村興産(株)関西工場	
所在地	大阪市西淀川区中島二丁目 4 番 143 号	
処理対象物	蛍光管・水銀体温計	
処理方法	破碎、選別、洗浄	

表 2-10 乾電池・蛍光管等処理施設

名称	野村興産(株)イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1
処理対象物	乾電池、蛍光管・水銀体温計
処理方法	選別、焙焼など

表 2-11 焼却灰中間処理施設

名称	公益財団法人 ひょうご環境創造協会(赤穂事業所)
所在地	兵庫県赤穂市西浜町 1016 番地 1
処理対象物	焼却灰
処理方法	脱塩・破碎など

表 2-12 焼却灰中間処理施設

名称	住友大阪セメント株式会社 赤穂工場
所在地	兵庫県赤穂市折方中水尾 1513 番地
処理対象物	焼却灰
処理方法	焼成など

表 2-13 焼却灰中間処理施設

名称	UBE 三菱セメント株式会社 宇部セメント工場
所在地	山口県宇部市大字小串 1978 番地 2
処理対象物	焼却灰
処理方法	破碎・焼成など

表 2-14 焼却灰中間処理施設

名称	UBE 三菱セメント株式会社 伊佐セメント工場
所在地	山口県美祢市伊佐町伊佐 4768
処理対象物	焼却灰
処理方法	焼成など

表 2-15 焼却灰中間処理施設

名称	山口エコテック株式会社
所在地	山口県周南市晴海町 7 番 4 6
処理対象物	焼却灰
処理方法	脱塩など

表 2-16 焼却灰中間処理施設

名称	株式会社トクヤマ 南陽工場
所在地	山口県周南市渚町 4 9 0 0 - 4
処理対象物	焼却灰
処理方法	焼成など

(3) 最終処分施設

本市の令和 6 (2024) 年度における一般廃棄物最終処分を行う施設及び施設能力は次の表に示すとおりです。

表 2-17 一般廃棄物最終処分施設一覧

施設名	管理者	運転管理形態
環境プラント工業 一般廃棄物第 2 最終処分場	環境プラント工業(株)	委託 ⁹

表 2-18 最終処分施設

名称	環境プラント工業一般廃棄物第 2 最終処分場
所在地	米子市淀江町小波地内
埋立開始	平成 5 (1993) 年 9 月
埋立容量	489,657 立方メートル
埋立面積	31,825 平方メートル

9 鳥取県西部広域行政管理組合が委託。

3 ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量の推移

令和 6(2024) 年度のごみ排出量は 44,067 トンであり、平成 26(2014) 年度から 19.1% の減少、第 4 次計画の基準年度である令和元(2019) 年度から 13.2% の減少となっており、減少傾向にあることが分かります。

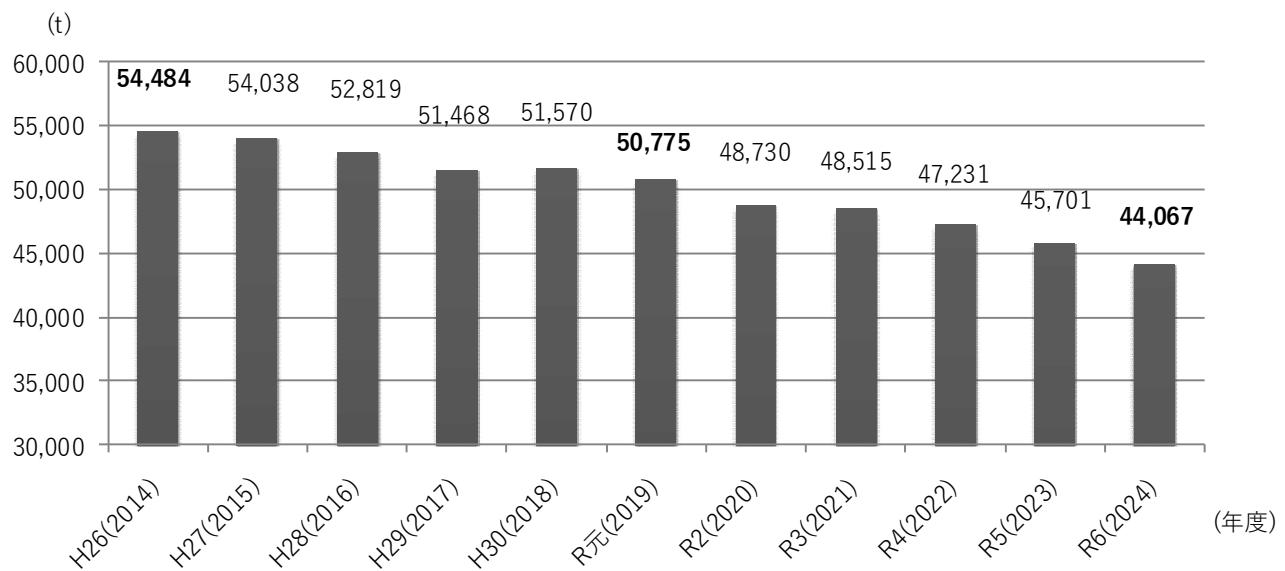


図 2-2 ごみ排出量の推移

(2) 排出形態別のごみ排出量

ごみの排出量を排出形態別でみると、令和 6(2024) 年度において、家庭系ごみが 27,637 トン、事業系ごみが 16,430 トンであり、家庭系ごみが全体の 62.7% を占めています。

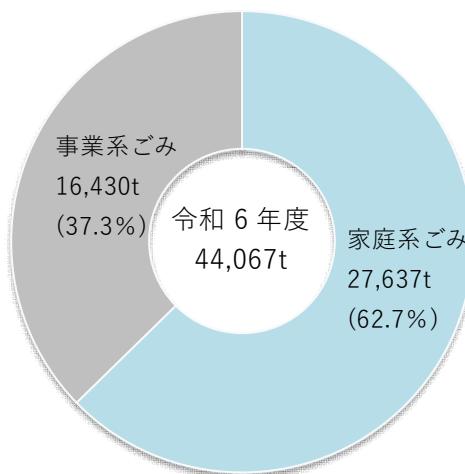


図 2-3 排出形態別のごみ排出量

ア 家庭系ごみ

令和 6 (2024) 年度の家庭系ごみ排出量は 27,637 トンであり、平成 26 (2014) 年度から 21.7% の減少、令和元 (2019) 年度から 13.0% の減少となっており、減少傾向であることが分かります。

イ 事業系ごみ

令和 6 (2024) 年度の事業系ごみ排出量は 16,430 トンであり、平成 26 (2014) 年度から 11.4% 減少しています。令和元 (2019) 年度から 11.8% 減少しており、減少傾向であることが分かります。

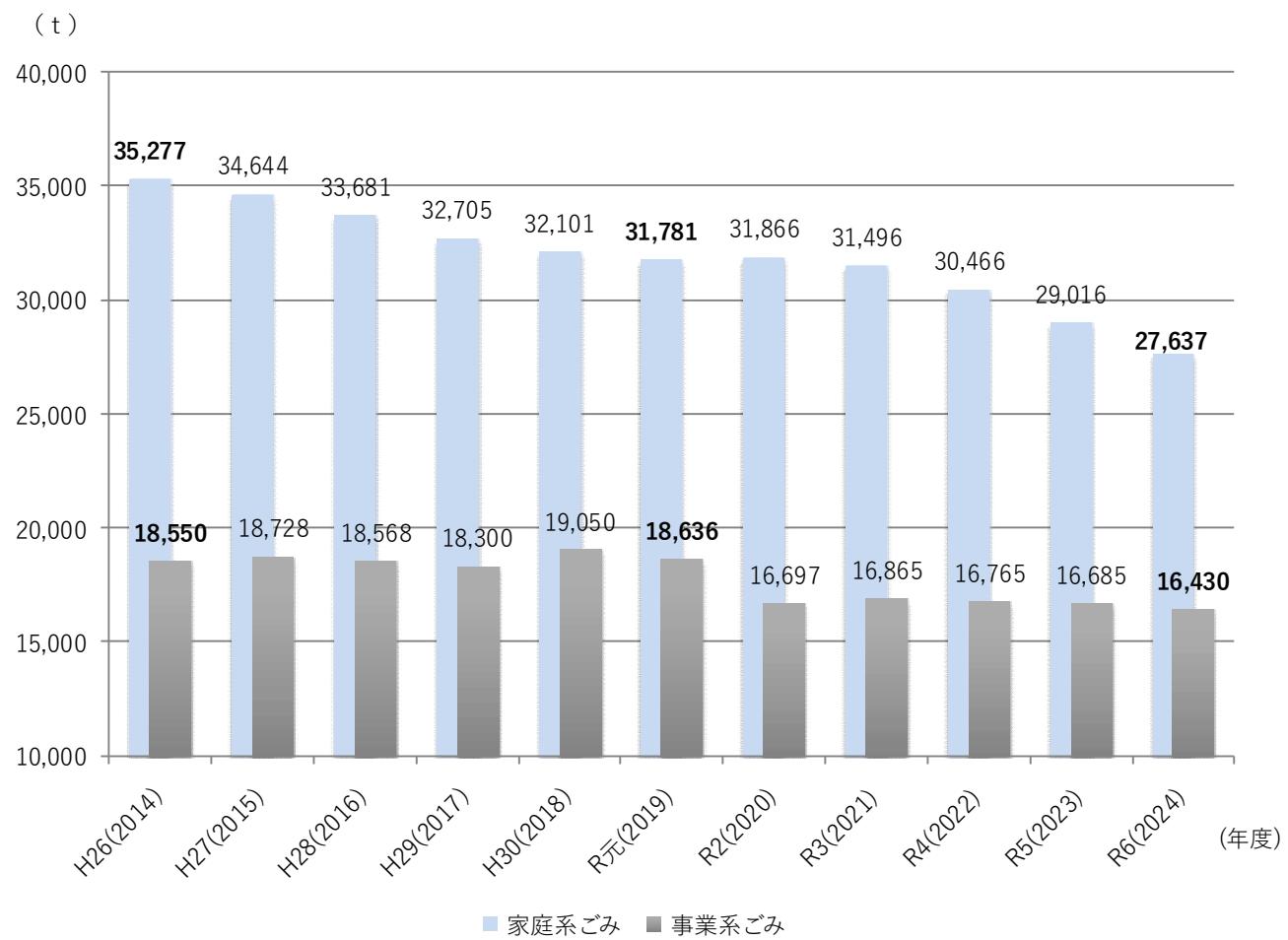


図 2-4 家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

表2-19 ごみ排出量の内訳

(単位:t)

年度		R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
家庭系ごみ	可燃ごみ	26,339	26,331	26,098	25,329	24,242	23,211
	不燃ごみ	1,631	1,817	1,751	1,673	1,585	1,419
	不燃性粗大ごみ	412	468	455	417	377	350
	白色発泡スチロール・トレー	41	43	39	37	35	33
	缶・ビン類	1,070	1,092	1,044	1,001	944	902
	ペットボトル	276	289	300	313	313	310
	牛乳パック	25	26	24	21	19	—
	再利用ビン	2	2	1	1	1	—
	新聞・チラシ	926	797	805	751	665	608
	本・雑誌・雑がみ	557	499	464	422	372	358
	ダンボール	422	425	425	408	374	358
	クリーンセンタ一分	4	4	5	6	6	6
	小型家電	25	23	34	38	36	36
	乾電池	39	38	38	38	37	36
	蛍光管	13	13	11	9	10	8
	計	31,781	31,866	31,496	30,466	29,016	27,637
集団回収	古紙類	340	157	144	—	—	—
	空瓶類	2	0	0	—	—	—
	空瓶ケース類	0	0	0	—	—	—
	金属類	15	9	9	—	—	—
	その他	1	1	1	—	—	—
	計	358	167	154	—	—	—
事業系ごみ	可燃ごみ	18,636	16,697	16,865	16,765	16,685	16,430
	計	18,636	16,697	16,865	16,765	16,685	16,430
合計		50,775	48,730	48,515	47,231	45,701	44,067

* 端数処理(四捨五入)を行ったため、合計と一致しない場合があります。

(3) ごみ組成分析結果について

家庭系ごみ組成分析の調査概要及び調査結果は次のとおりです。

表 2-20 家庭系ごみ組成分析調査概要

		可燃ごみ		不燃ごみ	
調査地域		A 地区 (市街地)	B 地区 (市郊外)	A 地区 (市街地)	B 地区 (市郊外)
調査実施時期		令和 7(2025)年 1 月		令和 7 (2025)年 1 月	
調査	袋数(袋)	46	40	30	27
試料	重量(kg)	151.58	155.69	156.19	118.34

ア 家庭系可燃ごみ組成分析結果

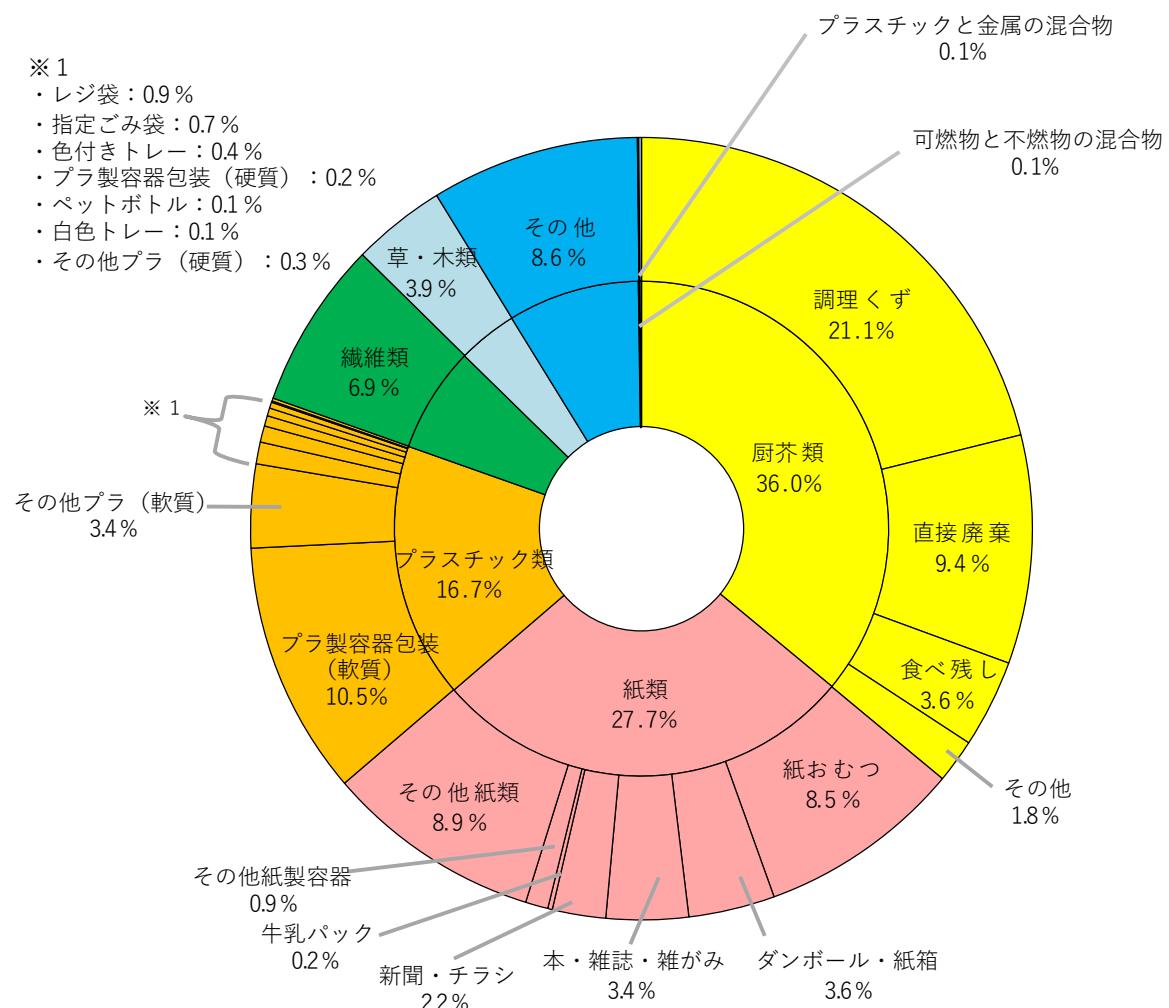


図 2-5 家庭系可燃ごみ組成 (湿重量比)

* 端数処理 (四捨五入) を行ったため、合計と一致しない場合があります。

(ア) 厨芥類

厨芥類（生ごみ）は全体の36.0%を占めています。前回（令和元（2019）年）の調査より上昇しています。平成26（2014）年度よりは低下していますが、本来は食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」と言われる直接廃棄¹⁰、食べ残し¹¹が厨芥類の36.1%（全体の13.0%）を占めています。

(イ) 紙類

紙類は全体の27.7%を占めています。紙類のうち、紙おむつが30.6%（全体の8.5%）である一方、資源物として収集している新聞・チラシ、本・雑誌・雑がみ、ダンボール・紙箱、牛乳パックが33.9%（全体の9.4%）を占めています。

(ウ) プラスチック類

厨芥類、紙類に次いで多いのがプラスチック類です。プラスチック製容器包装が64.1%（全体の10.7%）を占めています。また、レジ袋は5.3%（全体の0.9%）を占めていますが、前回調査（令和元（2019）年）に比べて減少しており、レジ袋の有料化等により使用が減少していると思われます。

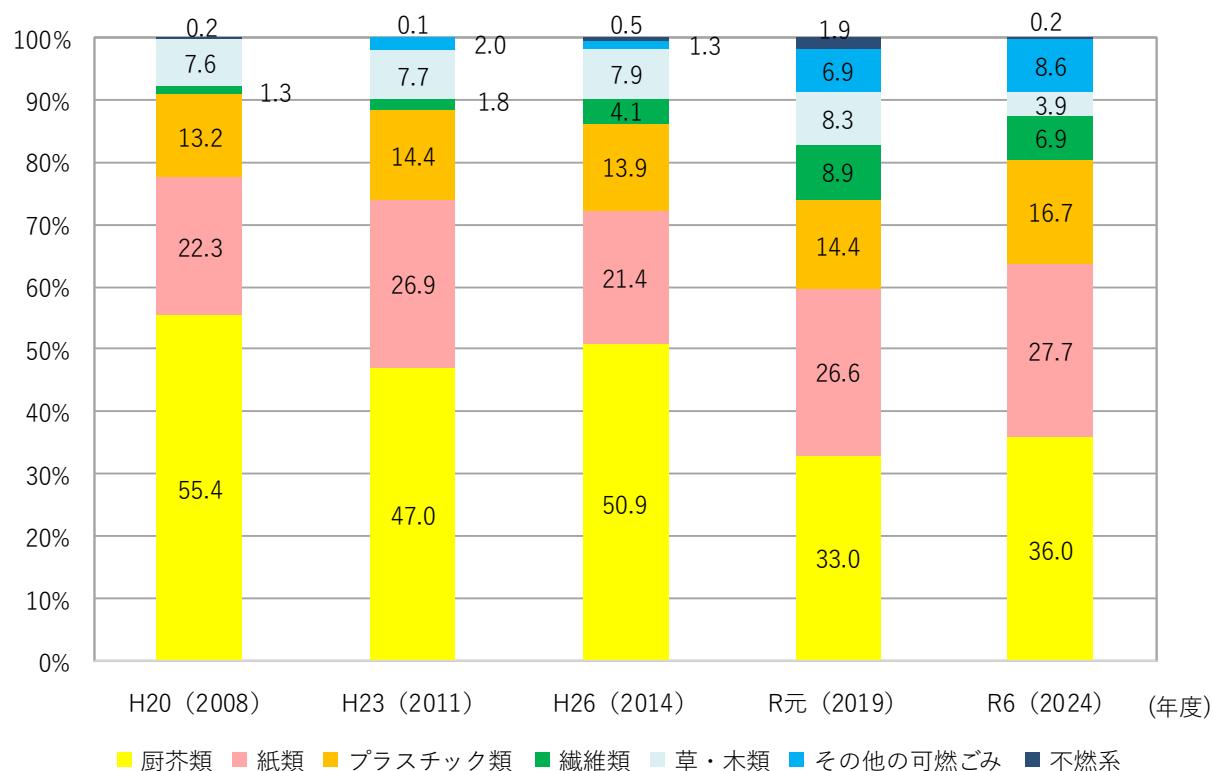


図2-6 家庭系可燃ごみ組成（構成比）調査の実施年度ごとの比較

* 端数処理（四捨五入）を行ったため、合計と一致しない場合があります。

10 購入後手がつけられずに捨てられたもの。

11 調理され又は生のまま食卓にのぼったが、食べられずに捨てられたもの。

イ 不燃ごみ組成分析結果

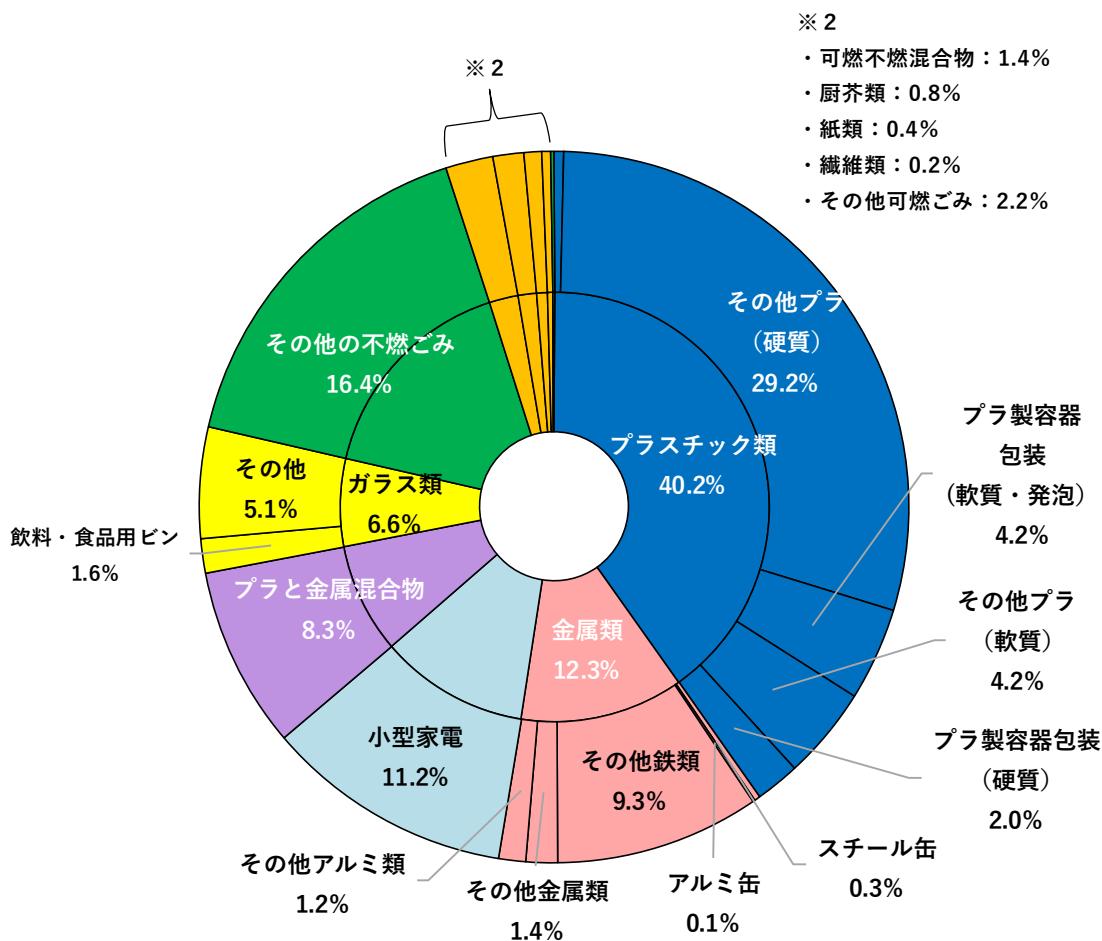


図 2-7 不燃ごみ組成（湿重量比）

* 端数処理（四捨五入）を行ったため、合計と一致しない場合があります。

(ア) プラスチック類

プラスチック類は全体の 40.2% を占めており、本来可燃ごみに分類されるプラスチック製容器包装（軟質）・その他プラ（軟質）が全体の 8.4% を占めています。

(イ) 金属類

資源化可能なスチール缶（全体の 0.3%）やアルミ缶（全体の 0.1%）が排出されています。

(ウ) 小型家電

本市では、電化製品について、不燃ごみ・不燃性粗大ごみとして収集するほか、小型家電リサイクル法に基づき、小型家電として回収ボックスや回収施設への持回りを行なっています。小型家電は全体の 11.2% を占めています。

(エ) ガラス類

資源化可能な飲料・食品用ビン（全体の 1.6%）が排出されています。

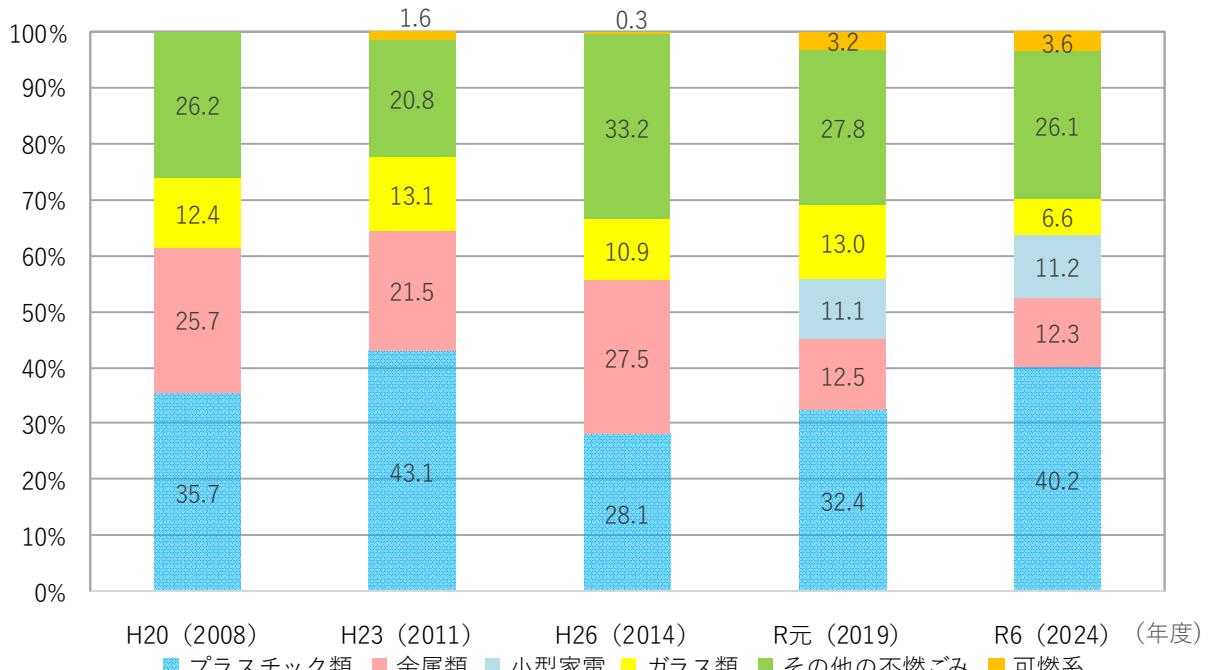


図2-8 家庭系不燃ごみ組成（構成比）調査の実施年度ごとの比較

*端数処理（四捨五入）を行ったため、合計と一致しない場合があります。

(4) 中間処理実績

各中間処理施設におけるごみ処理実績は以下のとおりです。

ア クリーンセンター

クリーンセンターにおける可燃ごみの処理量は以下のとおりで、近年、減少傾向にあります。

(t)



図2-9 クリーンセンターの可燃ごみ市町村別処理量内訳

*端数処理（四捨五入）を行ったため、合計と一致しない場合があります。

表2-21 クリーンセンター処理実績

(単位:t)

年 度		R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
処理量 (搬入量)	可燃ごみ処理量	55,646	53,256	53,411	52,289	50,509	48,923
	米子市分	44,975	43,028	42,963	42,094	40,927	39,640
	日吉津村分	1,221	1,188	1,162	1,138	1,083	1,059
	大山町分	1,245	1,240	1,495	1,360	1,036	948
	境港市分	8,205	7,800	7,792	7,698	7,462	7,276
中間処理後の量	主灰 ¹²	4,333	4,144	4,120	3,910	3,759	3,622
	飛灰 ¹³	1,071	977	936	916	935	—
	ダスト ¹⁴	—	—	—	—	340	—
	混合飛灰 ¹⁵	—	—	—	—	—	1,174
	計	5,404	5,121	5,056	4,826	5,034	4,796
	米子市分	4,367	4,136	4,066	3,886	4,127	3,885
最終処分量	ダスト固化物 ¹⁶	526	504	514	495	0	0
	計	526	504	514	495	0	0
	米子市分	425	407	414	398	0	0
発電電力量 (KWh)		22,555,930	21,174,640	21,623,230	20,980,370	20,655,740	19,102,520
使用電力量 (KWh)		8,866,930	8,550,214	9,421,094	9,278,606	8,797,208	8,861,912

* 端数処理（四捨五入）を行ったため、合計と一致しない場合があります。

クリーンセンターから発生するダストは、令和3（2021）年度まで最終処分を行っていましたが、令和4（2022）年度に試験的にセメント原料化を行い、令和5（2023）年度から全量をセメント原料化しています。また、令和6（2024）年度からはセメント原料化の事業者変更に伴い、飛灰とダストを合わせて混合飛灰としてセメント原料化を行っています。

最終処分量について、ダスト固化物をセメント原料化したことにより、令和5（2023）年度から0となっています。

また、クリーンセンターではごみを焼却したときに出る熱を回収し、発電を行なっていますが、ごみの処理量の減少に伴い発電量も減少しています。

12 焼却灰のうち、焼却炉の底などから回収される灰のこと。

13 焼却灰のうち、排ガス出口の最初のフィルターで集められたばいじん。

14 焼却灰のうち、排ガス出口の2つ目のフィルターで集められたばいじん。

15 焼却灰のうち、飛灰とダストを混合したもの。

16 ダストを薬品により固化したもの。ダストの飛散を防止するとともに、有害物質の溶出を防止している。

イ リサイクルプラザ

リサイクルプラザの処理対象ごみ¹⁷ 及び再生用資源ごみ¹⁸ の処理実績は表 2-22 のとおりです。再生用資源ごみの処理量は、近年減少傾向です。

表 2-22 リサイクルプラザ処理実績*

(単位:t)

年 度		R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
(搬入処理量)	処理対象ごみ	3,390	3,665	3,551	3,405	3,218	3,088
	再生用資源ごみ	1,929	1,746	1,718	1,603	1,430	1,325
	合計	5,319	5,411	5,269	5,008	4,648	4,413
後の中間の量処理	資源化量		3,374	3,408	3,290	3,130	2,848
	最終処分量	不燃物残さ	1,418	1,535	1,467	1,390	1,346
							1,299

※米子市分のみ。

(5) 最終処分実績

最終処分処理（埋立）の実績は表 2-23 のとおりです。

ダスト固化物をセメント原料化して再資源化したこと及び不燃ごみの搬入量の減少に伴い、最終処分量が減少しています。

表 2-23 環境プラント工業一般廃棄物第 2 最終処分場処分実績*

(単位:t)

年 度	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
ダスト固化物	425	407	414	398	0	0
不燃物残さ	1,417	1,535	1,467	1,390	1,346	1,299
合計	1,842	1,942	1,881	1,788	1,346	1,299

※米子市分のみ。

17 処理対象ごみ 資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル

18 再生用資源ごみ 古新聞紙、古雑誌、ダンボール、牛乳パック、その他紙製容器包装

第2節 第4次計画の数値目標の達成状況及び指標による評価

1 1人1日当たりのごみ排出量

項目	年度	実績値		目標値	達成状況
		R元 (2019)	R6 (2024)		
1人1日当たりのごみ排出量		938g/人・日	837g/人・日	870g/人・日	達成
内訳	家庭系ごみ	587g/人・日	525g/人・日	537g/人・日	達成
	集団回収	7g/人・日	-g/人・日	-g/人・日	-
	事業系ごみ	344g/人・日	312g/人・日	333g/人・日	達成

(g/人・日)

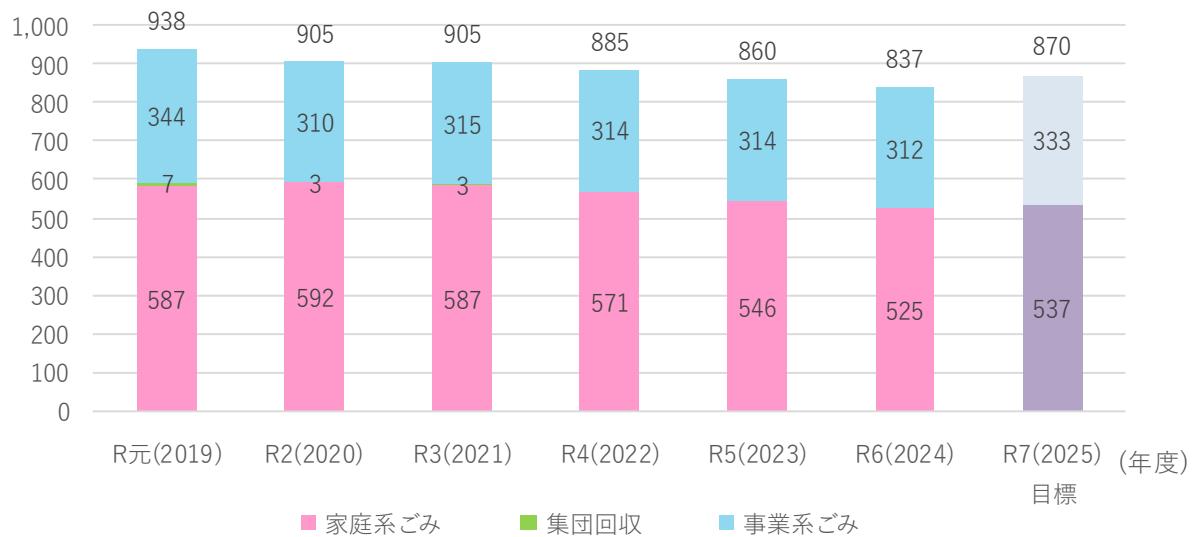


図2-10 1人1日当たりのごみ排出量推移

1人1日当たりのごみ排出量は、ごみ排出量を住民基本台帳登録人口及び年間日数で除したものです。第4次計画では、令和7(2025)年度の1人1日当たりのごみ排出量の目標を870g/人・日に設定しています。家庭系ごみ、事業系ごみとともに令和6(2024)年度時点で目標を達成しています。なお、集団回収は、令和4(2022)年度以降は、収集量把握が困難となつたため数値は計上していません。

2 リサイクル率

項目	年度	実績値		参考指標
		R元 (2019)	R6 (2024)	
リサイクル率		16.2%	15.3%	16.2%

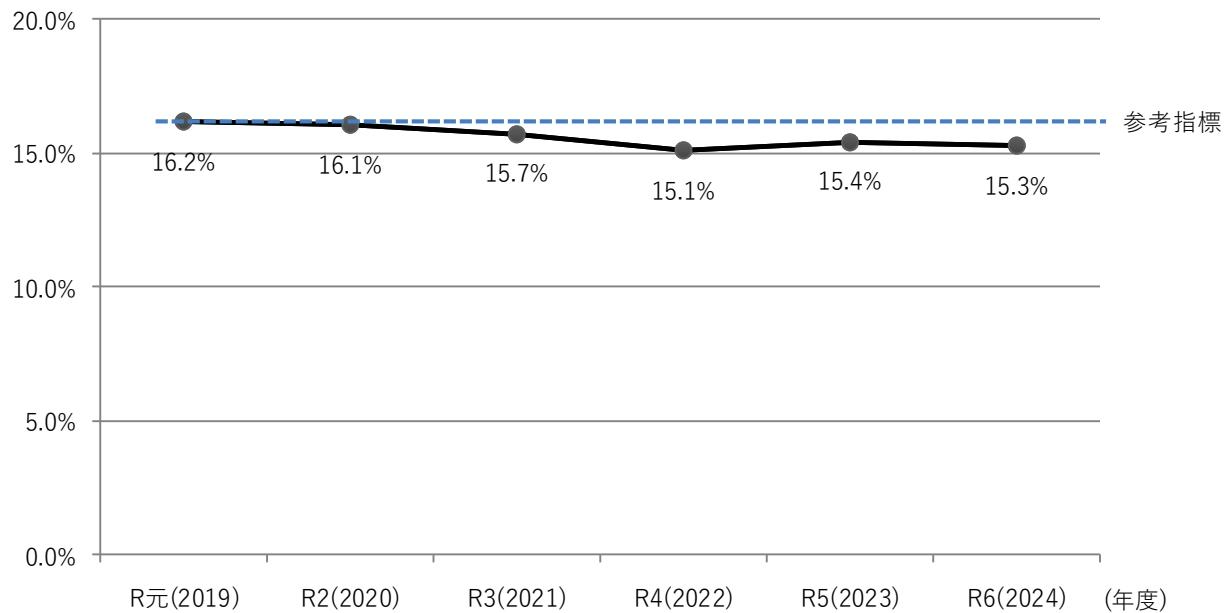


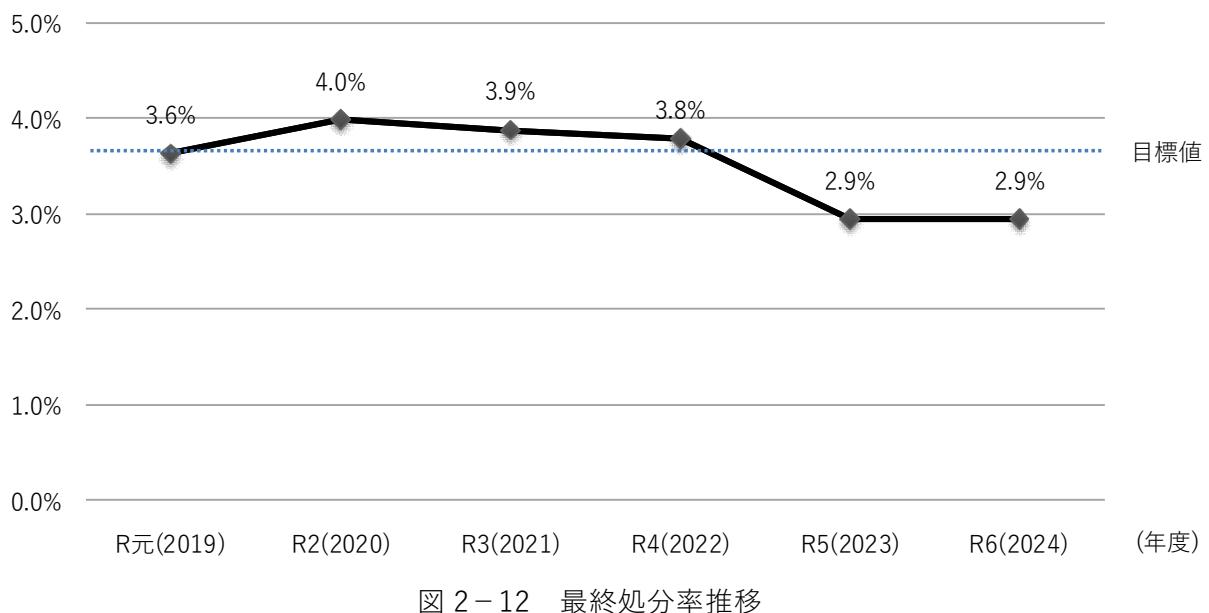
図 2-11 リサイクル率推移

リサイクル率は、ごみ排出量に対する資源化量の割合を指します。第4次計画では、リサイクル率について、目標値を設定せず、令和元（2019）年度の実績値を参考指標としています。

令和4（2022）年度以降、集団回収の収集量を計上しておらず、古紙類の排出量が減少したこと等により、リサイクル率が低下しています。

3 最終処分率

項目	年度	実績値		目標値	達成状況
		R元 (2019)	R6 (2024)		
最終処分率		3.6%	2.9%	3.6%	達成



最終処分率は、ごみ排出量に対する最終処分量の割合を指します。第4次計画では、令和7（2025）年度の最終処分率の目標値を3.6%に設定しています。

令和5（2023）年度からダスト固化物を再資源化したことにより、最終処分量が減少し、最終処分率の低下につながりました。

4 エネルギー回収量

項目	年度		参考指標
	R元 (2019)	R6 (2024)	
可燃ごみ 1 トン当たりのエネルギー回収量	405kWh/t	390kWh/t	405kWh/t



図 2-13 エネルギー回収量推移

可燃ごみ 1 トン当たりのエネルギー回収量は、クリーンセンターの発電電力量を可燃ごみ処理量（他市町村分も含む）で除したものです。第 4 次計画では、クリーンセンターにおけるエネルギー回収量について、目標値を設定せず、令和元（2019）年度の実績値を参考指標としています。

令和 2（2020）年度、令和 6（2024）年度は発電用タービンの定期点検を行ったため、例年より発電日数が減少し、エネルギー回収量が下がっています。

5 ごみ処理に係る経費

(1) ごみ処理に係る支出額

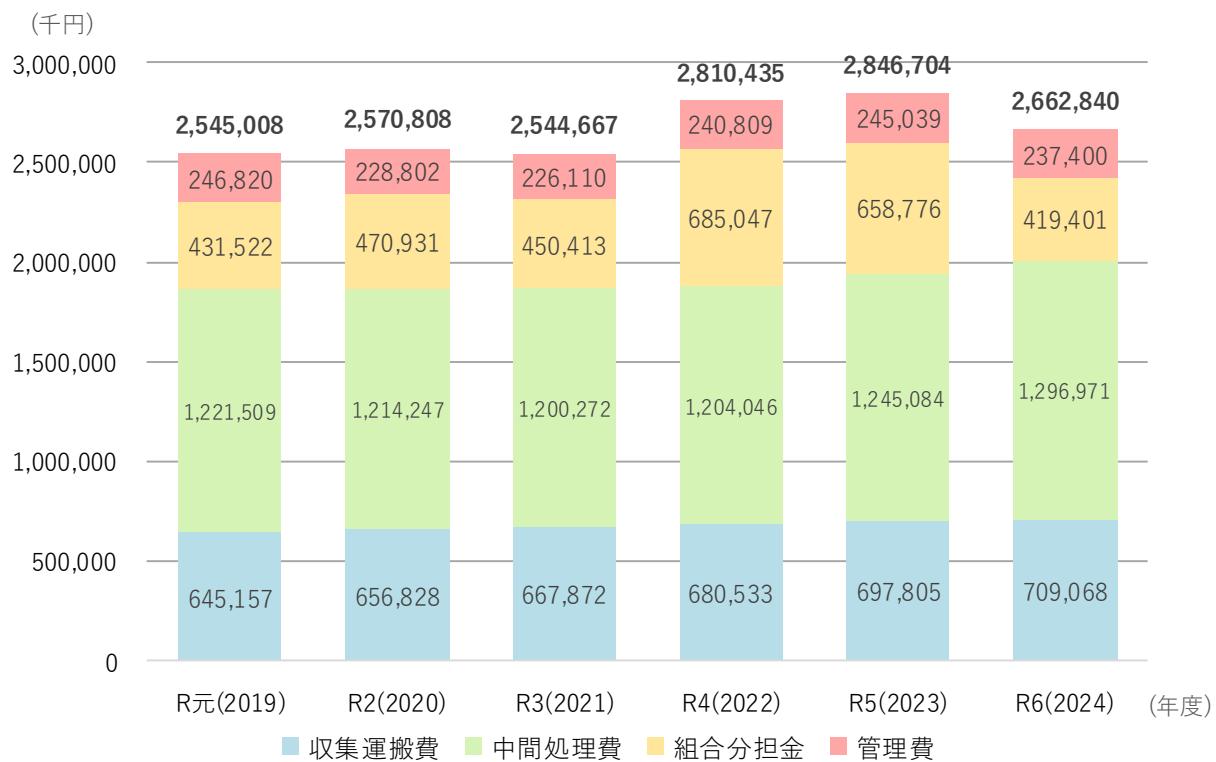


図 2-14 ごみ処理に係る支出額及び内訳の推移

内訳	説明
収集運搬費	・家庭系ごみの収集運搬委託料 ・技能職職員人件費 など
中間処理費	・クリーンセンターの運転に係る経費 ・主灰・飛灰の運搬・処理委託料 など
鳥取県西部広域行政管理組合負担金	・リサイクルプラザ等に係る鳥取県西部広域行政管理組合負担金
管理費	・事務職員の人件費 ・指定ごみ袋の製造・販売に関する経費 ・市内一斉清掃に関する経費 ・指定ごみ袋負担軽減事業に関する経費 など

収集運搬費は、人件費の上昇等に伴い微増しています。中間処理費については、クリーンセンター運転に係る包括委託費の上昇等に伴い増加しています。鳥取県西部広域行政管理組合分担金については、施設建設に伴い令和4（2022）年度から増加しています。管理費については概ね、年々増加傾向です。また、グラフの数値には含みませんが、令和3（2021）年度から一般廃棄物処理施設整備負担金基金積立金として毎年242,000千円支出しています。

(2) ごみ処理に係る収入額

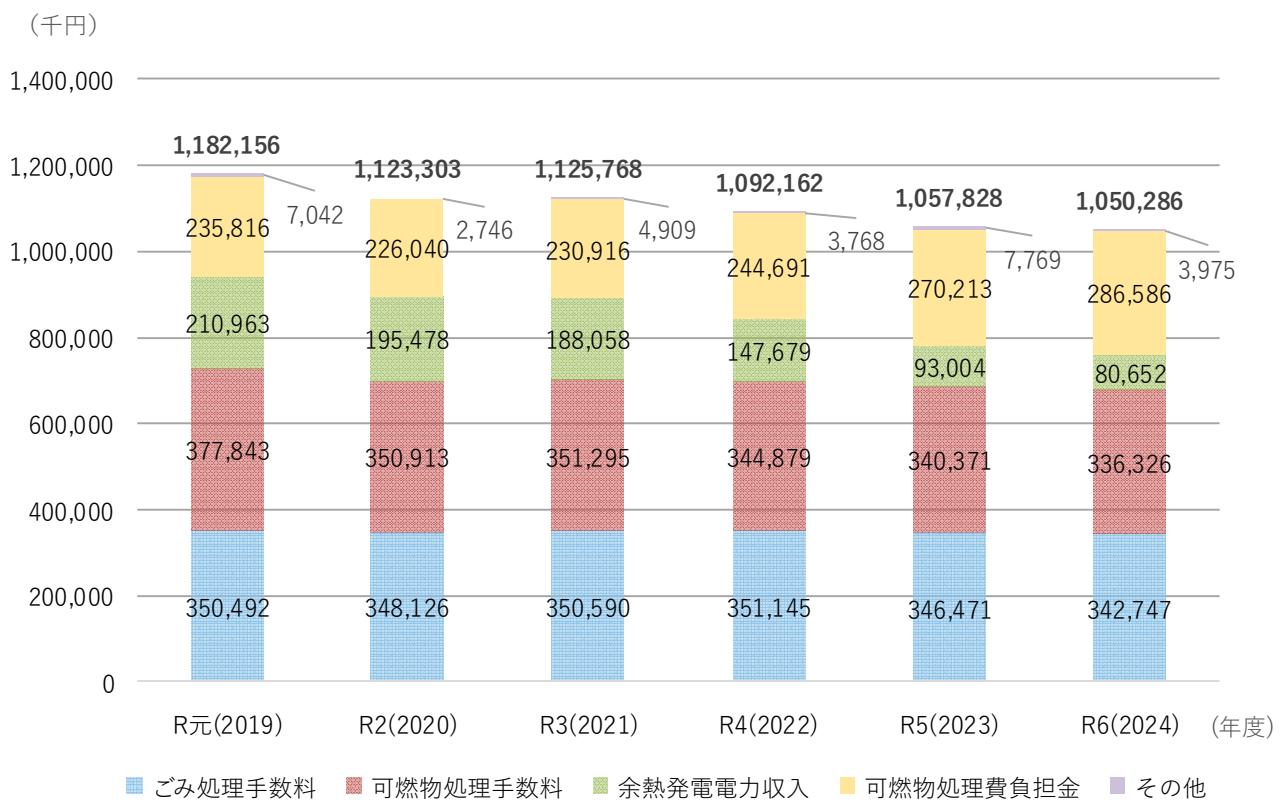


図 2-15 ごみ処理に係る収入額及び主な内訳の推移

内訳	説明
ごみ処理手数料	指定ごみ袋と収集シールの代金
可燃物処理手数料	クリーンセンターに直接搬入される可燃ごみの処理手数料
余熱発電電力収入	クリーンセンターにおいてごみを焼却する際に発生する熱を利用した発電の電気事業者への売却収入
可燃物処理費負担金	クリーンセンターに可燃ごみを搬入している日吉津村、大山町、境港市の負担金
その他(有価物等売払収入等)	クリーンセンターにおいての古紙、小型家電等の売払収入など

ごみ処理手数料及び可燃物処理手数料は、処理するごみの量の減少に伴い、減少しています。余熱発電電力収入は、令和4(2022)年10月に電力の固定価格買取制度が終了したことに伴い、令和5(2023)年度から減少しています。可燃物処理費負担金は、令和5(2023)年度から算定方法を見直ししたため、増加しています。

第3節 第4次計画の施策の実施状況

第4次基本計画の施策の取組状況は、次のとおりです。

○：施策を十分に実施したもの

△：施策を実施したが、取組が不十分だったもの

×：施策を実施できなかった、あるいは中止（休止）したもの

1 家庭系ごみ対策

施策	実施状況	具体的な取組内容
1 - 1 排出抑制（リフューズ、リデュース）の推進		
ワンウェイプラスチックの削減	○	鳥取県が行う「マイボトルキャンペーン」について周知・啓発した。
生ごみの減量	○	生ごみ処理機等の購入費補助を実施した。 ダンボール箱を利用した堆肥づくりセットの無料配布を行った。
1 - 2 適正な循環的利用（リユース、リサイクル、熱回収）の推進		
リユースの推進	○	令和5（2023）年1月に（株）ジモティーと、令和6（2024）年6月に（株）マーケットエンタープライズとリユース活動の促進に関する協定を締結し、周知・啓発を行った。
分別の徹底	○	ごみの分別方法について、ごみ分別収集カレンダー、ホームページ、市報、ごみ・資源物分別アプリ「さんあ～る」等を通じて、周知・啓発を行った。
小型家電リサイクル	○	市役所や公民館等で、家電製品（小型充電式電池を含む）を回収し、国が認定した事業者に引き渡すことで、再資源化を推進した。
クリーンセンターにおける熱回収	○	ごみ焼却量の調整等により、安定的なごみ焼却を行い、効率的に熱回収し発電を行った。 発電した電力は、地域電力会社のローカルエナジーに売却した。また、下水道施設への電力の供給（自己託送）を行い、エネルギーの地産地消を進め、温室効果ガス排出量の削減に努めた。

2 事業系ごみ対策

施策	実施状況	具体的な取組内容
2-1 事業系ごみの現状把握		
事業系ごみの組成分析	×	事業系ごみの組成分析に代えて、米子市クリーンセンターへの搬入記録の確認により、事業系ごみの発生抑制、適正処理を進めることしたため、事業系ごみの組成分析は実施していない。
事業者別の排出量分析	△	許可業者に取引先の収集量について、聞き取りを行った。
2-2 4R の推進		
業種別の取組	○	事業所向けのパンフレットを作成し、主に紙ごみ、食品残渣、木くずを排出する事業者に対して、適正処理・資源化への協力を求めた。
多量排出事業者への取組	○	クリーンセンターに多量の廃棄物を搬入している事業者を訪問し、適正処理について指導を行った。
許可業者への取組	○	許可業者に対して、産業廃棄物や資源物をクリーンセンターに搬入しないよう指導した。
市役所の取組	○	特定個人情報に留意した上で、OA用紙の裏面再利用、再資源化に努めた。 学校給食から発生する食品残さの堆肥化に努めた。 市有施設から発生する草・木の資源化に努めた。
2-3 その他		
グリーン購入の推進	○	グリーン購入法に関する情報を事業者へ提供し、環境負荷低減に資する物品の調達を促した。 市役所での調達物品について方針を定め、リユース製品、リサイクル製品等の優先調達に努めた。
紙おむつリサイクルの研究	○	近隣の自治体の取組を調査した。

3 食品ロスの削減【米子市食品ロス削減推進計画】

施策	実施状況	具体的な取組内容
3-1 共通事項 (家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの削減)	○	食品ロス削減月間（10月）・食品ロス削減の日（10月30日）の周知を行った。 鳥取県と連携し、フードドライブの活動を行い、フードバンクへの寄附を行った。
3-2 家庭系食品ロスの削減	○	「食品ロスダイアリー」をホームページに掲載し、施設見学者等への配布を行った。 ふれあい説明会等で周知を行った。
3-3 事業系食品ロスの削減	○	「3010運動」について啓発を行い、宴会時の食品ロスの削減を図った。

4 本市の実情に応じたごみ処理システムの構築

施策	実施状況	具体的な取組内容
4-1 家庭系ごみ収集・運搬体制		
ごみ収集袋について	△	資源物の店頭回収を促進することで、ごみ袋の使用を減らすことができた。 バイオマスプラスチック袋については、製造コスト、耐久性、原材料の安定供給等、いくつかの課題が考えられ、導入について継続して検討していく。
収集区分・収集方法について	○	牛乳パック、再利用ビン等について、収集量が年々減少している状況を踏まえ、令和6(2024)年4月に収集区分と収集回数を変更した。
混合ごみ対策	○	令和4(2022)年度に実証事業を行い、その結果、かかる経費が想定を大きく超えたため、実施困難であると判断した。 市内に、混合粗大ごみの処理が可能な一般廃棄物処分業の許可業者が存在するため、それら事業者と協力し、民間事業として混合粗大ごみの処理を進めることとした。
高齢者・障がい者対策	○	福祉保健部局と環境部局が連携したプロジェクトチームにより協議・検討を行った。アンケート調査による実態把握、簡易版のごみ分別ガイドの作成と配布、既存の福祉制度を活用した時間制限のないごみステーションの設置に向けた実証事業の実施などを行った。
4-2 事業系ごみ収集・運搬体制	○	啓発パンフレット、ホームページまた事業者の訪問を行う等、適正なごみ排出について周知・啓発を行った。
4-3 中間処理計画		
可燃ごみについて	○	クリーンセンターで発生した焼却灰はセメント原料化により再資源化を行った。 クリーンセンター長寿命化計画に基づき、安定的な施設の稼働を行った。
不燃・不燃性粗大ごみ、資源物について	○	ごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては、焼却処理または最終処分を行った。
4-4 最終処分計画	○	中間処理後の不燃残渣を最終処分場において埋立て処分した。
4-5 広域連携の推進	○	中間処理施設及び最終処分場の候補地となっている地域に対して、鳥取県西部広域行政管理組合が行う説明会に地元自治体として同席し、丁寧な対応に努めた。

5 普及啓発・環境教育の推進

施策	実施状況	具体的な取組内容
5-1 普及啓発・情報提供の推進	○	ごみ分別収集カレンダー、ごみ・資源物分別アプリ「さんあ～る」等を活用し分別ルールの周知、啓発及び情報提供を行った。
5-2 環境教育の推進	○	令和5(2023)年度総合(探求)学習での提案を基に作成した「4R推進日めくりカレンダー」を市内小学4年生に配布した。 公民館講座等を通じ、普及啓発・環境教育に取り組んだ。

6 災害廃棄物対策

施策	実施状況	具体的な取組内容
6 災害廃棄物対策	○	令和4(2022)年度にクリーンセンターにて災害廃棄物仮置場設置運営に関する実地訓練を実施した。 仮置場の選定に係る検討を行った。 国・県が行う災害廃棄物対策に係る訓練・研修に参加した。 令和6(2024)年度発行「よなごみ通信」にて大規模災害時のごみ出しについて広報を実施した。

7 不法投棄・ポイ捨て対策

施策	実施状況	具体的な取組内容
7 不法投棄・ポイ捨て対策	○	市内全域で巡回ルートを設定しパトロールを実施した。また、不法投棄が多発する地域には監視員を配置し、重点的な監視活動を行うことで、早期発見と迅速な対応を図った。

8 海岸漂着物対策

施策	実施状況	具体的な取組内容
8 海岸漂着物対策	○	海岸清掃を行う団体などに対し、ボランティア袋を配布し、ごみの回収を実施することで、清掃活動の促進に努めた。

第4節 市民アンケート調査結果

ごみの減量・リサイクルなどの現状に対する意見や今後のごみ処理に関する意向等を調査するため、令和6（2024）年7月に市民アンケート調査を実施しました。調査結果は次のとおりです。

1 調査概要

<調査の目的>

今後の本市の廃棄物施策の検討及び第5次米子市一般廃棄物処理基本計画の参考資料とするためです。

<調査対象者及び調査実施方法>

住民基本台帳から無作為に選んだ18歳以上の市民3,000人に対し、アンケート調査票の郵送配布を行い、郵送及び電子申請で回答を得ました。

<調査時期>

令和6（2024）年7月（7月12日発送 8月9日締切り）

<回答結果>

○配布数 3,000件

○回答数 1,155件（郵送：806件 電子申請：349件）

○回答率 38.5%

<集計結果について>

○端数処理の都合上、合計が合わない場合があります。

○年代別比較について

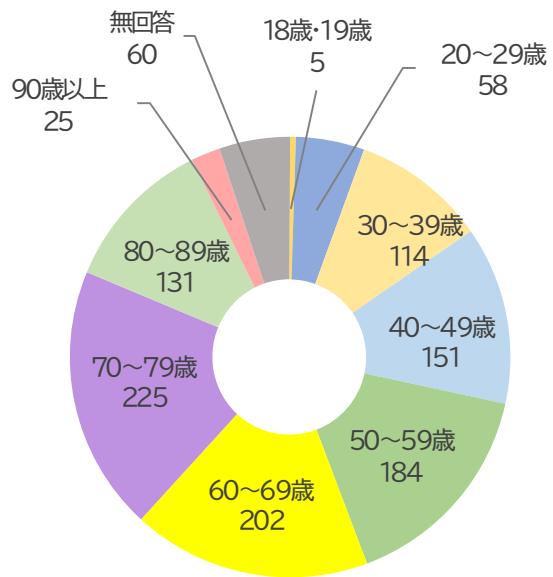
・「18歳・19歳」及び「90歳以上」はサンプル数が少ないので、それぞれ、「20～29歳」、「80～89歳」と合算して集計しました。

・各年代に無回答分は含みません。

2 回答者の基礎情報

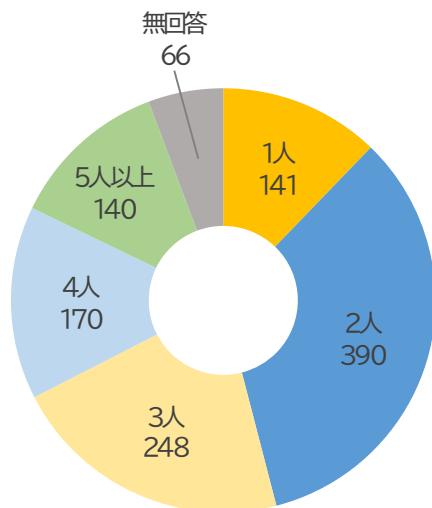
(1) 年齢

回答項目	回答数	割合
18歳・19歳	5	0.4%
20～29歳	58	5.0%
30～39歳	114	9.9%
40～49歳	151	13.1%
50～59歳	184	15.9%
60～69歳	202	17.5%
70～79歳	225	19.5%
80～89歳	131	11.3%
90歳以上	25	2.2%
無回答	60	5.2%
合 計	1, 155	100%



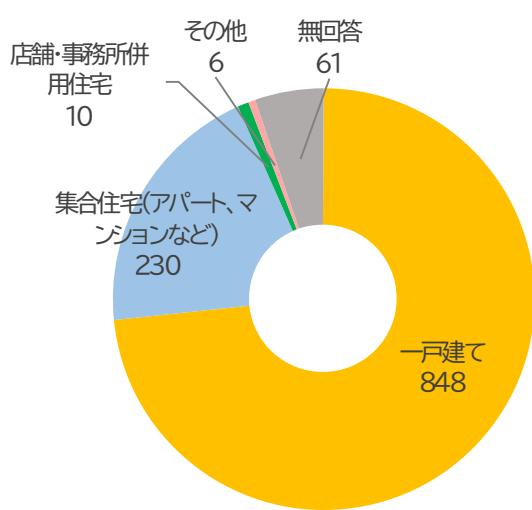
(2) 本人を含めた家族（同居）の人数

回答項目	回答数	割合
1人	141	12.2%
2人	390	33.8%
3人	248	21.5%
4人	170	14.7%
5人以上	140	12.1%
無回答	66	5.7%
合 計	1, 155	100%



(3) 住宅の種類

回答項目	回答数	割合
一戸建て	848	73.4%
集合住宅（アパート、マンションなど）	230	19.9%
店舗・事務所併用住宅	10	0.9%
その他	6	0.5%
無回答	61	5.3%
合 計	1, 155	100%

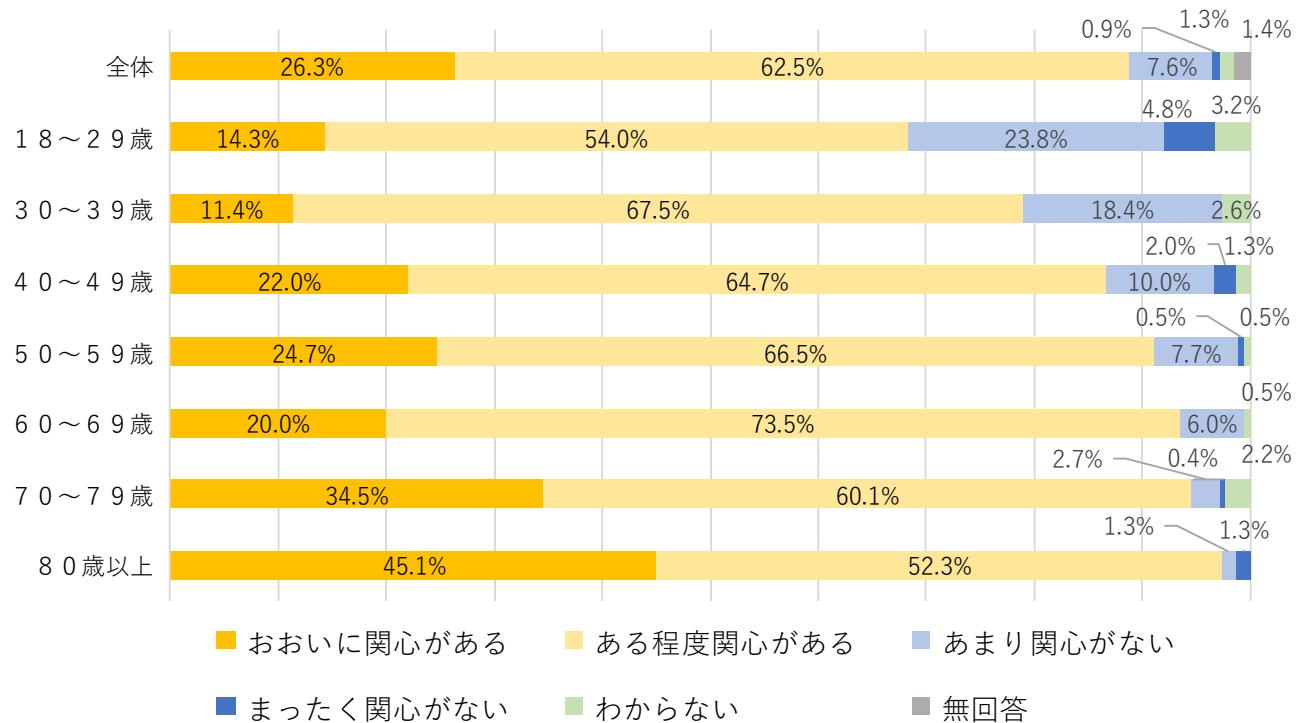
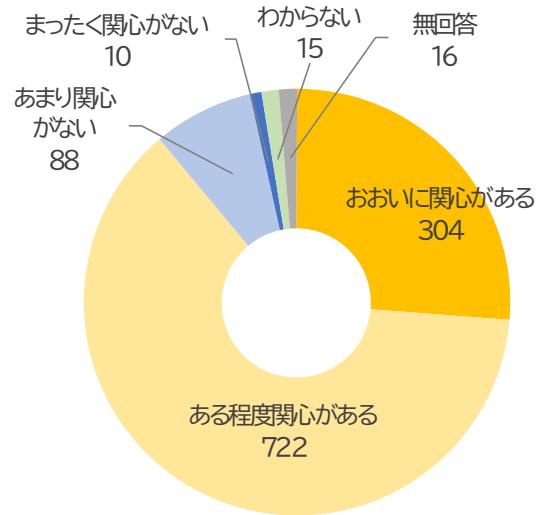


3 ごみの問題に関する意識について

問1 資源の有効利用、ごみ処理経費の低減などの観点から、ごみの減量等が必要と言われていますが、あなたは、ごみの減量化、資源化について関心がありますか。

※○は1つ

回答項目	回答数	割合
おおいに関心がある	304	26.3%
ある程度関心がある	722	62.5%
あまり関心がない	88	7.6%
まったく関心がない	10	0.9%
わからない	15	1.3%
無回答	16	1.4%
合計	1, 155	100%

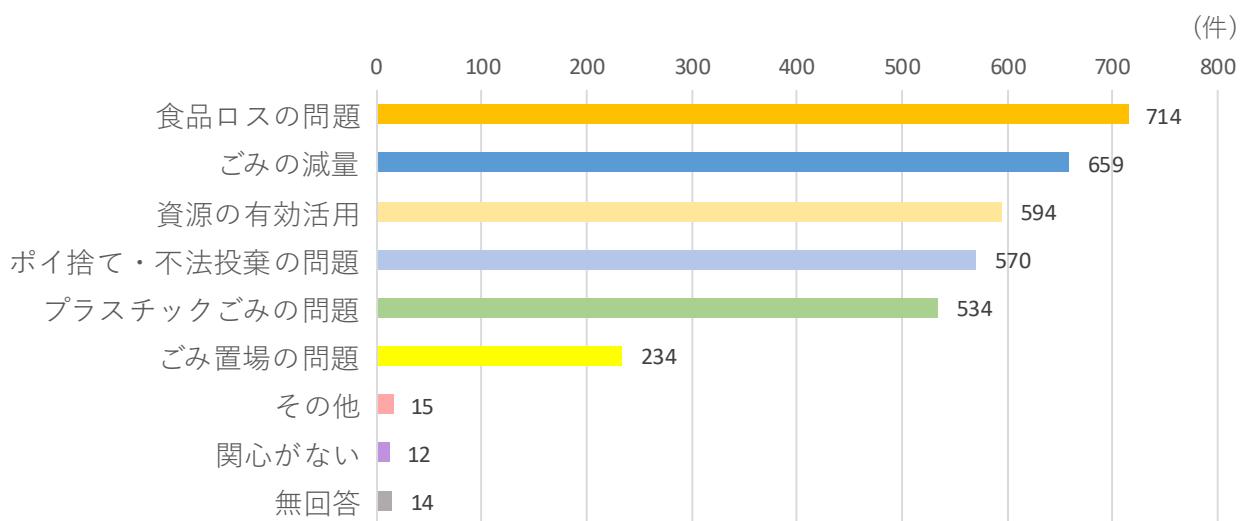


<結果・傾向>

- ・「おおいに関心がある」「ある程度関心がある」と答えた人の割合が88.8%ありました。
- また同割合は前回調査より4ポイント高くなっています。
- ・「おおいに関心がある」「ある程度関心がある」と答えた人の割合は、49歳以下で全体の結果(88.8%)を下回り、年代が下がるほど関心が低くなる傾向がありました。

問2 ごみに関するごみの減量化、資源化等で、関心が高いのはどの項目についてですか。

※該当するものすべてに○

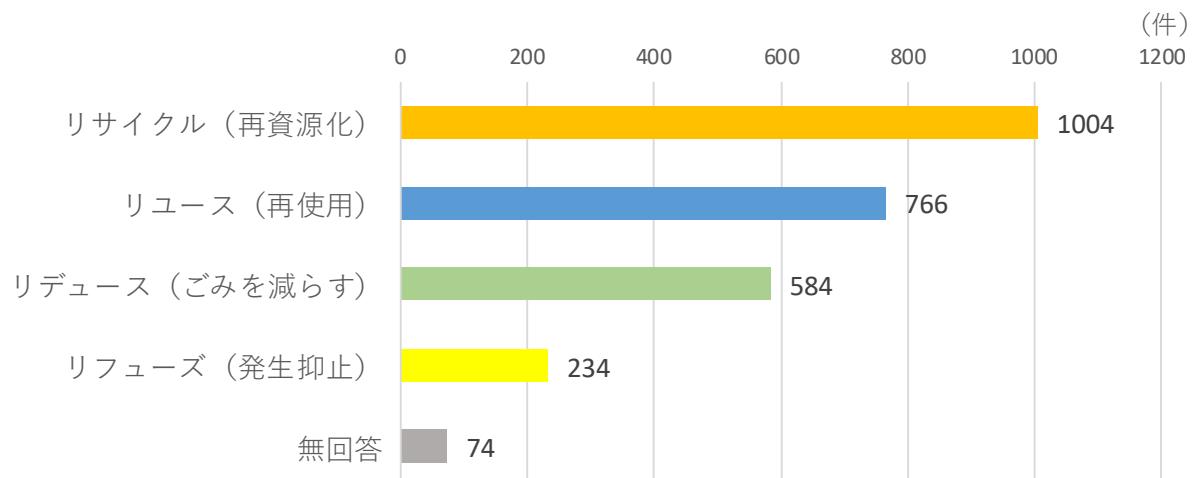


<結果・傾向>

- 「食品ロスの問題」が一番関心が高く、以下「ごみの減量」「資源の有効利用」「ポイ捨て・不法投棄の問題」の順に関心が高くなっています。

問3 米子市では、リフューズ（発生抑制）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の4Rを推進しています。知っているものに○をしてください。

※該当するものすべてに○



<結果・傾向>

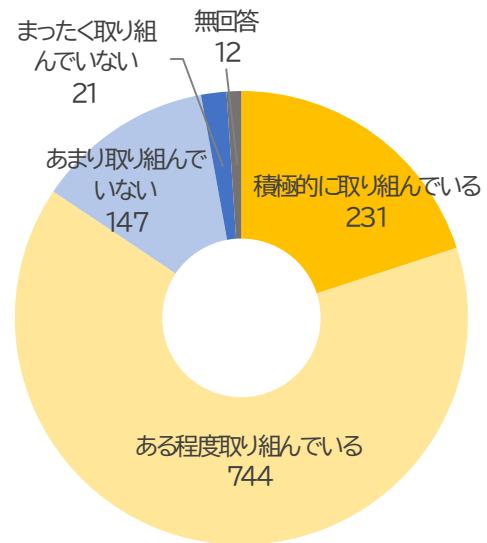
- いわゆる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の認知度に比べて、3Rに含まれないリフューズの認知度は低くなっています。

4 減量・リサイクルについて

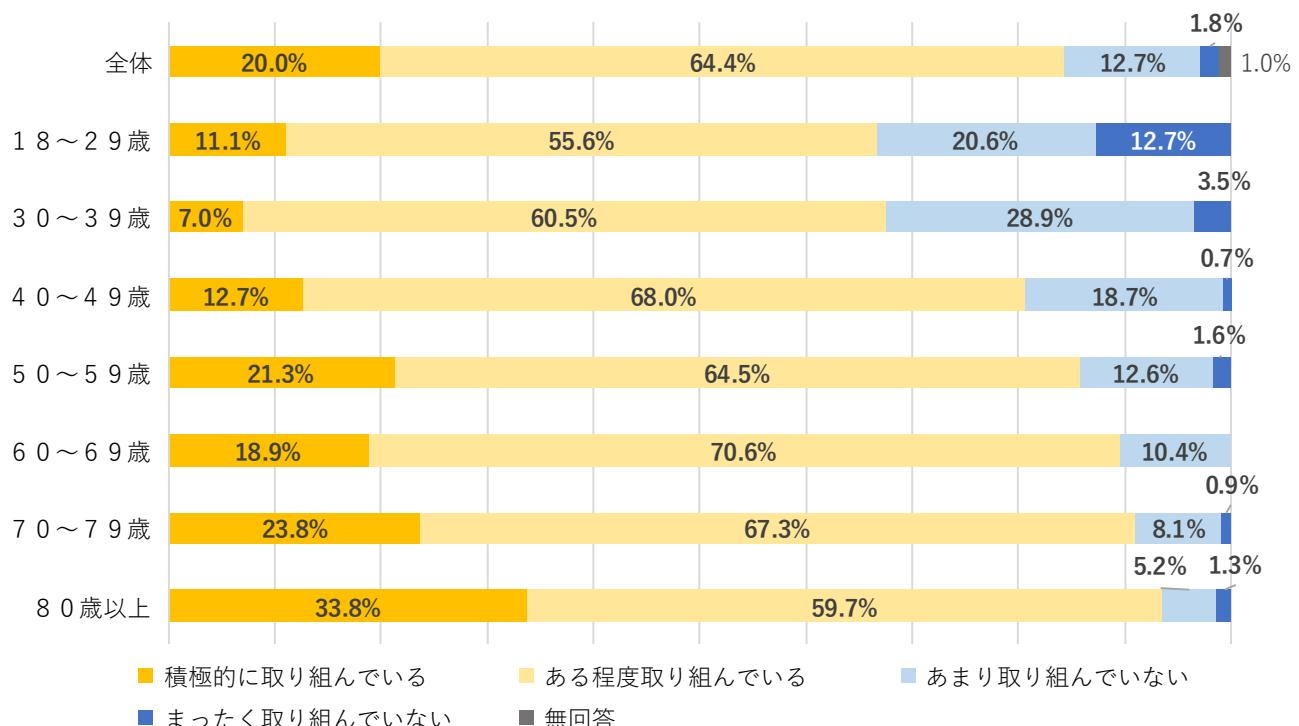
問4 日頃から、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいますか。

※○は1つ

回答項目	回答数	割合
積極的に取り組んでいる	231	20.0%
ある程度取り組んでいる	744	64.4%
あまり取り組んでいない	147	12.7%
まったく取り組んでいない	21	1.8%
無回答	12	1.0%
合計	1,155	100%



<年代別比較> (年代別に無回答は含みません)



<結果・傾向>

- ・「積極的に取り組んでいる」「ある程度取り組んでいる」の合計が84.4%でした。前回調査より3.5ポイント高くなっています。
- ・「積極的に取り組んでいる」「ある程度取り組んでいる」の割合は、問1のごみの減量化、資源化についての関心と同様に年代が上がるほど高くなる傾向がありました。

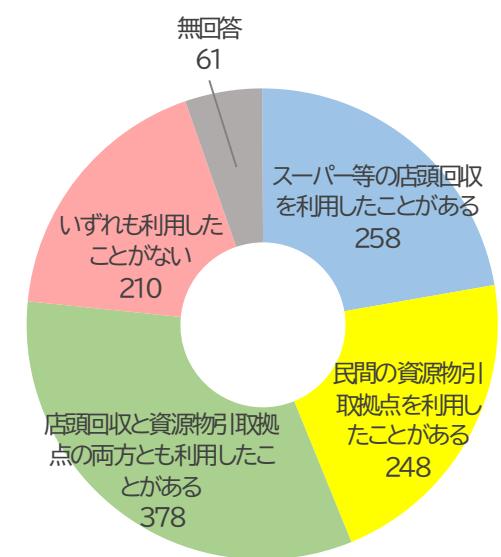
問5 スーパー等の店頭回収や民間の資源物引取拠点について、利用状況をお答えください。

※○は1つ

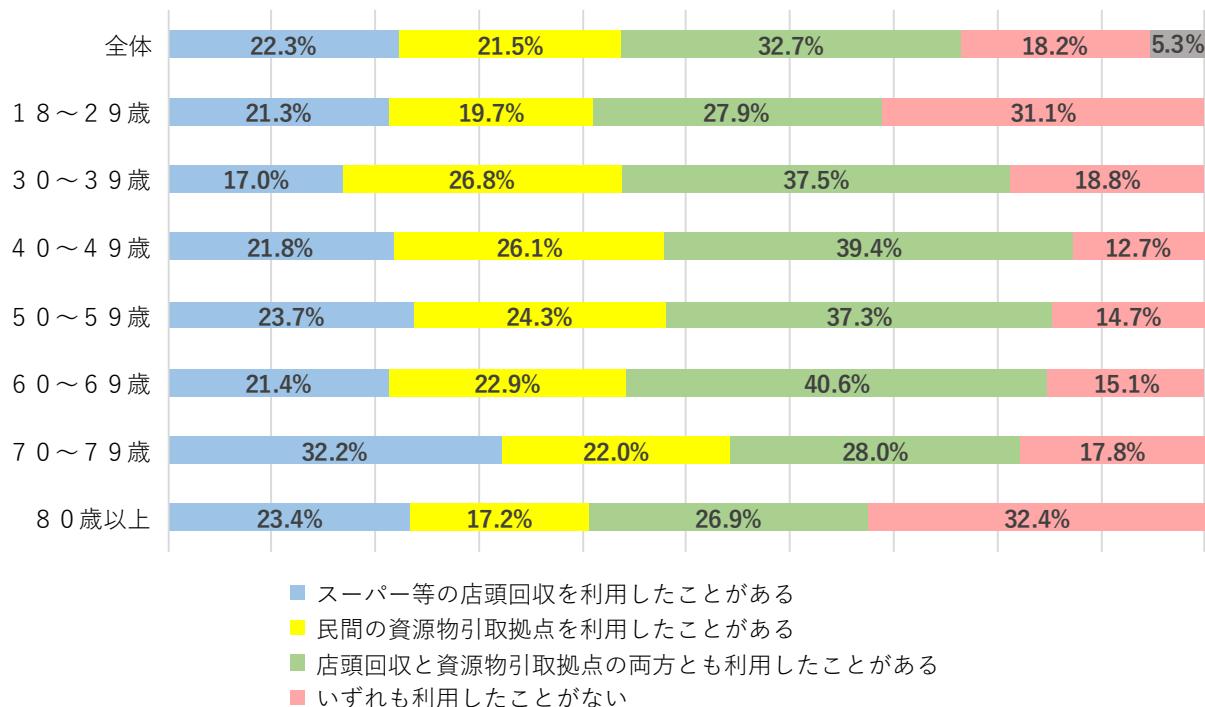
「店頭回収」とは、スーパー等が営業時間内に常時回収しているものを指します。

「民間の資源物引取拠点」とは、回収業者が拠点を設けて回収しているもの（えこ便や古紙ランド等）のほか、スーパー等の駐車場等において決まった曜日に古紙類や缶等の回収を行っているものを指します。

回答項目	回答数	割合
スーパー等の店頭回収を利用したことがある	258	22.3%
民間の資源物引取拠点を利用したことがある	248	21.5%
店頭回収と資源物引取拠点の両方とも利用したことがある	378	32.7%
いずれも利用したことがない	210	18.2%
無回答	61	5.3%
合計	1,155	100%

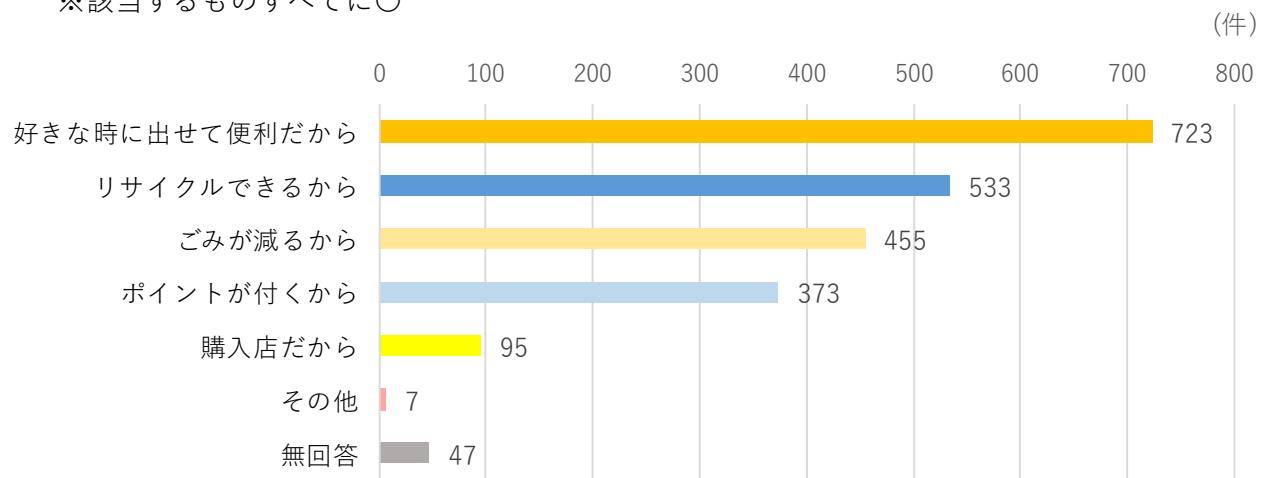


<年代別比較> (年代別に無回答は含みません)



問6 (問5で「スーパー等の店頭回収を利用したことがある」、「民間の資源物引取拠点を利用したことがある」又は「店頭回収と資源物引取拠点の両方とも利用したことがある」に○を付けた方) 利用した理由をお答えください。

※該当するものすべてに○



<結果・傾向>

- 問5、6の結果、店頭回収又は民間の資源物引取拠点を利用したことがある方及び両方を利用したことがある方で全体の76.5%となりました。また利用した理由では「好きな時に出せて便利だから」が一番多くなっています。

5 ごみの収集について

問7 可燃ごみと不燃・不燃性粗大ごみを出すために、指定ごみ袋・収集シールにかかる費用は1か月当たりどのくらいですか。

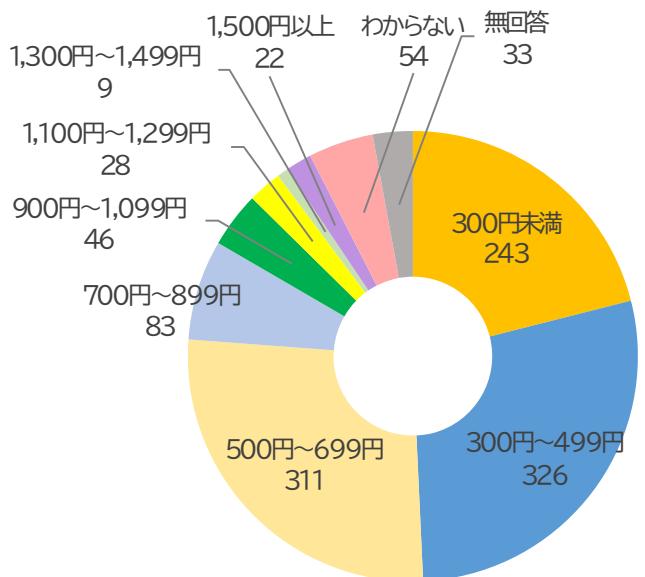
※○は1つ

1枚当たりの手数料の額（販売価格）は、40ℓ袋…63円、30ℓ袋（可燃のみ）…47円
20ℓ袋…31円、10ℓ袋…16円、収集シール…63円です。

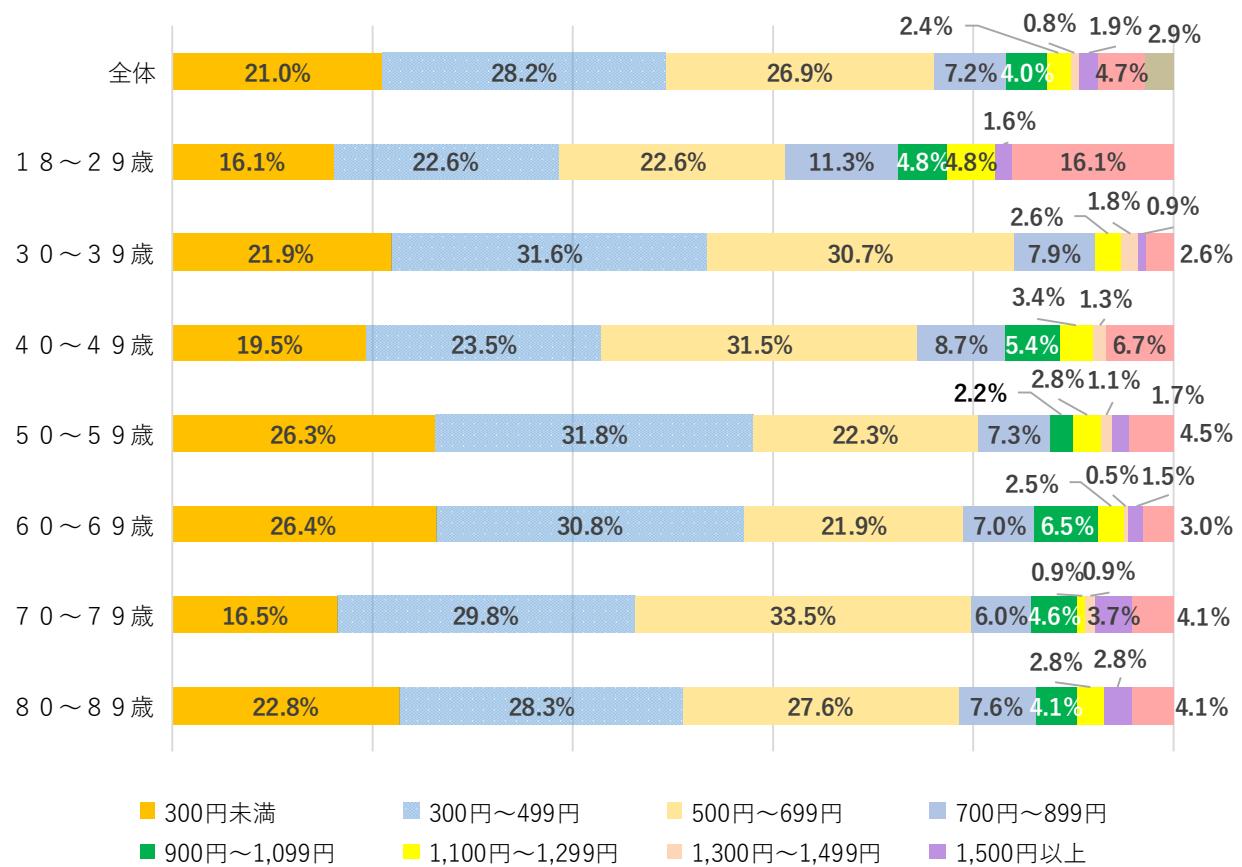
【参考】40ℓ袋を週2回×4週=504円 30ℓ袋を週2回×4週=376円

20ℓ袋を週2回×4週=248円

回答項目	回答数	割合
300円未満	243	21.0%
300円～499円	326	28.2%
500円～699円	311	26.9%
700円～899円	83	7.2%
900円～1,099円	46	4.0%
1,100円～1,299円	28	2.4%
1,300円～1,499円	9	0.8%
1,500円以上	22	1.9%
わからない	54	4.7%
無回答	33	2.9%
合 計	1,155	100%



<年代別比較> (年代別に無回答は含みません)



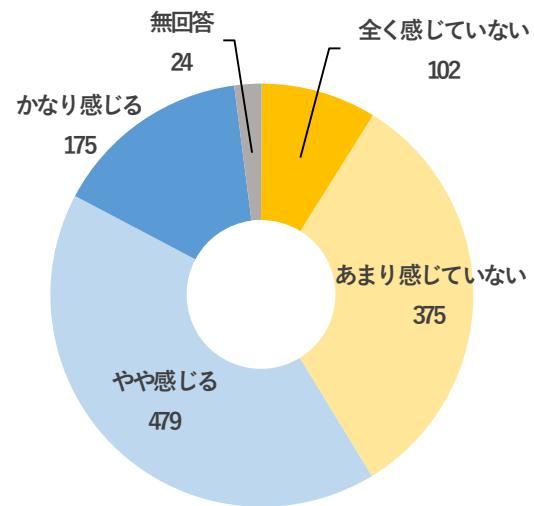
<結果・傾向>

- 700円未満と回答した人が合わせて 76.1% でした。これは前回調査時の 74.9% より 1.2 ポイント上昇しています。
 - 700円未満の割合が一番高いのは 30代で、84.2% でした。
- ※700円という金額については、1月当たりのごみ排出回数を可燃ごみ 9回（週 2 回 × 4.5 週）、不燃ごみ 2 回とし、各収集日に 40 リットルの指定ごみ袋を使用したと仮定した場合、かかる費用 693円（63円 × 11袋）であり、目安としています。

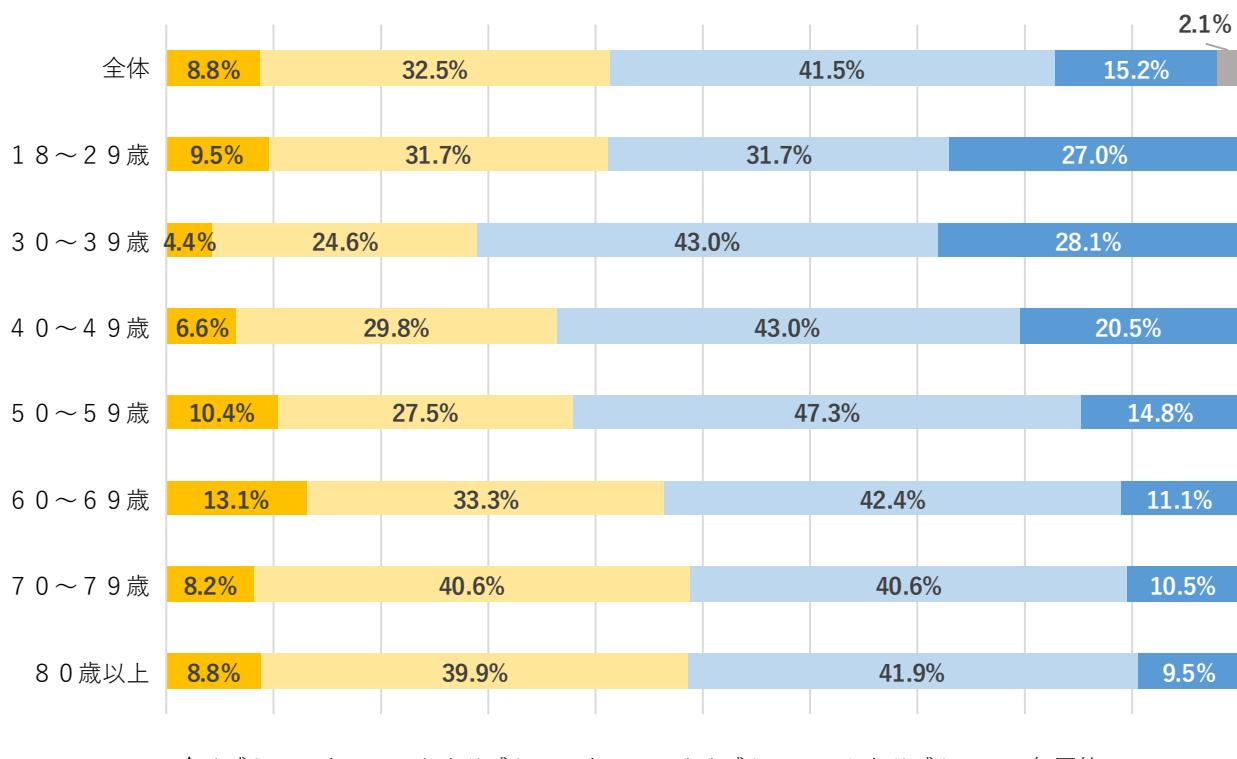
問8 指定ごみ袋・収集シールにかかる費用についてどの程度負担に感じていますか。

※○は1つ

回答項目	回答数	割合
全く感じていない	102	8.8%
あまり感じていない	375	32.5%
やや感じる	479	41.5%
かなり感じる	175	15.2%
無回答	24	2.1%
合 計	1,155	100%



<年代別比較> (年代別に無回答は含みません)



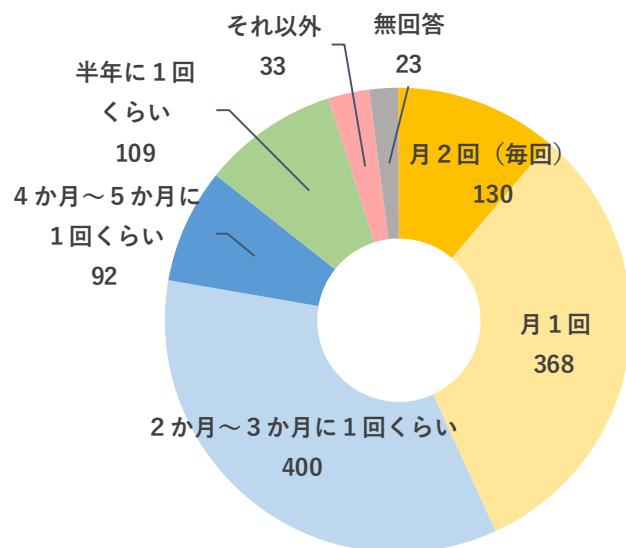
<結果・傾向>

- ・全体の「全く感じていない」「あまり感じていない」の割合は、41.3%、「やや感じる」「かなり感じる」の割合は56.7%でした。
- ・前回調査では「全く負担を感じていない」「ほとんど負担を感じていない」の割合は45.6%、「やや負担を感じる」「かなり負担を感じる」の割合は51.8%でした。
- ・18～29歳を除くと、年代が下がるほど負担を感じている傾向がありました。

問9 不燃ごみ・不燃性粗大ごみを出す頻度はどのくらいですか。

※○は1つ

回答項目	回答数	割合
月2回（毎回）	130	11.3%
月1回	368	31.9%
2か月～3か月に1回くらい	400	34.6%
4か月～5か月に1回くらい	92	8.0%
半年に1回くらい	109	9.4%
それ以外	33	2.9%
無回答	23	2.0%
合 計	1,155	100%

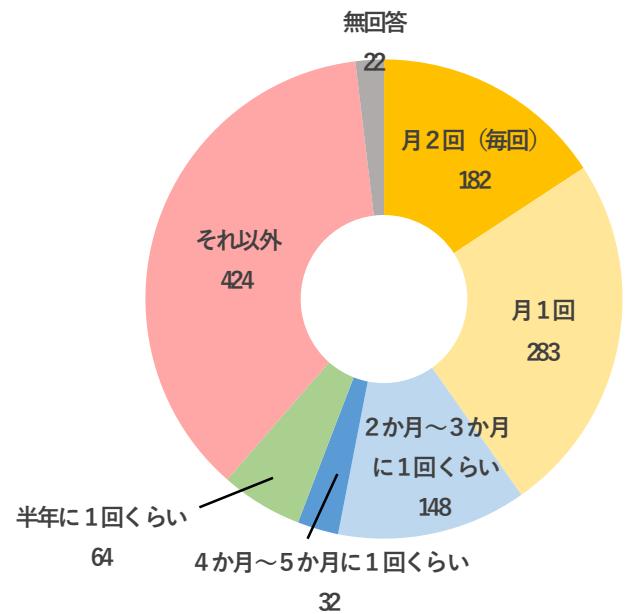


<結果・傾向>

- 不燃ごみ、不燃性粗大ごみを出している頻度は、86.8%の方が「月1回」以下でした。

問10 古紙類（新聞・チラシ、本・雑誌・雑がみ・牛乳パック、ダンボール・紙箱）を市の収集に出す頻度はどのくらいですか。※○は1つ

回答項目	回答数	割合
月2回（毎回）	182	15.8%
月1回	283	24.5%
2か月～3か月に1回くらい	148	12.8%
4か月～5か月に1回くらい	32	2.8%
半年に1回くらい	64	5.5%
それ以外	424	36.7%
無回答	22	1.9%
合 計	1,155	100%



<結果・傾向>

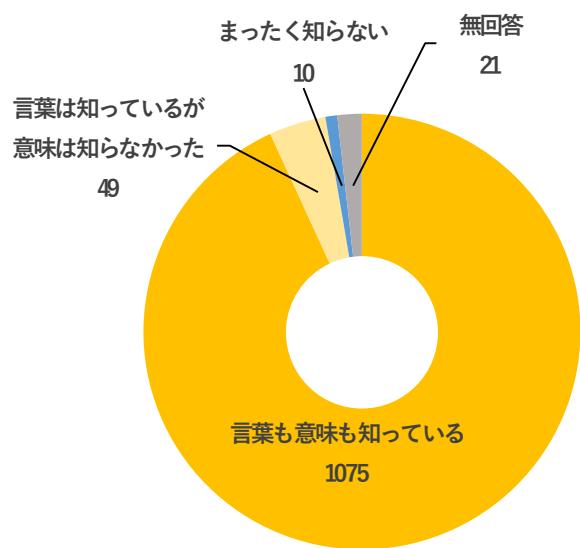
- 前回調査から「月2回（毎回）」は5.6ポイント下がり、「月1回」は1ポイント上がりました。
- 問5、6の結果と併せて、スーパー等の店頭回収、民間の拠点回収の利用が広がっていることが伺えます。

6 生ごみについて

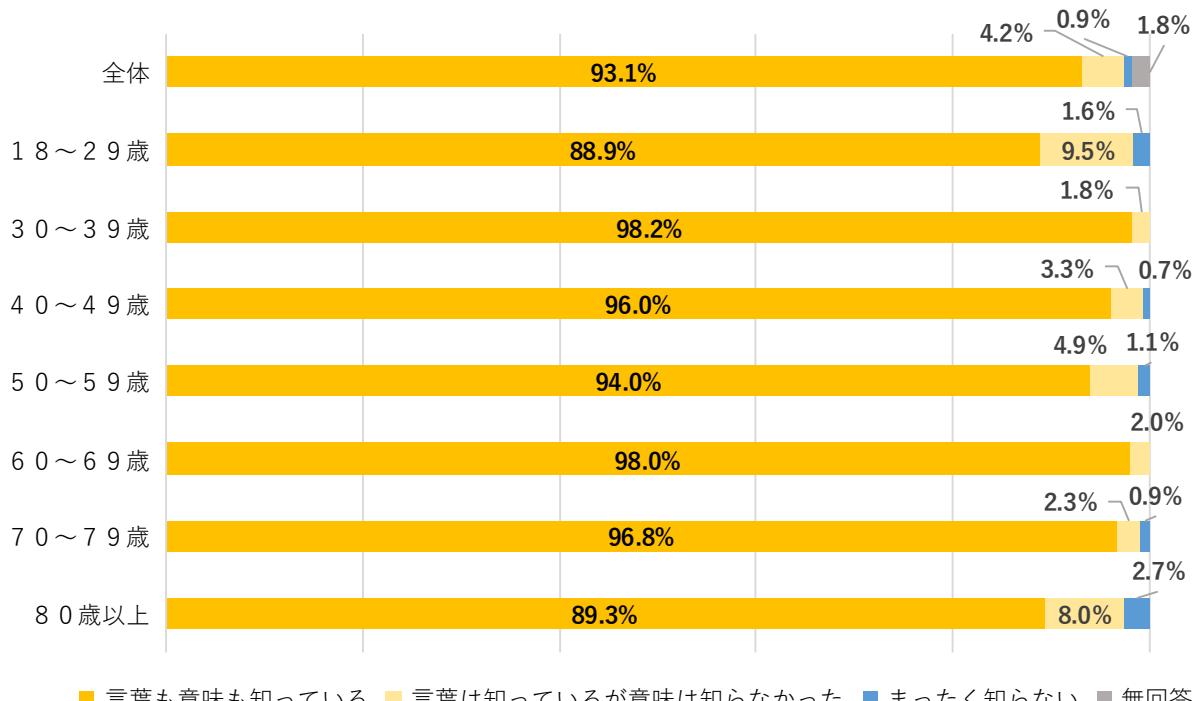
問11 あなたは食品ロスという言葉を知っていましたか。

※○は1つ

回答項目	回答数	割合
言葉も意味も知っている	1,075	93.1%
言葉は知っているが意味は知らなかった	49	4.2%
まったく知らない	10	0.9%
無回答	21	1.8%
合 計	1,155	100%



<年代別比較> (年代別に無回答は含みません)

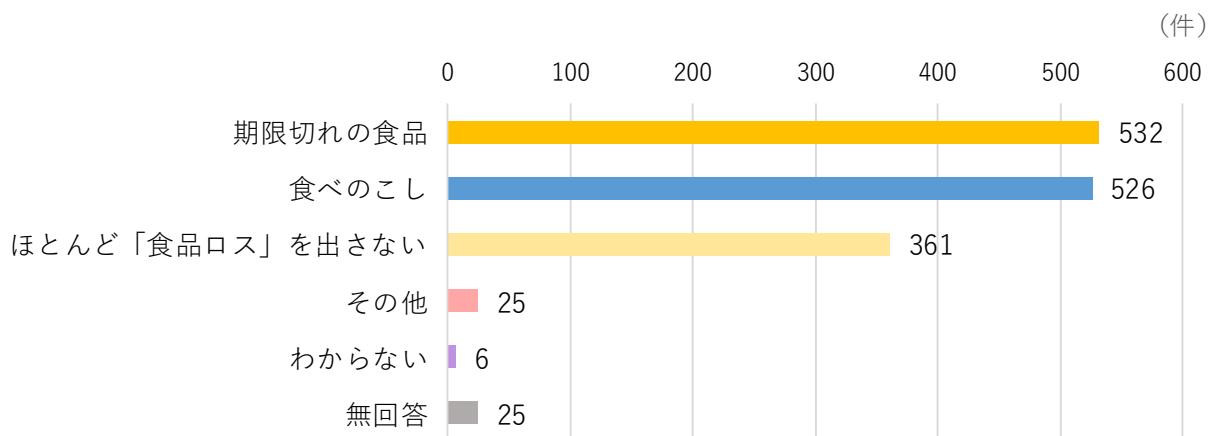


<結果・傾向>

- ・食品ロスという言葉も意味も知っている割合は、全体で 93.1% であり、広く認知されていることが伺えます。

問12 あなたが、ふだんの生活で出すことがある「食品ロス」は何ですか。

※該当するものすべてに○

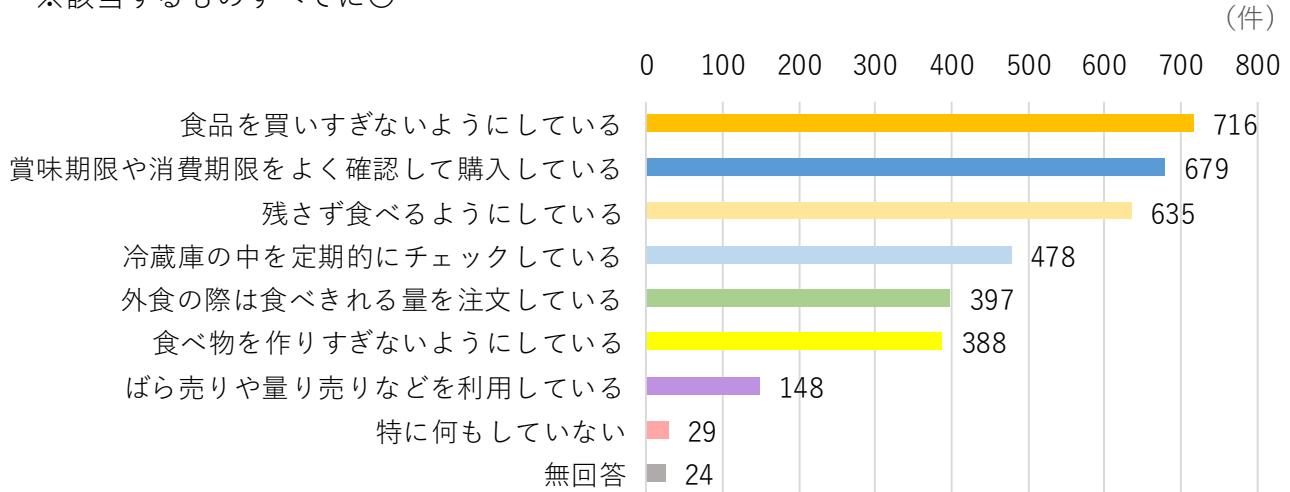


<結果・傾向>

- ・「期限切れの食品」と「食べのこし」は同じ程度の回答数でした。

問13 「食品ロス」にならないように気を付けていることをお答えください。

※該当するものすべてに○

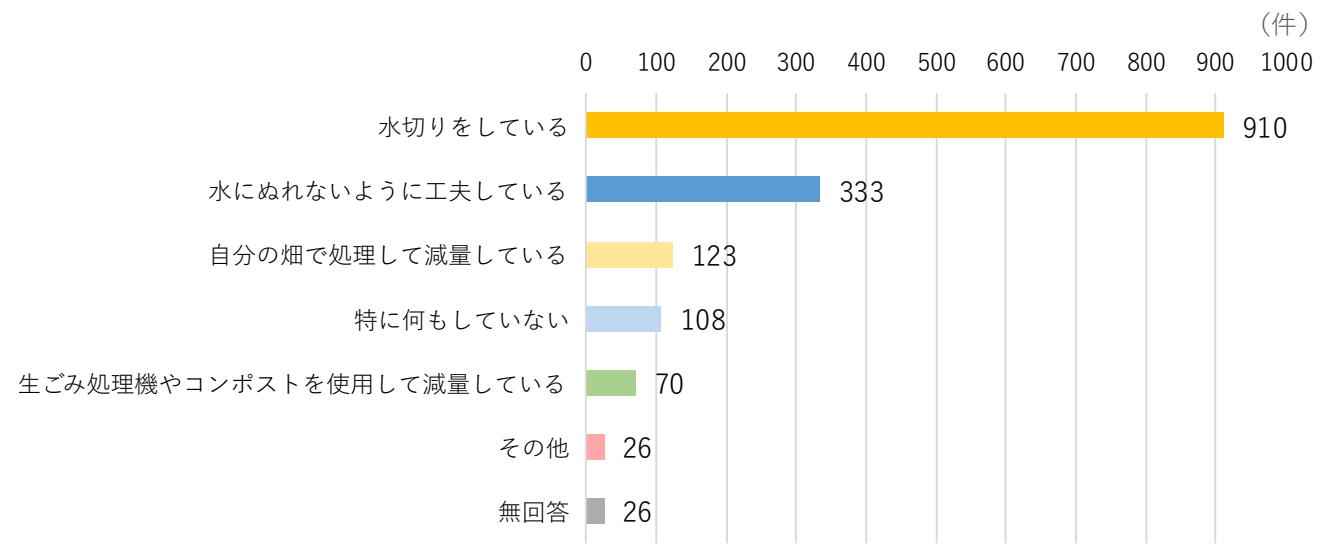


<結果・傾向>

- ・問13の結果から、「特に何もしていない」と回答された方は全体の2.5%であり、多数の方が食品ロスにならないような取組を行っていると思われる反面、問12の結果から、「ほとんど「食品ロス」を出さない」と回答された方は全体の31.3%であり、7割近くの方は食品ロスを出していることがわかりました。

問14 生ごみを出すときに気を付けていることをお答えください。

※該当するものすべてに○



<結果・傾向>

・「水切りをしている」が910件と一番多く、回答者数(1,155件)の78.8%でした。

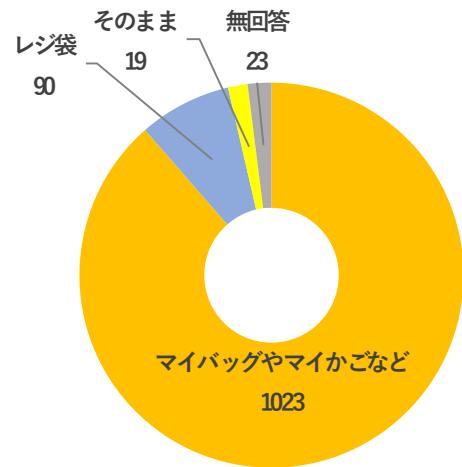
7 プラスチックごみについて

問15 現在、スーパー・コンビニ等で買ったものはどのようにして持ち帰っていますか。

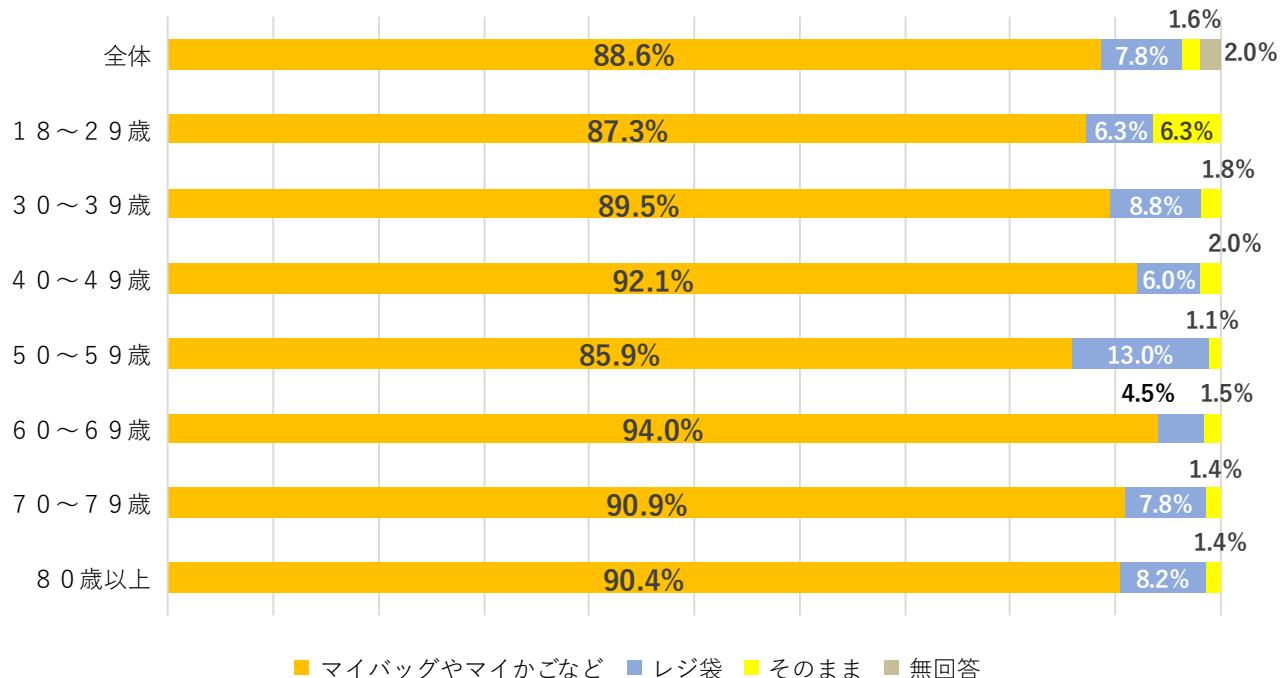
一番頻度が多いものをお答えください。

※○は1つ

回答項目	回答数	割合
マイバッグやマイかごなど	1,023	88.6%
レジ袋	90	7.8%
そのまま	19	1.6%
無回答	23	2.0%
合 計	1,155	100%



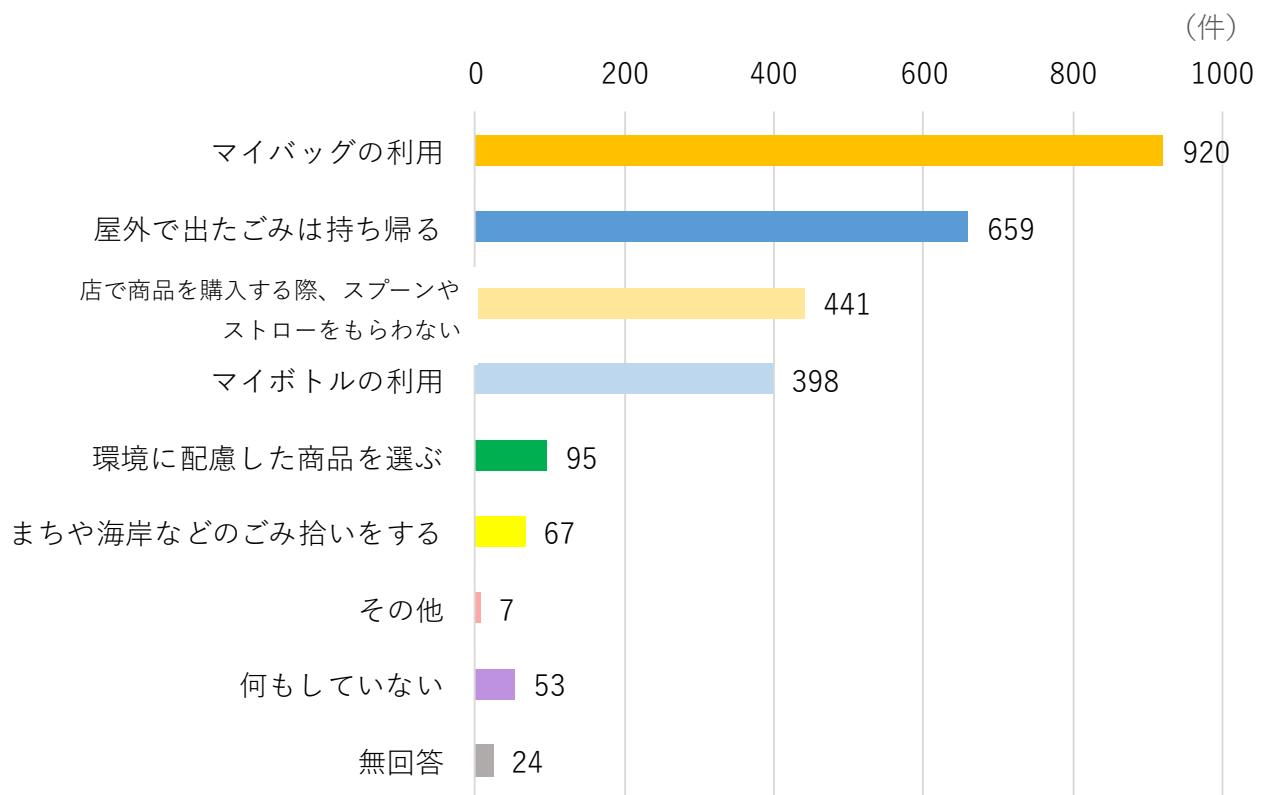
<年代別比較> (年代別に無回答は含みません)



- 令和2年7月よりレジ袋が有料化されたこともあり、88.6%の方がマイバッグ等を利用しています。参考として、質問の内容は異なりますが、前回調査では「毎回マイバッグやマイかごを使用している」「マイバッグ等を使用しているが、レジ袋をもらうこともある」の割合は71.6%でした。
- 全年代で「マイバッグやマイかごなど」が一番多く、取組が広がっていることが伺えます。

問16 プラスチックごみ削減のための取組でどのようなことを行っていますか。

※該当するものすべてに○



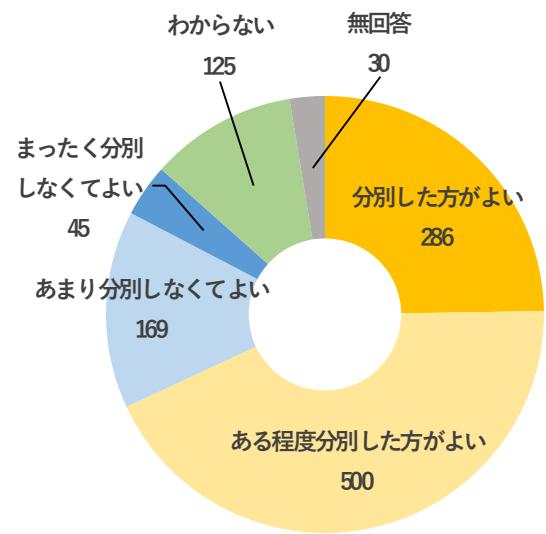
<結果・傾向>

- ・「マイバッグの利用」が 920 件で一番多く全体に対して 79.7% でした。
- ・「何もしていない」は全体の 5% であり、大部分の方がプラスチックごみ削減のための取組を行っていることが伺えます。

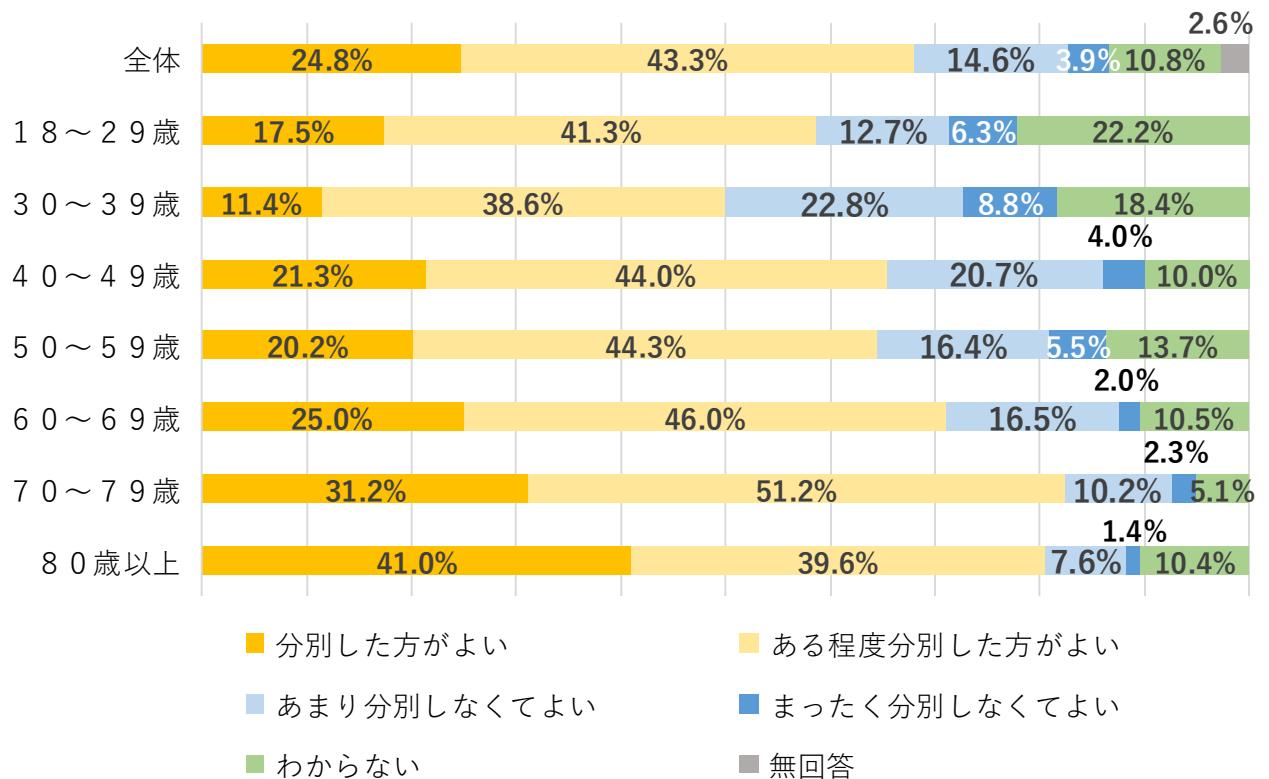
問17 現在、可燃ごみや不燃ごみとして出されているプラスチックごみについて、再資源化するために、新たに分別した方がよいと思いますか。

※○は1つ

回答項目	回答数	割合
分別した方がよい	286	24.8%
ある程度分別した方がよい	500	43.3%
あまり分別しなくてよい	169	14.6%
まったく分別しなくてよい	45	3.9%
わからない	125	10.8%
無回答	30	2.6%
合 計	1,155	100%



<年代別比較> (年代別に無回答は含みません)



<結果・傾向>

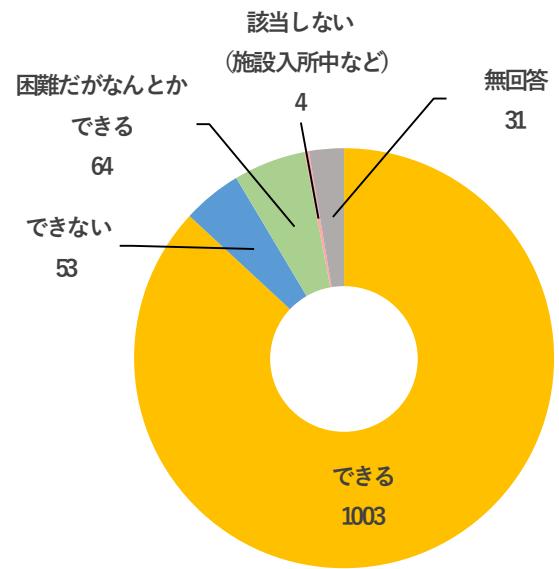
- ・全体の「分別した方がよい」「ある程度分別した方がよい」の割合は、68.1%であり、「あまり分別しなくてよい」「まったく分別しなくてよい」の割合は、18.5%でした。
- ・いずれの年代でも、「分別した方がよい」「ある程度分別した方がよい」の割合の方が、「あまり分別しなくてよい」「まったく分別しなくてよい」より高くなっています。

8 ごみ出しについて

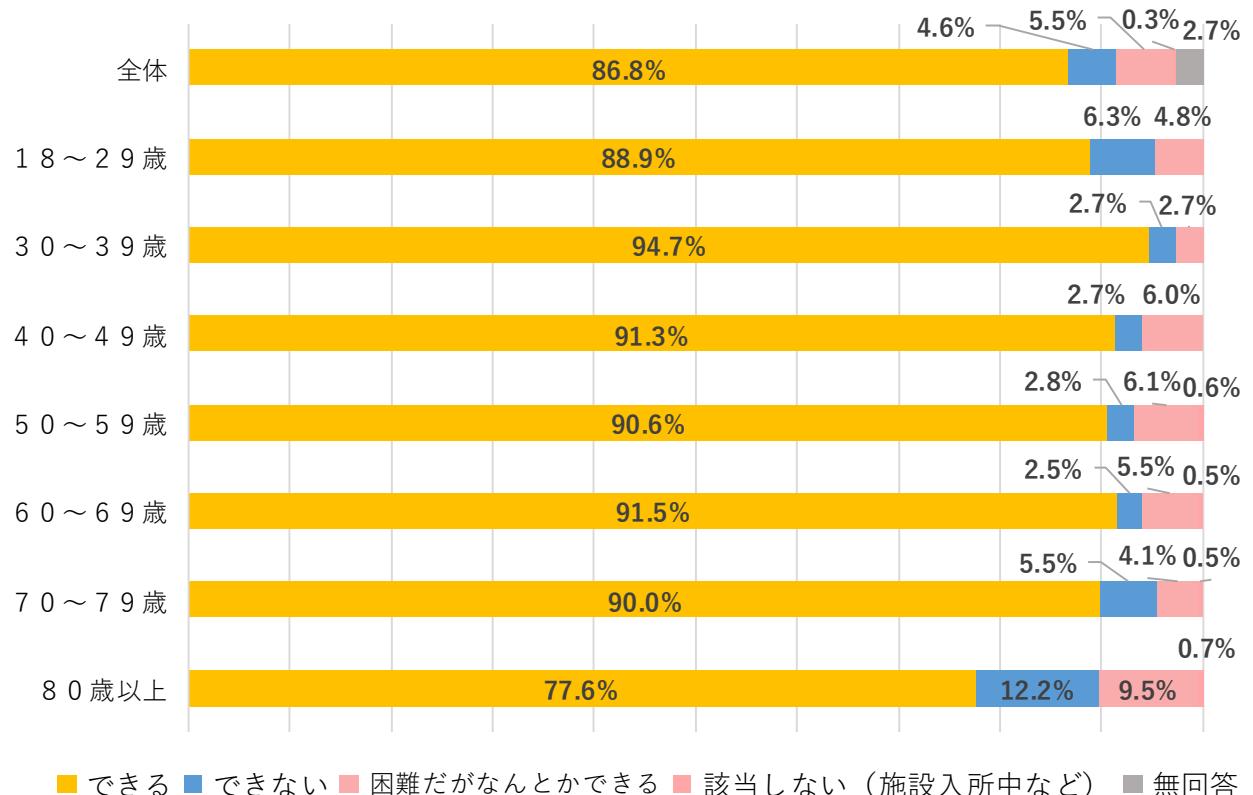
問18 ご家庭でのごみ出しについて、ごみの分別から持ち出しまで自分でできますか。

※○は1つ

回答項目	回答数	割合
できる	1, 003	86.8%
できない	53	4.6%
困難だがなんとかできる	64	5.5%
該当しない(施設入所中など)	4	0.3%
無回答	31	2.7%
合 計	1, 155	100%



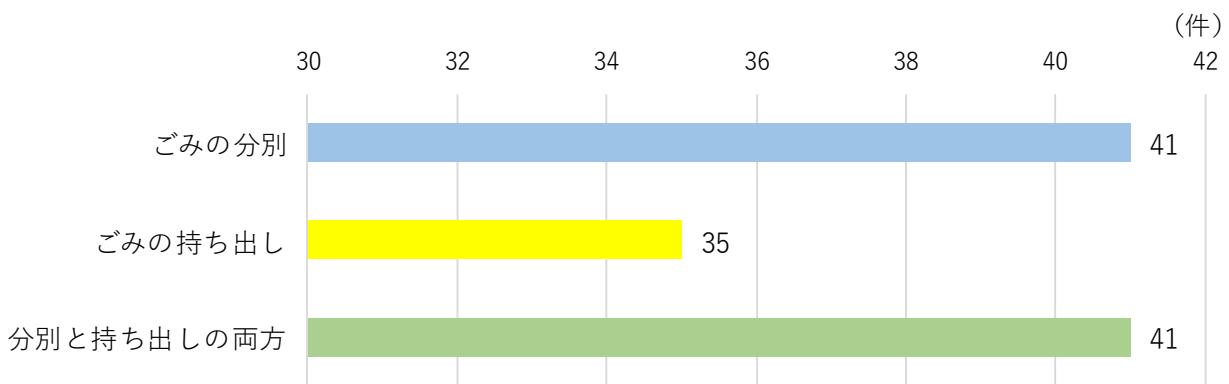
<年代別比較> (年代別に無回答は含みません)



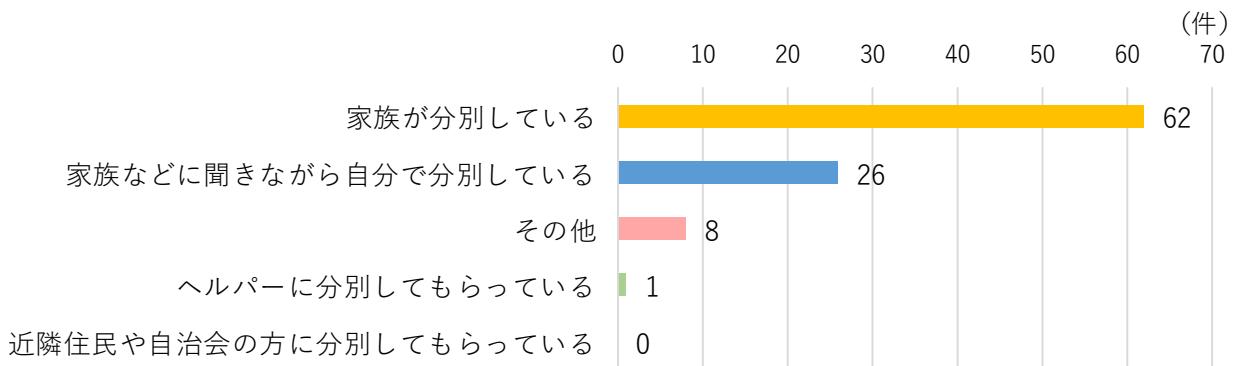
<結果・傾向>

・80歳以上では他の年代よりできる割合が低くなっています。

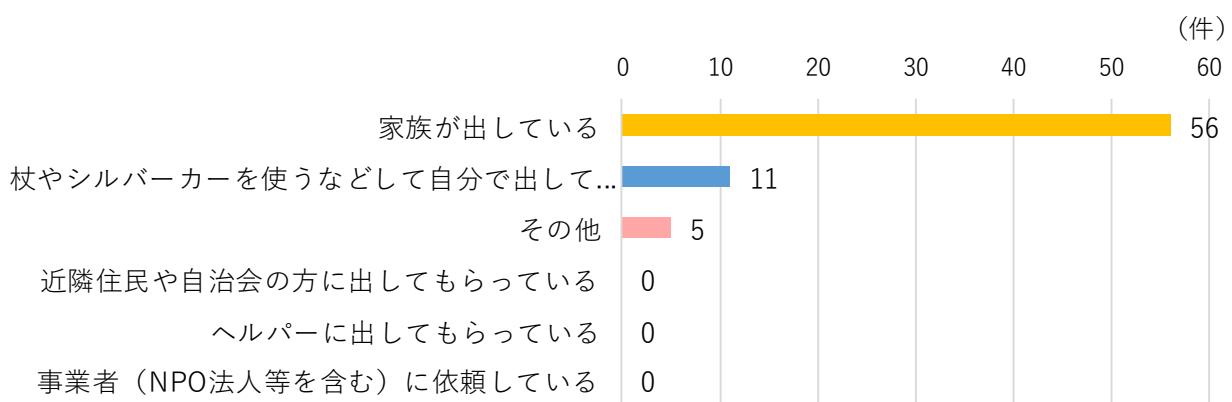
問19 (問18で「できない」又は「困難だがなんとかできる」に○を付けた方) 次のうち何ができない、又は困難ですか。 ※○は1つ



問20 (問19で「ごみの分別」又は「分別と持ち出しの両方」に○を付けた方) 現在どのようにごみの分別を行っていますか。 ※該当するものすべてに○



問21 (問19で「ごみの持ち出し」又は「分別と持ち出しの両方」に○を付けた方) 現在どのようにごみの持ち出しを行っていますか。 ※該当するものすべてに○

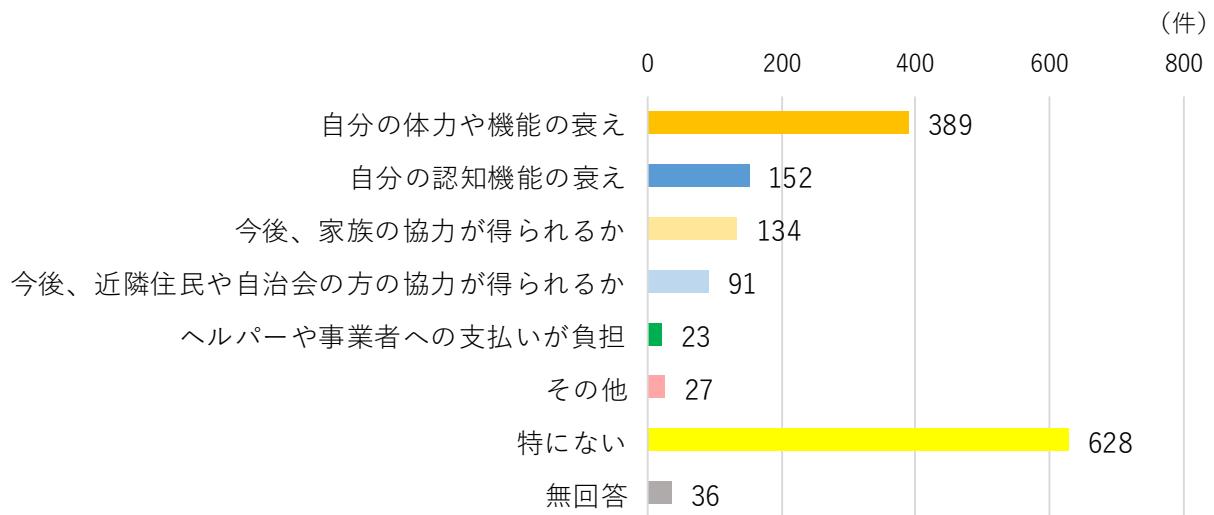


<結果・傾向>

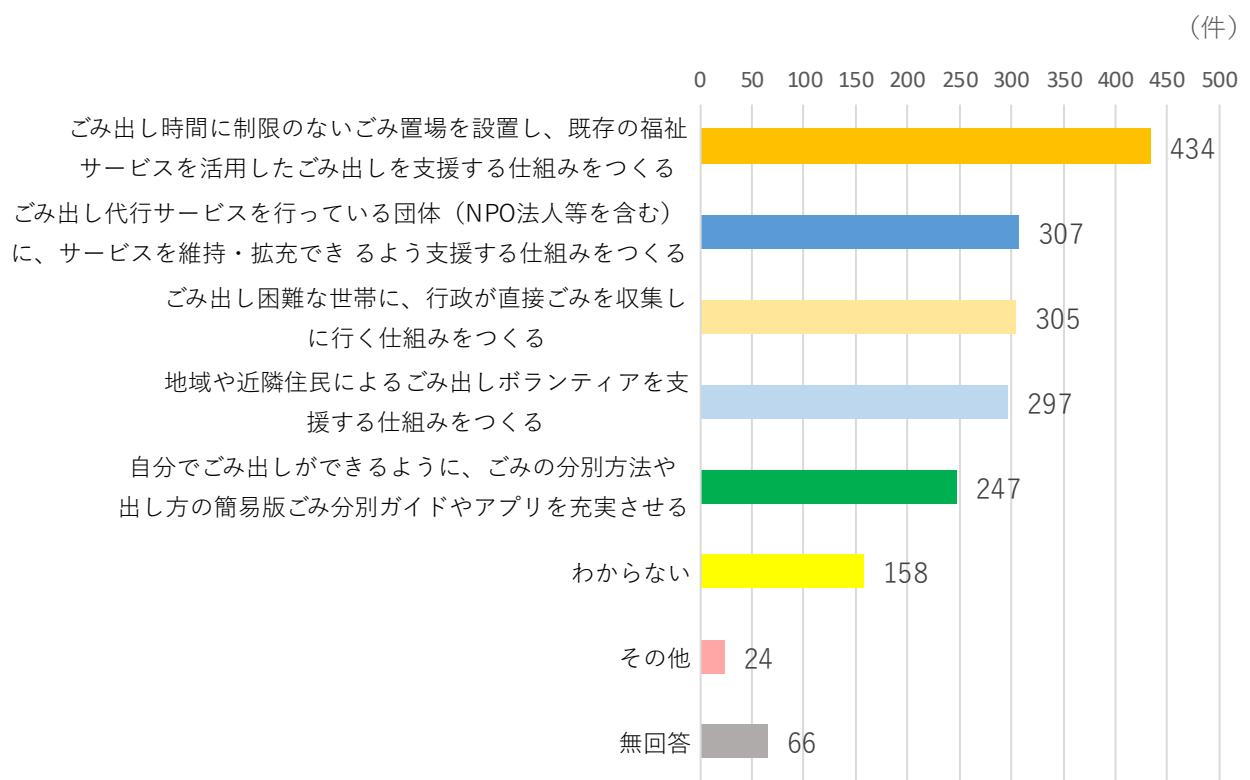
- 問18で「できない」又は「困難だがなんとかできる」と回答された方のごみの分別や持ち出しを行っているのは、問20、21の結果、いずれも家族が行っているという回答が一番多くありました。

問22 ご家庭でのごみ出しを続けていく上で不安に感じることはありますか。

※該当するものすべてに○



問23 高齢の方や障がいのある方のために、ごみ出しに関するどのような支援があればよいと思いますか。※該当するものすべてに○



<結果・傾向>

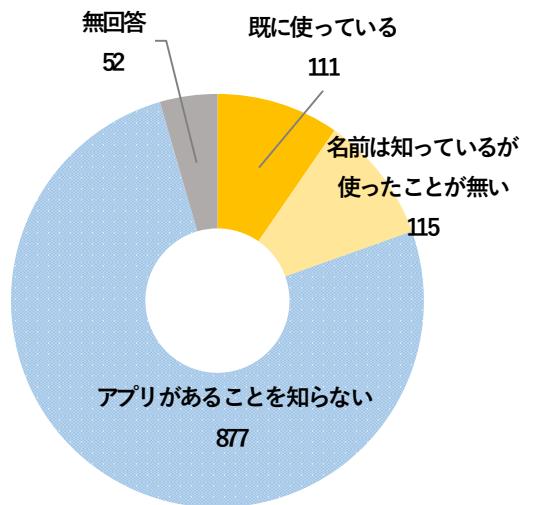
- 「ごみ出し時間に制限のないごみ置場を設置し、既存の福祉サービスを活用したごみ出しを支援する仕組みをつくる」が一番多くなっています。

7 市の施策について

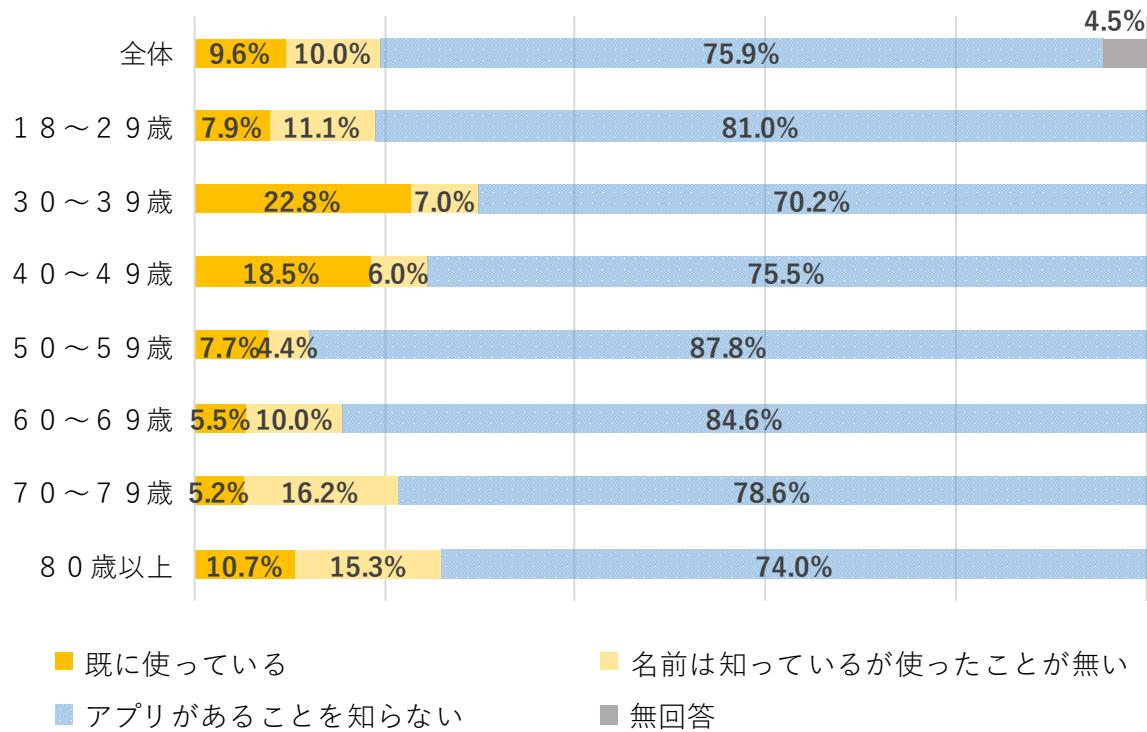
問24 米子市ではごみ収集日や分別の仕方を調べることができる「ごみ、資源物分別アプリさんあ～る」を導入しています。「さんあ～る」を使ったことがありますか。

※○は1つ

回答項目	回答数	割合
既に使っている	111	9.6%
名前は知っているが使ったことが無い	115	10.0%
アプリがあることを知らない	877	75.9%
無回答	52	4.5%
合 計	1,155	100%



<年代別比較> (年代別に無回答は含みません)

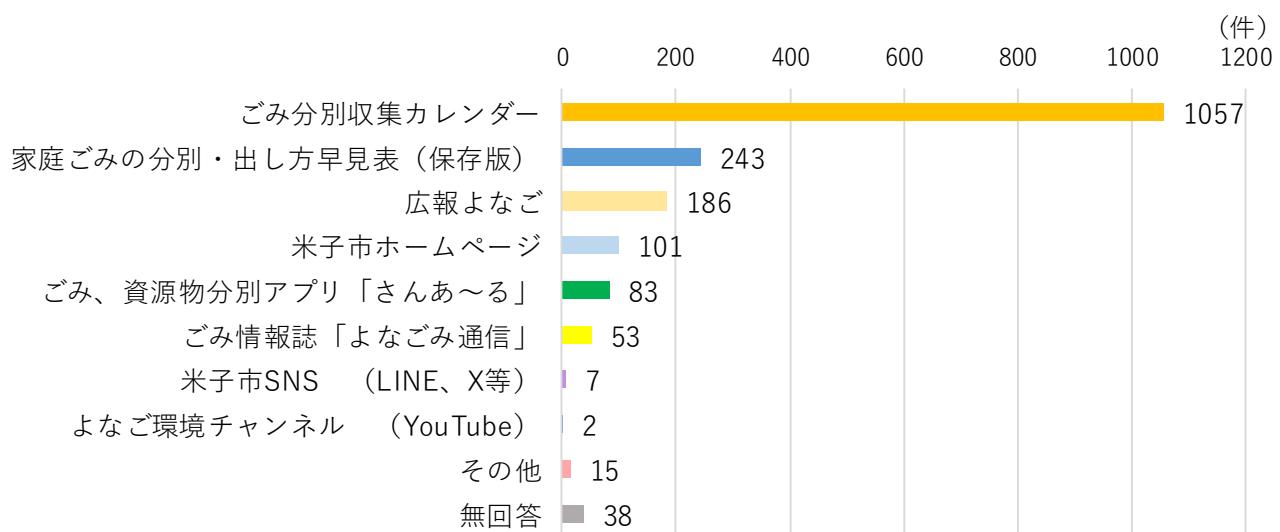


<結果・傾向>

- ・30歳代、40歳代の「既に使っている」の割合は他の年代と比べて高くなっています。
- ・50歳代、60歳代の「アプリがあることを知らない」の割合は他の年代と比べて高くなっています。

問25 あなたは米子市のごみやリサイクルに関する情報をどのように方法で入手していますか。

※該当するものすべてに○

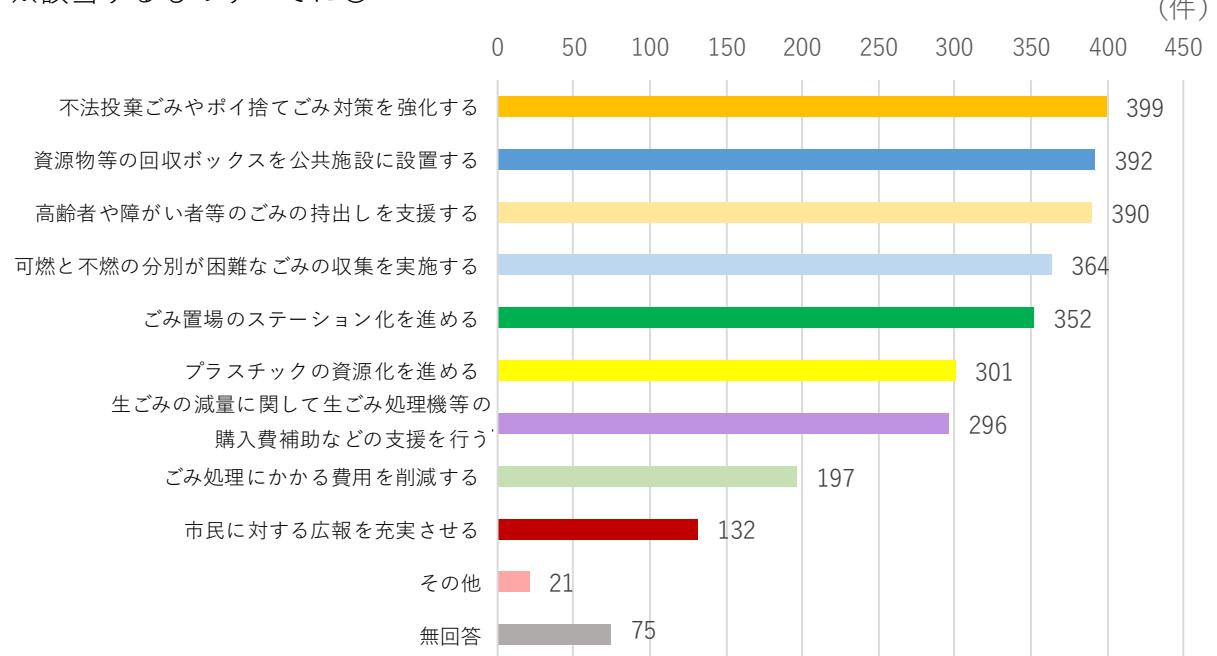


<結果・傾向>

- 「ごみ分別収集カレンダー」が1,057件で一番多く、回答者数(1,155件)の91.5%でした。

問26 今後ごみの減量とリサイクル、ごみの処理などに関して必要な市の取組は何だと思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。

※該当するものすべてに○



<結果・傾向>

- 選択肢10項目のうち5項目が回答者数(1,155件)の3割(346件)を超えており、多岐にわたり市の取組が求められています。

第5節 ごみ処理における課題

ごみ処理の現況や施策の状況、市民アンケート結果を踏まえると、ごみ処理における主な課題は次のとおりと考えられます。

1 全国、類似団体との比較

(1) 国の目標値

廃棄物処理法基本方針の改定に当たっては、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形で統合され、令和12（2030）年度の目標値が改定されました。

表 2-24 国の目標値

	令和12（2030）年度目標値
ごみ排出量	令和4（2022）年度比約9%削減 (約810g/人・日)
家庭系ごみ（資源物除く）排出量 ¹⁹	約478g/人・日
リサイクル率	約26%

(2) 全国、類似団体²⁰との比較から分かる家庭系ごみの課題、事業系ごみの課題

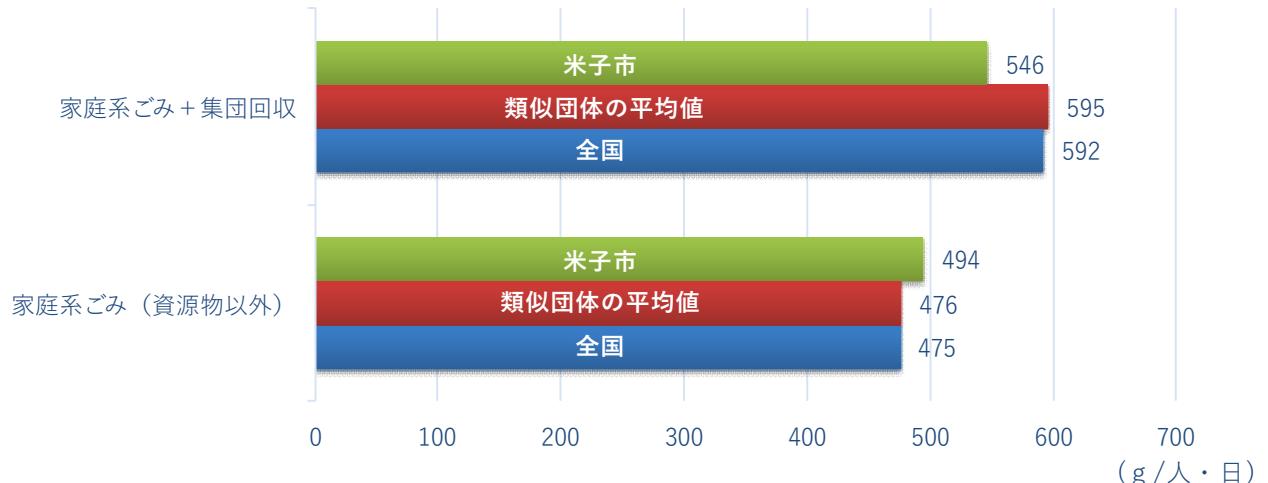
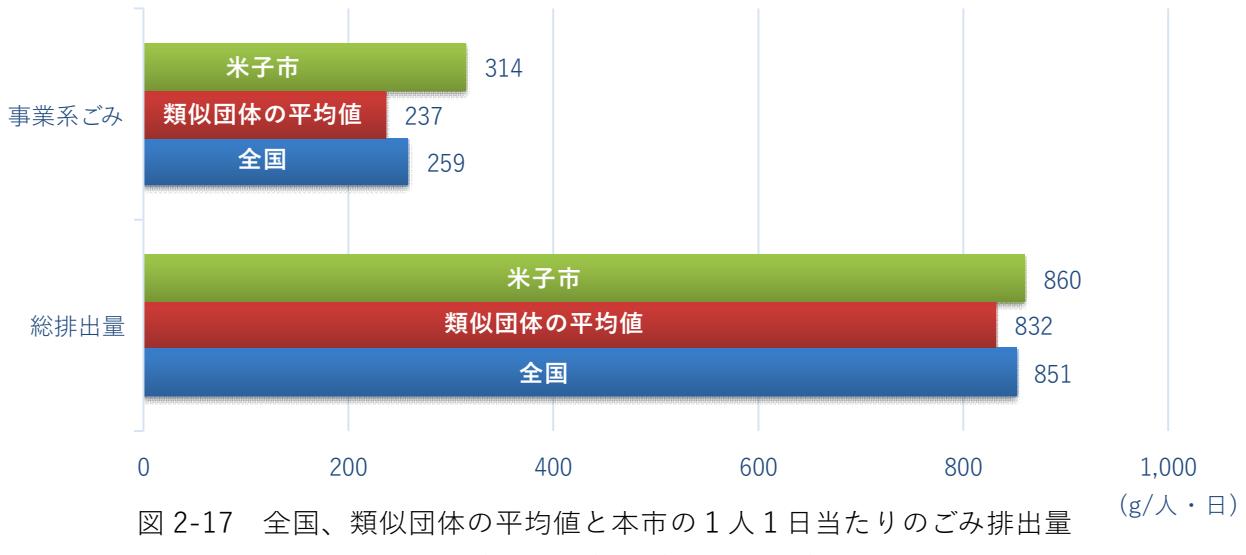


図 2-16 全国、類似団体の平均値と本市の1人1日当たりのごみ排出量
その1（令和5（2023）年度実績）

全国、類似団体の平均値と本市の家庭系ごみと集団回収、家庭系ごみ（資源物除く）の1人1日当たりの排出量を比較すると、家庭系ごみと集団回収の排出量は全国、類似団体の平均値を下回るものの、資源物を除いた家庭系ごみの排出量は、全国、類似団体の平均値を上回っていることが分かります。

19 家庭から排出される家庭系ごみ量と集団回収量から集団回収量及び資源物量を除いたもの。本市の分別区分では、家庭系ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、乾電池・蛍光管等の排出量の合計を指す。

20 全国の市町村を「人口」と「産業構造」を基に類型化したグループ。令和5（2023）年度の本市は「III-3」に分類され、類似団体は62団体ある。



事業系ごみについては、全国、類似団体の平均値を上回っており、総排出量の増加につながっています。

以上から、家庭系ごみ、事業系ごみのいずれも、ごみの減量化に繋がる施策を検討する必要があります。

2 資源化施策の推進

リサイクル率（総排出量に対する資源化量の割合）については、近年低下傾向です。また、全国及び類似団体の平均値よりも低い状況です。低い原因として、排出される古紙類の減少や、民間の資源引取拠点の増加等が考えられます。しかし、市民アンケート調査²¹結果²²から、民間の資源引取拠点や店頭での回収は進んでおり、リサイクル自体は行われていると思われます。

今後も、ごみの減量及び資源化につなげる施策を進めていく必要があります。

21 「ごみの減量・リサイクルなどに関するアンケート調査」（令和6（2024）年7月実施）

22 参考：p 43（問5回答）

3 小型充電式電池リサイクルについて

昨今、小型充電式電池によるごみ収集車や処理施設での発火・火災事故が増えております。本市では小型充電式電池はリサイクル協力店での窓口回収を行っています。

これからも小型充電式電池製品がさらに増えることから、国・県等の動向を注視しながら、事故防止の観点から、新たな回収方法の検討や適切な排出方法の周知・啓発を行い、小型充電式電池のリサイクルを推進していく必要があります。

併せて小型充電式電池一体型製品については、従来どおり、市役所や公民館の回収ボックス等で回収し、さらにリサイクルを推進するため、周知・啓発を行っていく必要があります。

4 食品ロスについて

生ごみのうち、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物を「食品ロス」といいます。

食品ロスは、焼却・埋立て処理における環境負荷の増大や多額の処理費用がかかるなど様々な問題があります。また、多くの食品ロスを発生させている一方で、世界では多くの人が食事に困っている状況もあります。

日本国内の食品ロス量は年間約 464 万トン（令和 5（2023）年）と推計されており、このうち、家庭系食品ロス量が約 233 万トン、事業系食品ロス量が約 231 万トンです。

令和 6（2024）年度に本市が行った食品ロス調査の結果では、家庭系ごみのうちの食品ロスの割合は、令和元（2019）年度（前回調査）の 11.7% から 13.0% に増加しました。

また、1 日 1 人当たりの食品ロスの量も、令和元（2019）年度（前回調査）の 56.5g から 59.3g に増加しており、特に直接廃棄（手つかずの食品）が増加しています。

食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元（2019）年 10 月に施行され、令和 7（2025）年 3 月には第 2 次「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

この基本方針及び鳥取県食品ロス削減推進計画（令和 7（2025）年 3 月改定）を踏まえ、本市においては、本基本計画を米子市食品ロス削減推進計画とも位置付け、食品ロスの削減に取り組んでいきます。

5 ごみ処理に係る収支について

本市のごみ処理に係る主な収入は、指定ごみ袋、収集シールの代金のごみ処理手数料、クリーンセンターへの直接搬入にかかる可燃物処理手数料、クリーンセンターで発電した電力の売電による余熱発電電力収入、他市町村の可燃ごみを処理することによる処理負担金等です。

主な支出は、家庭系ごみの収集運搬委託料、クリーンセンターの運転に係る経費、リサイクルプラザの運営等に係る鳥取県西部広域行政管理組合負担金、事務職員の人工費や指定ごみ袋の製造・販売に関する経費などです。

ごみの搬出量の減少に伴うごみ処理手数料等の減少や、電力の固定価格買取制度の終了による余熱発電電力収入の減少等、収入は減少傾向にあります。一方、クリーンセンターの運転に係る経費や、鳥取県西部広域行政管理組合負担金等、支出は増加傾向にあります。

のことから、収入増及び支出減に努めるとともに収支改善の方策について調査・研究を行っていく必要があります。

6 分解が困難なごみの収集について

本市では令和4（2022）年度に、市民の負担軽減及び災害廃棄物の減量化を図ることを目的とした混合粗大ごみ処理の実証事業を行いました。しかし、実証事業結果を踏まえて検討を行った結果、次期ごみ処理施設稼働までの間は、混合粗大ごみの処理は事業者の協力を得ながら、民間事業で行うこととしました。今後は民間事業者での処理について、より一層、周知・啓発を行っていく必要があります。

また、本市は令和5（2032）年1月に株式会社モディーと、令和6（2024）年6月に株式会社マーケットエンタープライズとリユース活動の促進に関する協定を締結しました。ごみとして捨てられる前にリユースの選択も検討していただけるよう周知・啓発を図り、混合粗大ごみの削減を推進していきます。

7 高齢者・障がい者対策について

本市では、高齢者及び障がい者（以下「高齢者等」という。）のごみ収集方法の検討を行うなど、本市の実情に応じたごみ処理システムの構築を目標に掲げ取り組んできました。

市民アンケートの結果²³でも、今後必要な市の取組として、「高齢者や障がい者等のごみの持出しを支援する」と回答された方は、全体の回答者数（1,155件）の33.8%（390件）あり、身体の面、認知の面など多角的な支援策の実施・検討を行う必要があります。

23 参考：p59（問26回答）

8 不法投棄・ポイ捨て対策について

市民アンケートの結果²⁴では、関心が高い項目として「ポイ捨て・不法投棄の問題」と回答された方は全体の回答者数（1,155 件）のうち 49.4%（570 件）であり、今後必要な市の取組について「不法投棄ごみやポイ捨てごみ対策を強化する」と回答された方は全体の回答者数（1,155 件）の 34.5%（399 件）となっています。

本市においては、家電や大型ごみの不法投棄対策として、不法投棄が多い地区を中心に、不法投棄監視員及び職員によるパトロール等を実施しています。

しかし、まだ不法投棄やポイ捨てがなくなっていない現状があるため、監視体制を強化する不法投棄監視員の増加等、より効率的な施策を調査検討する必要があります。

9 効果的な周知・啓発について

市民アンケートの結果²⁵では、ごみの減量化・資源化への関心について「おおいに関心がある」、「ある程度関心がある」と回答された方、また、ごみの減量やリサイクルの取組について「積極的に取り組んでいる」、「ある程度取り組んでいる」と回答された方の割合は、年代が下がるほど低い傾向でした。

また、近年、ごみ置場への不適正排出（ルール外の持ち出し）の事例が多くあります。あらゆる年代、また外国人の方等、どなたにもわかりやすい広報を行っていく必要があります。

10 災害廃棄物について

昨今、日本では地震、大雨等自然災害が多発しています。災害廃棄物とは、自然災害によって発生する廃棄物のことで、家庭ごみ、倒壊した家屋の残骸等が含まれます。災害時には、大量のごみが一斉に排出され、一般廃棄物処理の体制が圧迫されます。

本市でも令和 2（2020）年 3 月に災害廃棄物処理計画を策定しましたが、平時からの備えが大変重要となります。

災害廃棄物の処理方法に係る職員の研修・訓練の実施、市民への周知、国・県、被災自治体からの情報収集等、万が一の自然災害に備え、取組を進める必要があります。

24 参考：p41（問 2）、p59（問 26 回答）

25 参考：p40（問 1）、p42（問 4 回答）

第2章 ごみ処理行政の動向

第1節 国の動向

1 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策等を定めたものです。

令和6（2024）年8月に閣議決定された第五次循環基本計画では、将来世代の未来につなげる国家戦略とした上で、重要な方向性として、5つの柱が設定されています。

5つの柱(重点分野)

1 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

4 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行

5 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

図2-18 第五次循環基本計画の5つの柱（重点分野）

2 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法に基づき環境大臣が定めるもので、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針です。

令和7（2025）年2月の方針の変更については、次のとおり示されています。

（1）基本方針の変更について（抜粋）

- 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている。
- 前回の令和5年の見直しにおいては、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、
 - ・廃棄物分野における脱炭素化の推進
 - ・循環経済への移行に向けた取組の推進
 - ・廃棄物処理施設整備の広域化・集約化
 - ・デジタル技術の活用等による動静脈連携などに関する変更を行った。
- 他方で、廃棄物の減量化の目標量等の目標値については、第五次循環型社会形成推進基本計画の議論とあわせて検討することとされていた。今般、令和6（2024）年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定する。

(2) 国民、事業者、市町村及び国の役割について

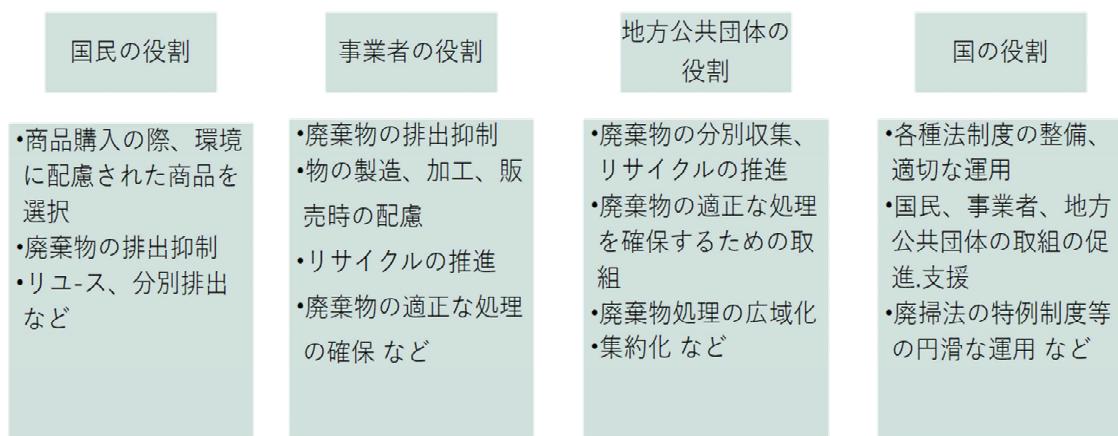


図 2-19 廃棄物処理法基本方針に示された各主体の役割（抜粋）

3 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理基本方針に則して、5年ごとに策定され、令和5（2023）年6月に閣議決定した。新計画の基本的理念は以下のとおり。

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

4 その他の動向

国では、循環型社会の形成を推進するため各種リサイクル法が制定されているほか、各種取組が進められています。近年では、令和3（2021）年6月に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されました。

<プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律>

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることを背景として、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するために本法律は制定されました。

基本方針として次のような項目が挙げられています。

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

<食品ロス削減推進法>

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定されたものです。各主体の責務等は次のとおり定められています。

表 2-25 食品ロス削減推進法に定められた各主体の責務等（抜粋）

各主体	責務等（消費者については役割）
国（第3条）	食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
地方公共団体（第4条）	食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
事業者（第5条）	その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。
消費者（第6条）	食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

5 国が定める主な指標・目標値のまとめ

国が第五次循環基本計画や個別リサイクル法等で定めている主な指標・目標値は次のとおりです。

表 2-26 国が定める主な指標・目標値

指標	目標値	目標年次	備考
家庭系食品ロス量	平成 12 (2000) 年度 の半減	令和 12 (2030) 年度	第五次循環基本計画 食品ロス削減法基本方針
事業系食品ロス量	平成 12 (2000) 年度 の 60% 削減	令和 12 (2030) 年度	食品リサイクル法基本方針 (令和 7 (2025) 年 3 月改定)
一般廃棄物の出口側の 循環利用率	約 26%	令和 12 (2030) 年度	第五次環境基本計画 (廃棄物処理法基本方針)
1 人 1 日当たりの家庭 系ごみ排出量	約 478g/人・日	令和 12 (2030) 年度	第五次循環基本計画 (廃棄物処理法基本方針)

第2節 鳥取県廃棄物処理計画

鳥取県廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づき、県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定められたものです。

現第10次計画は令和7（2025）年3月に策定され、計画期間を令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までとしています。基本方針及び令和10（2028）年度における目標値は次のとおり定められています。

1 基本方針

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
 - ・製品の設計から廃棄物の処理までの各段階の主体による取組の推進、気運醸成に向けた活動推進
- プラスチックの資源循環の促進
 - ・プラスチック製品の環境配慮設計・製造の推進、販売・提供時の取組を通じた使用の合理化、分別収集・再商品化の推進
- 食品ロスの削減
 - ・未利用食品の提供活動、食品関連事業者の取組への支援、普及啓発等による食品ロス削減の促進
- 廃棄物の適正処理体制の確立
 - ・廃棄物の適正処理の推進、不法投棄の撲滅、災害廃棄物等の適正処理体制の確保、ごみ処理の広域化・集約化

2 一般廃棄物の令和10（2028）年度における目標値

排出量 ²⁶ (1人1日当たり排出量)	リサイクル率 ²⁷	最終処分量 (割合)
174千トン (930g/人・日)	33%	10千トン (5.7%)

26 県の計画における排出量には、事業系古紙類及び事業系食品残さを含む。本市の計画においては含まない。

27 県の計画におけるリサイクル率には、事業系古紙類及び事業系食品残さを含む。本市の計画においては含まない。

第3章 ごみの排出量の将来推計

本章では、特に新たな排出抑制・再生利用の促進・循環型社会形成に向けた改善を行わない場合のごみの排出量の見込みを示すこととします。ごみの排出量及び処理量の将来推計に当たっては、過去の1人1日当たりの排出量（グラム/人・日）の実績からトレンド法を用いて算出することとします。

第1節 家庭系ごみの排出量の将来推計

1 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量の将来推計値は次のとおりです。家庭系ごみは減少傾向にあり、今後も減少していくものと予想され、令和12（2030）年度の推計値は1人1日当たり482グラム（令和6（2024）年度から43グラムの減）となります。

表 2-27 家庭系ごみ排出量の推計値

	実績値		推計値
	令和元（2019）年度	令和6（2024）年度	
家庭系ごみ	587g/人・日	525g/人・日	482g/人・日

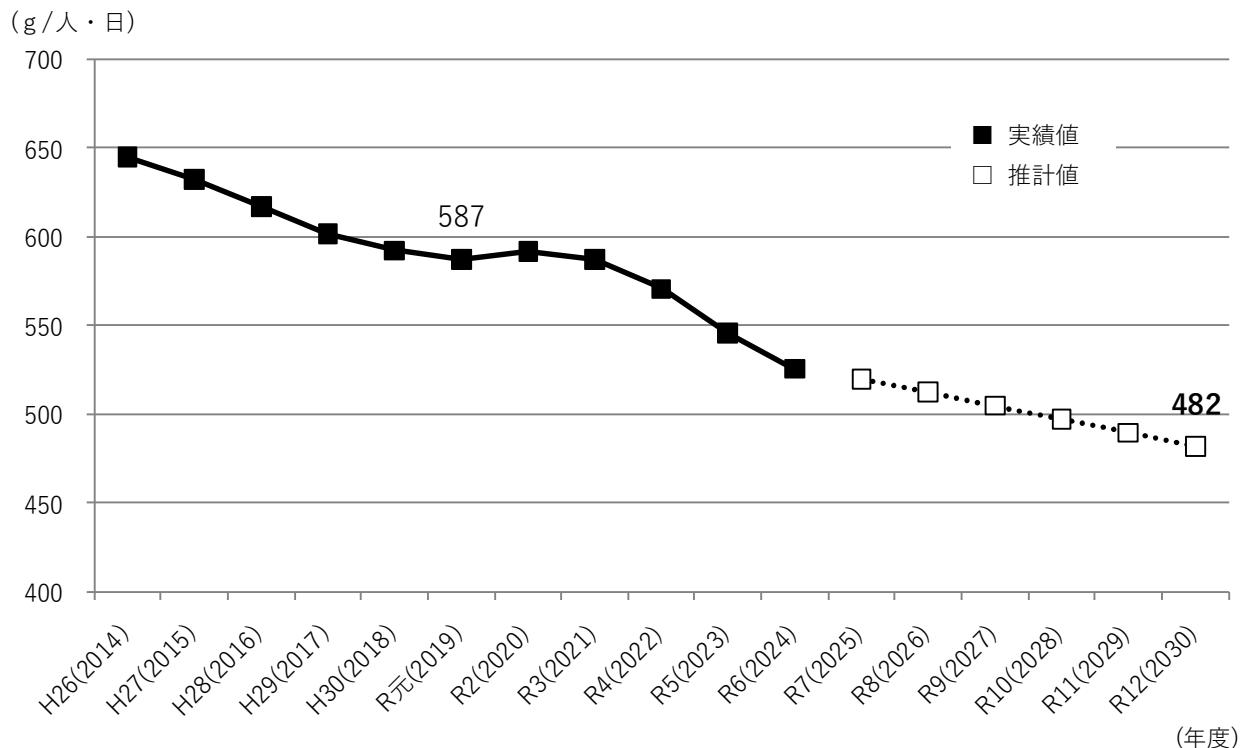


図 2-20 家庭系ごみ排出量の将来推計

2 家庭系ごみ（資源物を除く）

家庭系ごみから資源物を除いた排出量（以下「家庭系ごみ（資源物を除く）」という。）については、国の目標値（令和 12（2030）年度約 478 グラム/1 人 1 日当たり）が定められています。令和 12（2030）年度の推計値は 1 人 1 日当たり 436 グラムとなり、令和 6（2024）年度より 40 グラム減少する見込みとなります。

表 2-28 家庭系ごみ（資源物を除く）の推計値

	実績値		推計値
	令和元（2019）年度	令和 6（2024）年度	令和 12（2030）年度
家庭系ごみ (資源物を除く)	525g/人・日	476g/人・日	436g/人・日

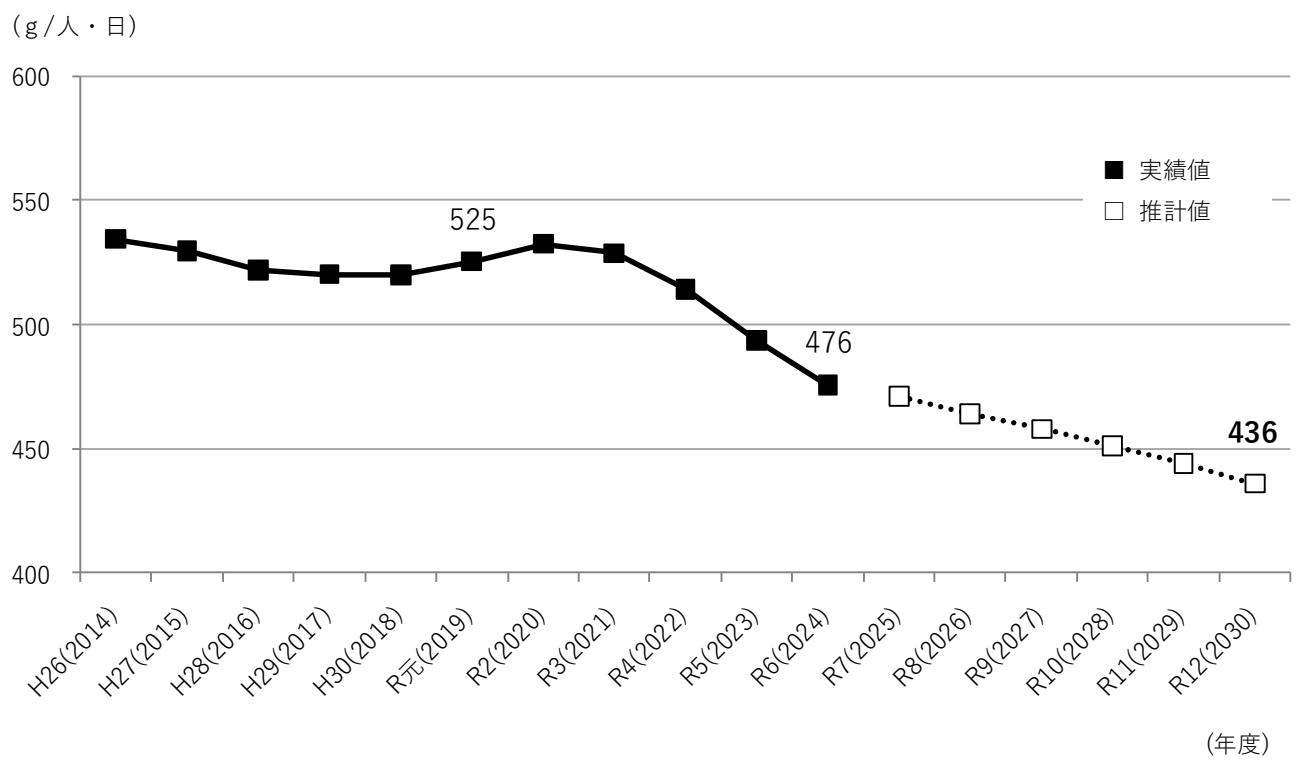


図 2-21 家庭系ごみ（資源物を除く）排出量の将来推計

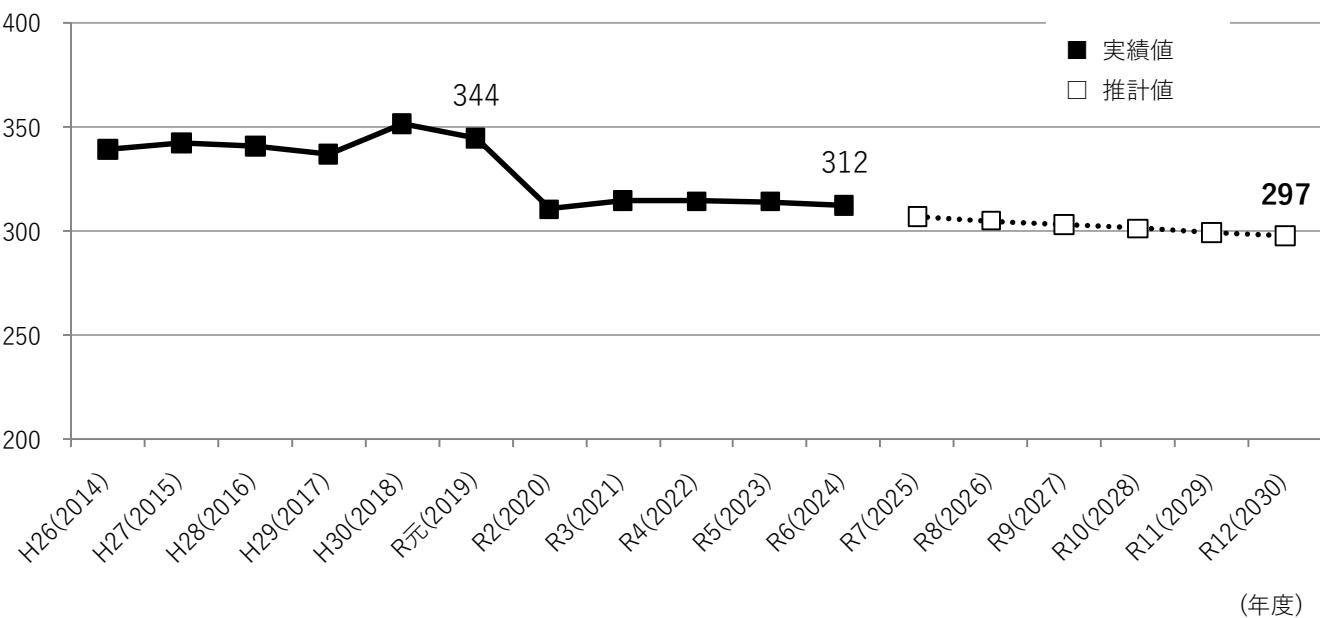
第2節 事業系ごみの排出量の将来推計

事業系ごみ排出量の将来推計値は次のとおりで、横ばいに近い減少の傾向が続くと考えられます。令和12（2030）年度の推計値は1人1日当たり297グラムとなり、令和6（2024）年度より15グラム減少となります。

表2-29 事業系ごみの推計値

	実績値		推計値
	令和元（2019）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
事業系ごみ	344g/人・日	312g/人・日	297g/人・日

(g/人・日)



第3節 ごみ排出量の将来推計

家庭系ごみ、事業系ごみの推計値をまとめると、1人1日当たりのごみ排出量の将来推計値は次のとおりとなります。

表 2-30 ごみ総排出量の推計値

		実績値		推計値
		令和元（2019）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
1人1日当たりのごみ排出量		938g/人・日	837g/人・日	779g/人・日
内訳	家庭系ごみ	587g/人・日 (525g/人・日) ²⁸	525g/人・日 (476g/人・日)	482g/人・日 (436g/人・日)
	集団回収	7g/人・日	–g/人・日	–g/人・日
	事業系ごみ	344g/人・日	312g/人・日	297g/人・日

(g/人・日)

1,200

1,000

938

800

837

600

779

400

476

200

436

0

R元(2019)

R6(2024)

R12(2030)

(年度)

■家庭系ごみ ■集団回収 ■事業系ごみ ■家庭系ごみ（資源物を除く）

図 2-23 1人1日当たりのごみ排出量の将来推計

28 カッコ内は、家庭系ごみ（資源物を除く）の排出量。

第4章 基本方針

本計画では、持続可能な循環型社会の形成に向けて、更なる成果を上げるため、「循環経済（サーキュラーエコノミー）²⁹への移行」を推進し、資源の効率的・循環的な有効利用の取組を推進するため、次の4つの基本方針を定めます。

（Ⅰ）4Rの推進

廃棄物処理方法基本方針に基づき、できる限りごみの排出を抑制し（リユース、リデュース）、ごみになったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う、4Rの推進に努めます。

（Ⅱ）適正処理の推進

ごみの収集・処理に当たっては、環境負荷やコスト等を総合的に判断しながら、本市の実情に応じた、ごみ処理システムの構築を目指します。

また、不法投棄・ポイ捨て・不適正処理の防止、海岸漂着物や災害時における災害廃棄物の適正処理に努めます。

（Ⅲ）普及啓発・環境教育の推進

ごみの減量・再生利用等について、市民や事業者の自主的な取組を促進するため、誰にもわかりやすい普及啓発や情報発信に取り組みます。

また、教育機関や地域社会の場における環境教育・環境学習の充実に努めます。

（Ⅳ）相互連携・協力の推進

各種施策の推進に当たっては、市民・事業者・行政が、連携・協力しながら、それぞれの役割と責任に応じて取り組んでいくこと、国や県及び鳥取県西部圏域の自治体との連携を強めることが重要となります。

循環型社会の形成に向けて、皆が相互連携・協力を図り、効率的かつ効果的に取り組めるよう努めます。

29 循環経済（サーキュラーエコノミー）：資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

第5章 数値目標及び参考指標

一般廃棄物の排出量の実績及び見込み、国の目標値、今後実施する施策の効果等を勘案し、令和6（2024）年度を基準年度、令和12（2030）年度を目標年度として、次のとおり数値目標及び参考指標を設定します。

第1節 数値目標

1 1人1日当たりのごみ排出量

項目	年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度	
		実績値	推計値	目標値
1人1日当たりのごみ排出量		837g/人・日	779g/人・日	733g/人・日
内訳	家庭系ごみ	525g/人・日 (476g/人・日) ³⁰	482g/人・日 (436g/人・日)	445g/人・日 (380g/人・日)
	事業系ごみ	312g/人・日	297g/人・日	288g/人・日

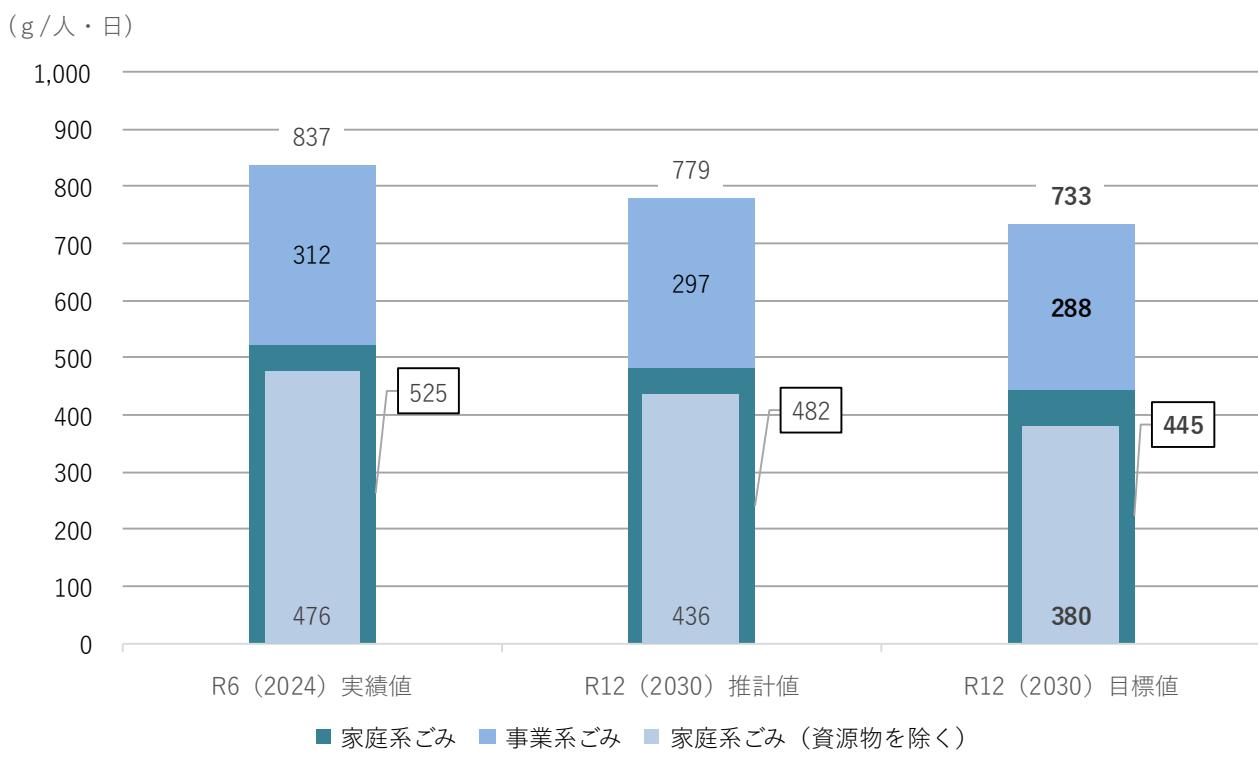


図2-24 1人1日当たりのごみ排出量

30 カッコ内は、家庭系ごみ（資源物を除く）の排出量

(1) 家庭系ごみの目標値

家庭系ごみについては、本市の課題である可燃ごみの減量に重点的に取り組むことで、令和12(2030)年度の推計値から1人1日当たり37グラムの削減を図り、令和6(2024)年度実績から1人1日当たり89グラム減量することを目標とします。

また、家庭系ごみ（資源物以外）の排出量が、全国平均や類似団体の平均より多く、本市の課題となっており、令和12(2030)年度の推計値から1人1日当たり56グラムの削減を図り、令和6(2024)年度実績から1人1日当たり96グラム減量することを目標とします。

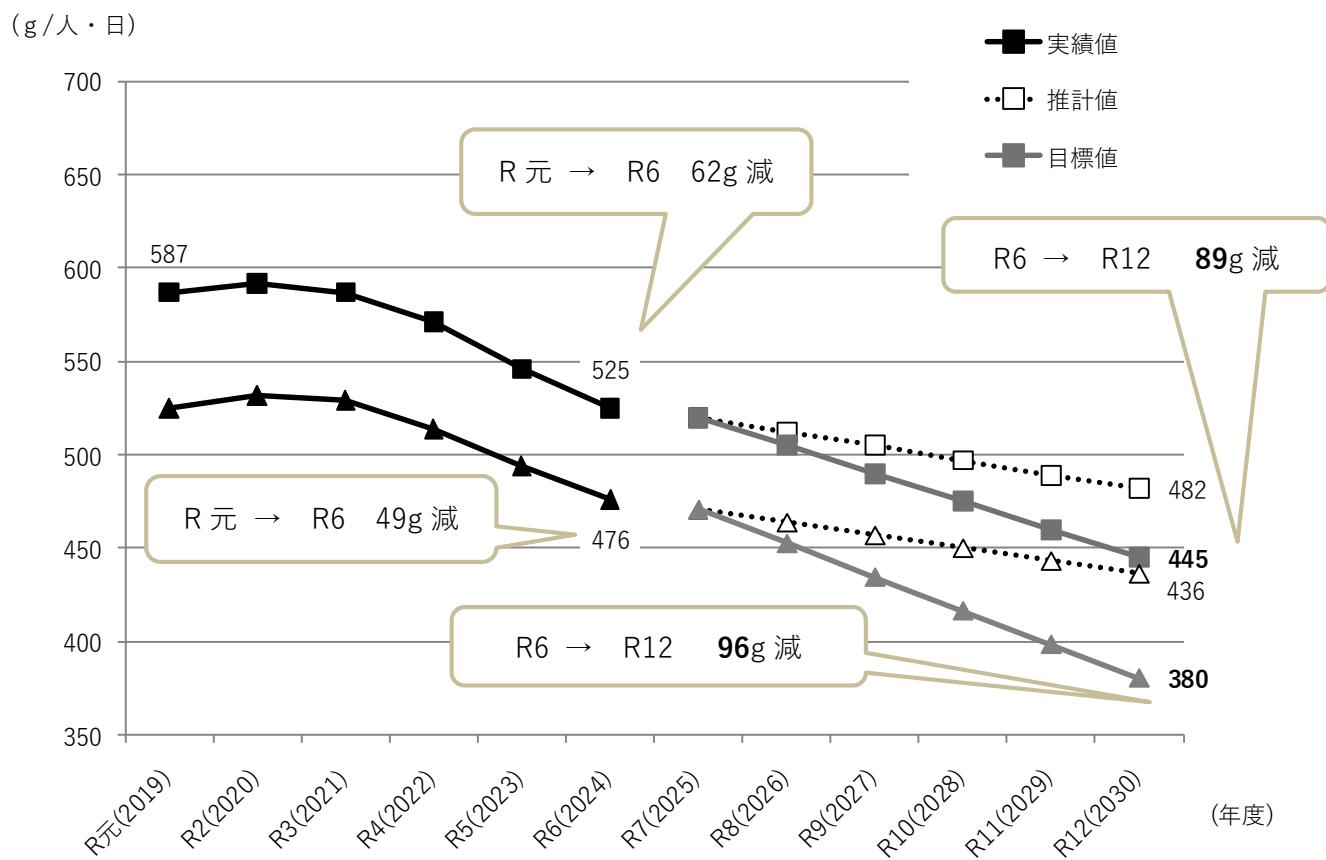


図 2-25 家庭系ごみ排出量の目標値

(□：家庭系ごみ、△：家庭系ごみ（資源物を除く）)

(2) 事業系ごみの目標値

事業系ごみについては、家庭系ごみ（資源物以外）と同様に全国平均や類似団体の平均より多く、本市の課題となっており、令和 12（2030）年度の推計値から 1 人 1 日当たり 9 グラムの削減を図り、令和 6（2024）年度実績から 1 人 1 日当たり 24 グラム減量することを目標とします。

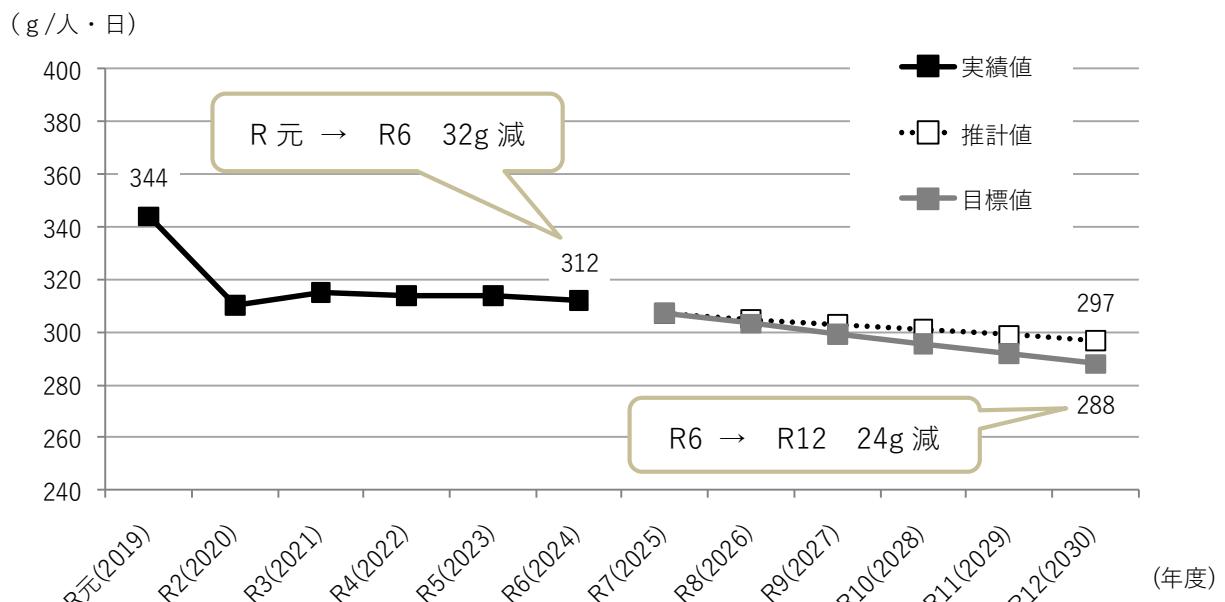


図 2-26 事業系ごみ排出量の目標値

2 最終処分率

項目	年度	令和 6（2024）年度	令和 12（2030）年度
		実績値	目標値
最終処分率		2.9%	2.9%

令和 6（2024）年度の実績値を維持することを目標とします。

第2節 参考指標

参考指標は、各数値の推移の把握及び施策の点検・評価を目的として設定します。

参考指標	令和6（2024）年度実績値
1 リサイクル率	15.3%
2 家庭系可燃ごみに含まれる資源物の割合	9.6%
3 家庭系不燃ごみに含まれる資源物の割合	13.2%
4 エネルギー回収量	390kWh/t
5 ごみ処理に係る経費	支出額 2,662,840 千円

第6章 循環型社会実現のための施策

数値目標の達成及び循環型社会実現のため、次の施策に取り組みます。各施策と 60～64 ページに挙げた課題及び 75 ページに定めた基本方針との関係は表 2-31 で示すとおりです。

表 2-31 施策と課題³¹、基本方針³²との関係

施策	課題										基本方針			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	I	II	III	IV
1 家庭系ごみ対策														
1 - 1 排出抑制の推進														
生ごみの減量	○			○				○			○		○	
ワンウェイプラスチックの削減	○	○						○	○		○		○	
1 - 2 適正な循環的利用の推進														
リユースの推進	○	○				○		○	○		○	○		
分別の徹底・リサイクルの推進	○	○	○		○		○		○		○	○		
小型充電式電池の回収		○	○		○		○		○		○	○		
クリーンセンターにおける廃棄物発電				○							○	○		
2 事業系ごみ対策														
2 - 1 事業系ごみの現状把握														
事業系ごみの把握	○	○	○								○	○		
2 - 2 4Rの推進														
業種別の取組	○	○	○	○				○			○	○		
多量排出事業者への取組	○	○	○	○				○			○	○		
許可業者への取組	○	○	○					○			○	○		
市役所の取組	○	○	○								○	○		
2 - 3 その他														
グリーン購入の推進								○			○	○		
紙おむつリサイクルの研究	○	○			○						○	○		
3 食品ロスの削減【米子市食品ロス削減推進計画】														
3 - 1 共通事項	○	○	○	○				○			○	○		
3 - 2 家庭系食品ロスの削減	○	○	○	○				○			○	○		
3 - 3 事業系食品ロスの削減	○	○	○	○				○			○	○		
4 本市の実情に応じたごみ処理システムの構築														
4 - 1 家庭系ごみ収集・運搬体制														
分別区分・収集方法について			○		○	○	○	○			○			
混合ごみ対策					○		○	○			○			
高齢者・障がい者対策						○		○			○	○		
ごみ収集袋について								○			○			
4 - 2 事業系ごみ収集・運搬体制											○		○	○
4 - 3 中間処理														
可燃ごみについて					○		○		○		○		○	
不燃・不燃性粗大ごみ、資源物について	○	○		○			○		○		○		○	
プラスチックごみについて	○							○			○	○		
4 - 4 最終処分	○										○		○	
4 - 5 広域連携の推進											○		○	
5 普及啓発・環境教育の推進														
5 - 1 普及啓発・情報提供の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 - 2 環境教育の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 災害廃棄物対策						○		○	○		○	○		
7 不法投棄・ポイ捨て対策								○	○		○	○		
8 海岸漂着物対策								○	○		○		○	

31 課題：1 全国、類似団体との比較から分かる家庭系ごみの課題、事業系ごみの課題、2 資源化施策の推進、3 小型充電式電池リサイクルについて、4 食品ロスについて、5 ごみ処理に係る収支について、6 分解が困難なごみの収集について、7 高齢者・障がい者対策について、8 不法投棄・ポイ捨て対策について、9 効果的な周知・啓発について、10 災害廃棄物について

32 基本方針：I 4Rの推進、II 適正処理の推進、III 普及啓発・環境教育の推進、IV 相互連携・協力の推進

第1節 家庭系ごみ対策



1-1 排出抑制（リフューズ、リデュース）の推進

● 生ごみの減量

家庭系可燃ごみの減量に向けて、その約1/3を占める生ごみの減量を推進する取組を行います。

- 生ごみの水切りを周知し、生ごみの減量を推進します。
- 生ごみ処理機等の購入費補助に継続して取り組みます。
- ダンボール箱を利用した堆肥作りを周知し、生ごみ減量の意識啓発に継続して取り組みます。

※食品ロスについては「3 食品ロスの削減」参照⇒

● ワンウェイプラスチックの削減

不法投棄やポイ捨て等で不適切に処分されたプラスチックごみが大量に海に流出し、海洋環境を汚染し、海洋生物に深刻な影響を与えています。また、化石資源を原料とするプラスチックは地球温暖化にもつながります。

環境への負荷の軽減や資源の節約のため、ワンウェイプラスチックの削減に取り組みます。

- マイバッグ、マイボトル・マイカップの利用について周知します。
- プラスチックの代替素材³³を使用した製品の利用について周知します。

33 紙、竹、米などの再生可能資源を原料としたものや、天然鉱石（石灰石など）などをプラスチックに混ぜプラスチック使用量を減らした素材などがある。また、植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を原料として作られたプラスチック素材もプラスチック代替品の一つ。主な代替素材使用製品には、トレー、食品容器、袋、カトラリー（スプーン、フォークなど）、ストロー、歯ブラシなどがある。

1-2 適正な循環的利用（リユース、リサイクル、熱回収）の推進

● リユースの推進

リユースとは「再使用」するという意味で、まだ使うことができる物を、「ごみ」とせず、繰り返し使うことをいいます。事業者と連携し、リユース活動の促進に取り組みます。

- リユース活動の促進に関する協定を締結した事業者と連携しながら、リユースについて周知・啓発に取り組みます。

● 分別の徹底・リサイクルの推進

家庭から排出される可燃ごみや不燃ごみに混入している資源物（古紙類、缶・ビン類等）は分別すれば再資源化が可能です。分別の徹底を図り、ごみの減量、再資源化及び適正処理に取り組みます。

- ごみ分別収集カレンダー、ごみ資源物分別アプリ「さんあ～る」、及びホームページ等を活用し、分別ルールの徹底を図ります。
- 古紙類や缶・ビン類の具体的な分別方法の周知に努めます。
- 小型家電について、市による拠点回収を行うとともに、認定事業者による回収の周知を図り、市民の利便性の向上に努めます。

● 小型充電式電池の回収

小型充電式電池（小型充電式電池一体型家電を含む。）は、「リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」（令和7（2025）年4月環境省通知）に基づき、適切な回収・処理に努めます。

- 小型充電式電池について、国や他自治体の情報収集や回収方法の検討を行い、本市の実情に応じた処理システムの構築に努めます。

● クリーンセンターにおける廃棄物発電

クリーンセンターにおいて廃棄物発電を行い、エネルギーの地産地消に取り組みます。

- ごみ焼却量の調整等により安定的な焼却を行い、効率的な熱回収、廃棄物発電に努めます。
- 発電した電力は、地域エネルギー会社「ローカルエナジー株式会社」と連携し、市有施設等への電力供給を行い、エネルギーの地産地消に取り組みます。



2-1 事業系ごみの現状把握

● 事業系ごみの把握

事業系ごみの減量、再資源化及び適正処理に向け、効果的な対策を検討するため、事業系ごみの把握に努めます。

- 収集運搬業許可業者の取引先の収集量の調査を行い、排出量の把握に努めます。
- クリーンセンターへの搬入記録の確認により、各事業者ごとの排出量の把握に努めます。

2-2 4Rの推進

● 業種別の取組

事業系ごみは業種によって排出の品目、量、頻度等が異なります。業種別に対策を講じ、事業系可燃ごみの減量、再資源化及び適正処理を促進します。

- 業種別ごみの処理に関するパンフレットを配布し、周知に努めます。

● 多量排出事業者への取組

多量排出事業者ごみの減量、再資源化及び適正処理を促進します。

- 多量排出事業者への訪問等による個別指導に取り組みます。

● 許可業者への取組

事業系可燃ごみのクリーンセンターへの搬入量の約8割は許可業者による搬入です。事業系ごみの減量、再資源化及び適正処理促進のため、許可業者への指導に取り組みます。

- ごみの減量、再資源化及び適正処理に努めるよう、許可業者に対する個別指導に取り組みます。

● 市役所の取組

一事業者として、率先してごみの減量、再資源化及び適正処理に取り組みます。

- 市役所から発生する OA 用紙の削減に取り組むとともに、再使用、再資源化に努めます。
- 公文書の廃棄に当たっては、個人情報の取扱いに留意した上で再資源化に取り組みます。
- 市立小・中学校等の学校給食から発生する食品残さの堆肥化に取り組みます。
- 市有施設から発生した草・木の資源化に取り組みます。

2-3 その他

● グリーン購入の推進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境への影響を考慮して、必要性をよく考え、環境負荷の少ないものを選んで購入することです。環境省が推進する「グリーン購入法」や「米子市グリーン購入方針」に基づいて取り組みます。

- グリーン購入の普及促進のため、事業者に対し必要な情報提供を行います。
- 市役所で調達する物品について「米子市グリーン購入方針」に従い、適正量を十分に検討し、環境負荷を考慮した物品の調達に努めます。

● 紙おむつリサイクルの研究

高齢化社会が進むにつれて、年々増えつづける紙おむつごみは、焼却施設や環境への負荷となっています。使用済み紙おむつは、水分や汚れを含んでいるため、リサイクルが難しいとされてきましたが、技術開発が進み、様々なリサイクル方法が確立されてきており、再資源化について調査・研究を行います。

- 医療施設、老人福祉施設、保育園等から発生する紙おむつについて、環境省が示す「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を参考に、再資源化等について調査・研究を行います。



食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、家庭で発生する食品ロスは大きく、直接廃棄³⁴、食べ残し³⁵、過剰除去³⁶に分類されます。

食品ロスは、環境負荷、廃棄コストの増加、食の不均衡など様々な問題があり、食品ロスの削減には、市民・事業者それぞれの協力が必要です。食品ロス削減の推進のため、削減の必要性について理解し、関心を深めていただくよう、次の施策に取り組みます。

3-1 共通事項

ここでは、家庭系食品ロスの削減、事業系食品ロスの削減の両方に共通する取組を記載しています。

- 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に引き続き参加し、全国共同キャンペーン等を実施します。
- 食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）の周知に努めます。
- 市役所内の関係部署と連携し、フードバンク³⁷・フードドライブ³⁸活動の促進に努めます。
- 令和6（2024）年3月に策定した「第2期米子市食育推進計画」に基づき、市役所内の関係部署と連携し、取組を進めます。

34 直接廃棄

賞味期限切れや消費期限切れなどで、使用・提供せず、手つかずのまま捨ててしまうこと。

35 食べ残し

作りすぎなどで、食べ切れずに捨ててしまうこと。

36 過剰除去

野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分まで捨ててしまうこと。

37 フードバンク

食品関連事業者や農家等から食品の寄附を受けて福祉施設や食べ物に困っている方等に配る活動。

38 フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動。

3-2 家庭系食品ロスの削減

本市では、令和6（2024）年度に食品ロス実態調査を行いました。その結果、家庭系可燃ごみの13.0%が食品ロスであり、1人1日当たりの家庭系食品ロス発生量は59.3gと推計されました。食品ロスの内訳は図2-25のとおりです。

家庭系可燃ごみ減量に向けて、家庭系食品ロスの削減に取り組みます。

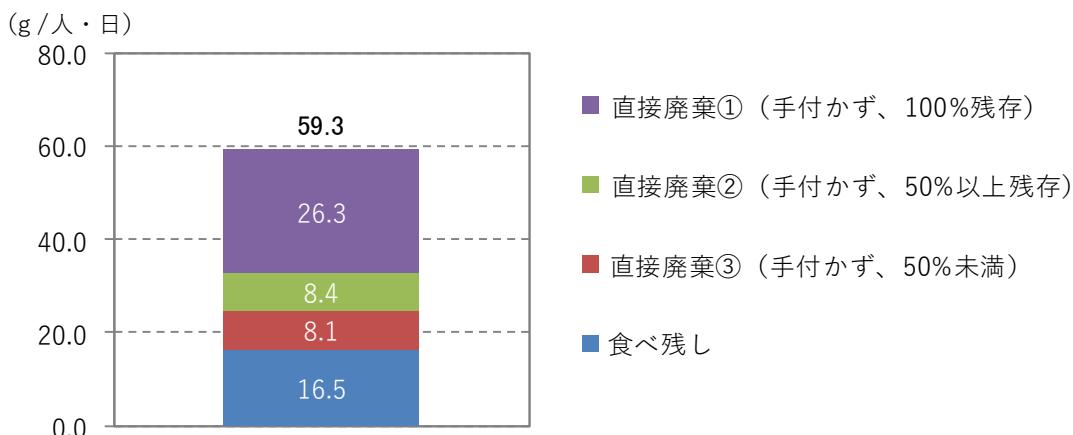


図2-25 家庭系食品ロスの内訳（R6（2024）年度調査）

- 直接廃棄の削減のため、冷蔵庫や食品庫のチェック・整理、計画的な買い物、期限表示の正しい理解について啓発に努めます。
- 「食品ロスダイアリー」³⁹を活用し、食品ロスについての理解を深めていただくよう努めます。
- 「ローリングストック」⁴⁰の活用による直接廃棄削減の取組の周知に努めます。

39 食品ロスダイアリー

家庭で発生した、食べ残しや賞味期限切れ等で捨ててしまった食べ物の種類や量を日記形式で記録するもの。

40 ローリングストック

普段から使っている食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品を家庭で備蓄する方法。

3-3 事業系食品ロスの削減

事業系食品ロスとは、食品製造業、食品小売業、外食産業等から排出される、規格外品、売れ残り、食べ残し等です。

事業系ごみ削減に向けて、事業系食品ロスの削減に取り組みます。

- 「3010運動」⁴¹について啓発を行い、宴会時の食品ロスの削減を図ります。
- 市民に対し、食品関連事業者が行う食品ロス削減に関する取組⁴²について周知啓発に努めます。
- 「てまえどり」⁴³活動の周知啓発に努めます。
- 市立小・中学校等から発生する食品ロスについて、食育指導や配膳量の工夫などを通して削減に取り組みます。

41 3010運動（「サンマルイチマルウンドウ」と読む。）

会食、宴会時での食べ残しを減らすための取組。①参加者に合わせて適量を注文する。②乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しむ。③お開き前10分間は自分の席に戻って再度料理を楽しむ。

42 食品ロス削減に関する取組

飲食店が行う小盛メニューの設置、食べ残しの持ち帰りへの協力、小容量・バラ売りなど。

43 てまえどり

食品を購入する際に、商品棚の手前にある賞味期限・消費期限が近い商品を選ぶ行動。これにより、店での食品廃棄量を減らすことが期待できる。



第4節 本市の実情に応じたごみ処理システムの構築

4-1 家庭系ごみ収集・運搬体制

● 分別区分・収集方法について

ごみの減量、再資源化及び適正処理のため、分別収集を行っています。

分別区分や収集方法は、ごみ処理に係る経費に大きく影響します。収集量に応じて収集体制等の見直しを行います。

- 家庭系ごみは、市の委託業者により収集を行います。
- 収集量に合わせて、分別区分、収集体制等の見直しに努めます。
- ステーション収集を推進するとともに、法改正や人口減少・少子高齢化等の社会情勢に応じた収集方法を検討します。

● 混合ごみ対策

自分で分別できない混合ごみについては、一般廃棄物処分業許可業者（市内2事業者）を紹介し、事業者の協力を得ながら民間事業として処理を行うことの周知に努めます。

また、混合粗大ごみの減量は、非常災害時の災害廃棄物の減量にもつながることの周知・啓発に努めます。

- 民間の許可業者による収集・運搬、処分について、ごみ分別収集カレンダー、ごみ資源物分別アプリ「さんあ～る」、ホームページ等で周知に努めます。
- リユース活動の促進に関する協定を締結した事業者と連携し、リユースの促進に努めます。

● 高齢者・障がい者対策

今後、高齢者の紙おむつごみの増加や自身でのごみ出しが困難となる方の増加が予想されますが、高齢者及び障がい者が、ごみ出しをすることが困難になる理由は単一ではなく、ごみを搬出することができないケース（身体的要因）、分別方法やごみを出す日が分からぬ等の判断力の低下によるケース（認知的要因）など、様々な要因が考えられます。ごみ出しが困難である度合や困難となる理由に応じ、多角的な支援策の検討・実施に努めます。

- 市役所内関係部署で連携し、高齢者や障がい者のごみ出し支援制度の検討・実施に努めます。

● ごみ収集袋について

ごみ収集袋の広告・広報媒体としての使用に取り組みます。

温室効果ガスの排出量削減、化石資源の節約のためバイオマスプラスチック袋の導入について、調査・研究を行います。

- ごみ収集袋の広告主の募集を積極的に行い、収入の増加に努めます。
- ごみ収集袋の広報媒体としての使用に努めます。
- ごみ収集袋への、バイオマスプラスチック袋の導入について、調査・研究を行います。

4-2 事業系ごみ収集・運搬体制

事業系ごみについては、事業者自らの運搬又は許可業者による収集を行います。これらが適正に行われるよう、助言・指導に努めます。

- 事業者に対し、適正な排出・収集・運搬について助言・指導に努めます。
- 許可業者については、市内で発生するごみの量を鑑み、健全な事業継続ができる許可業者数、車両台数とします。

4-3 中間処理

市内で発生したごみについては、クリーンセンター、リサイクルプラザ及び民間事業者の処理施設で処理します。

● 可燃ごみについて

可燃ごみは、クリーンセンターにおいて焼却処理し、焼却灰についてはセメント原料化により再資源化に取り組みます。

- 平成 26（2014）年度に策定した米子市クリーンセンター長寿命化計画に基づき、新しい中間処理施設稼働開始までの間、安定的な施設の稼働に努めます。

● 不燃・不燃性粗大ごみ、資源物について

不燃・不燃性粗大ごみ、資源物については、リサイクルプラザ及び民間事業者で処理を行います。これらについて、適正な処理及び有効活用の促進に努めます。

- 不燃・不燃性粗大ごみ、資源物については、リサイクルプラザにおいて、破碎・選別・圧縮・梱包により再生利用を行います。リサイクルプラザにおける資源化処理後のプラスチック残さについては、一部を外部処理することにより最終処分量を低減するとともに、有効活用を図ります。

● プラスチックごみについて

プラスチックの資源循環を促進するため、令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されました。新しい中間処理施設稼働開始までの間のプラスチックごみの処理・再資源化の手法等について、調査・研究に努めます。

- プラスチックごみの回収・リサイクルについて、国や民間処理業者の動向を注視し、調査・研究に努めます。

4-4 最終処分

本市では、不燃ごみの中間処理をした後の残さ⁴³を最終処分しています。なお、可燃ごみは焼却した後の灰をすべて再資源化しているため、最終処分しているものはありません。引き続き、最終処分するごみの削減に努めます。

- 不燃ごみの中間処理後の残さについては、鳥取県西部広域行政管理組合が委託している民間の最終処分場において埋立て処理を行います。

4-5 広域連携の推進

第10次鳥取県廃棄物処理計画⁴⁴（令和7（2025）年3月策定）及び鳥取県西部広域行政管理組合の「可燃ごみ処理広域化基本計画」（平成14（2002）年3月策定）に基づき、鳥取県西部圏域が一体となって、ごみ処理の広域化及び施設の集約・整備に取り組みます。

- 令和14（2032）年度以降の鳥取県西部圏域における「可燃ごみ処理施設」「不燃ごみ処理施設」「一般廃棄物最終処分場」「中継施設（必要に応じ）」の整備について、鳥取県西部広域行政管理組合及び構成市町村とともに協議を進めます。

43 不燃ごみの中間処理後の残さ

一部を外部処理し、最終処分量を低減するとともに、有効活用を図っている。

44 第10次鳥取県廃棄物処理計画

鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画としても位置づけられている。

5-1 普及啓発・情報提供の推進

ごみの減量・再資源化等について、効果的で、分かりやすい普及啓発、情報提供に努めます。

- ごみ分別収集カレンダー、ごみ資源物分別アプリ「さんあ～る」、ごみの分け方ガイド及びホームページ等を活用し、ごみの分別ルールや出し方等を周知します。
- よなごみ通信により、ごみに関する各種情報を提供し、ごみの排出抑制・再資源化を促進します。

5-2 環境教育の推進

持続可能な循環型社会を構築するために必要な知識や態度を育む環境教育について、学校教育、社会教育や企業活動等の様々な場において積極的に取り組みます。

- ごみについて学ぶ小学4年生を中心に、児童や生徒、学生に対し、施設見学を実施するほか、ごみの減量・再資源化等に関する情報を発信し、環境教育に取り組みます。
- 環境教育の一環として、市内小中学生の一斉清掃への参加を促進するため、ボランティア袋の配布を行います。
- 公民館講座等を通し、普及啓発・環境教育に取り組みます。



第6節 災害廃棄物対策

昨今、全国で大規模な自然災害が発生していますが、災害によっては廃棄物が大量に発生します。生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の適正な処理を確保しつつ、迅速かつ円滑に処理しなければなりません。

本市では、令和2（2020）年3月に策定した米子市災害廃棄物処理計画（以下「災害廃棄物計画」という。）に基づき、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に備えます。

- 平時に仮置場の選定を行い、災害廃棄物の速やかな処理・処分に備えます。
- 市民に対し、災害時のごみ出しについて、また、平時における災害廃棄物減量のための取組について広報・啓発を行います。
- 災害廃棄物計画の市職員への周知に努めます。
- 災害廃棄物計画の点検を行い、継続的に見直しを行います。
- 非常災害⁴⁵時には災害廃棄物計画に基づき被害の状況等を速やかに把握するとともに、災害廃棄物処理実行計画⁴⁶を策定し、災害廃棄物の処理を行います。
- 非常災害時の災害廃棄物の処理等に関する協定を締結している民間事業者の団体と連携を密にし、速やかに対応できる体制の構築に努めます。

45 非常災害

非常災害とは、地震、台風、大雨、洪水、津波、噴火などの自然現象によって引き起こされる、被害が甚大な災害のこと。

46 災害廃棄物処理実行計画

災害発生時に災害廃棄物処理計画に基づいて、具体的な処理手順や体制、役割分担などを定める計画のこと。

第7節 不法投棄・ポイ捨て対策



不法投棄やポイ捨ては、土壤汚染、水質汚濁、生態系への影響、景観の悪化、火災や健康被害等、様々な問題を引き起こします。

不法投棄やポイ捨ての防止の取組を引き続き行うとともに、より効果的な周知・啓発の方法の調査・研究・実施に努めます。

- 不法投棄・ポイ捨ての防止について、様々な手法で啓発に努めます。
- 自治会・環境をよくする会、不法投棄監視員、民間団体、鳥取県・警察等と連携し、不法投棄・ポイ捨ての未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
- 「不法投棄防止強化月間」(10月)を中心に、鳥取県や監視員と連携し、監視パトロール、普及啓発活動に取り組みます。
- 「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」に基づき、環境美化推進区域の監視パトロール、普及啓発活動等に努めます。
- 不法投棄・ポイ捨ての未然防止及び環境保全意識の高揚を図るため、市内一斉清掃や市民によるボランティア清掃等、地域活動の促進に努めます。
- 不法投棄・ポイ捨ての抑止に効果的な対策事例を収集し、啓発に努めます。
- 不適切な不用品回収業者に対して、鳥取県・警察と連携し、監視・指導に取り組みます。

第8節 海岸漂着物対策



本市の公共海岸には、台風・出水時の大量の流木等のほか、河川を通じて海洋に流出したポイ捨て・不法投棄ごみ、海域で使用される漁具等が漂着します。特にプラスチックごみの海洋への流出の防止は重要な課題となっています。

「海岸漂着物処理推進法（平成21（2009）年7月施行）」及び「鳥取県海岸漂着物地域計画（平成24（2012）年3月策定）」に基づき、海岸管理者である鳥取県とともに、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に取り組みます。

- 地域住民やボランティアによる清掃等、地域活動の促進に努めます。
- 海岸管理者である鳥取県との協力、連携を図り、海岸漂着物の円滑な回収、運搬、処分に努めます。

第7章 その他ごみの減量等に関する事項

第1節 廃棄物減量等推進審議会及びリサイクル推進員

1 廃棄物減量等推進審議会

本市では、廃棄物処理法第5条の7第1項の規定に基づき、廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。審議会では、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を調査、審議しています。

本計画についても審議会への諮問、答申を経て策定しており、計画策定後も継続して報告、意見の聴取を行います。

- 毎年度の施策の取組状況及び目標値の達成状況について、審議会に報告の上、意見を聴取し、必要に応じて施策の見直し・改善を行います。

2 リサイクル推進員

本市では、廃棄物処理法第5条の8第1項の規定に基づき、各自治会から推薦された方々を廃棄物減量等推進員（リサイクル推進員）として委嘱しています。リサイクル推進員には次のような役割があります。

- 家庭ごみの正しい出し方の指導・啓発
- ごみの減量化と再資源化の推進
- 清掃活動や市が行う行事等への参加
- 市役所と地域との連携のパイプ役

- 自治会、リサイクル推進員と連携して、ごみの減量化、再資源化等の取組を推進します。

第8章 計画の推進

第1節 各主体の役割

本計画の円滑な実施のためには、市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任に応じて積極的に取り組むことが重要です。各主体の役割について、次のように定めます。

1 市民の役割

家庭から排出される廃棄物の減量・循環的な利用に当たり、循環型社会づくりの担い手として、より環境負荷の少ないライフスタイルへの転換が求められます。

● 商品の購入・使用に当たって

- 無駄なものを買わない。
- マイバッグ、マイボトル・マイカップの利用や簡易包装製品を選択する。
- 繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品を選ぶ。
- 再生品を選ぶ。
- 故障時は修理するなどしてなるべく長期間使用する。

● 食品の購入・調理・食事に当たって

- 冷蔵庫や食品庫のチェック、整理を行い、適量、計画的な買い物をする。
- 期限表示への正しい理解を深め、「てまえどり」の実践に努める。
- 食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努める。
- 外食時には適量の注文、食べ残しの削減に努める。

● ごみの排出に当たって

- 市の分別区分に応じて、適正にごみを排出する。
- 不要になったもののリユースに取り組み、ごみの減量に努める。

● その他

- 不法投棄・ポイ捨てなどにより環境を汚染しない。
- 占有または管理する建物や土地を適正に維持管理し、清潔を保つ。

2 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。排出抑制・適正な循環利用・適正な処理に努めるとともに、市が実施する施策への積極的な協力や参画が期待されます。

- ごみの排出抑制に努める。
- 資源の循環利用を図り、環境への負荷を最小限に抑えるとともに、再生利用等によるごみの減量が可能な許可業者へ処理を委託すること等により、適正処理を図る。
- 販売した製品や容器包装について、積極的な店頭回収活動に努める。
- グリーン購入に努める。
- 環境美化活動等、地域活動に積極的に参画する。

3 許可業者の役割

- 分別等の実施により、できるだけ再資源化等によるごみの減量を行い、適正な循環利用に努める。
- 排出事業者に対し、適切な助言を行う。
- 災害時には、協定等により災害廃棄物処理に協力する。

4 市の役割

- 廃棄物の適正な処理の実施を確保することに努め、各種施策を推進するため、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、市民や事業者の自主的な取組を促進する。
- 排出事業者として、率先して排出抑制・適正な循環的利用に努める。

第2節 計画の周知

本計画の推進のため、市の広報やホームページ等により、市民や事業者に対する計画内容の周知を図ります。

第3節 計画の進行管理

本計画は、PDCAサイクルにより、施策の取組状況や目標値の達成状況などを定期的に点検・評価し、必要に応じた見直し・改善を行っていくことが必要です。毎年度の施策の取組状況及び目標値の達成状況について、市の広報やホームページ等で公表する他、審議会に報告し、必要に応じて施策の見直し・改善を行います。

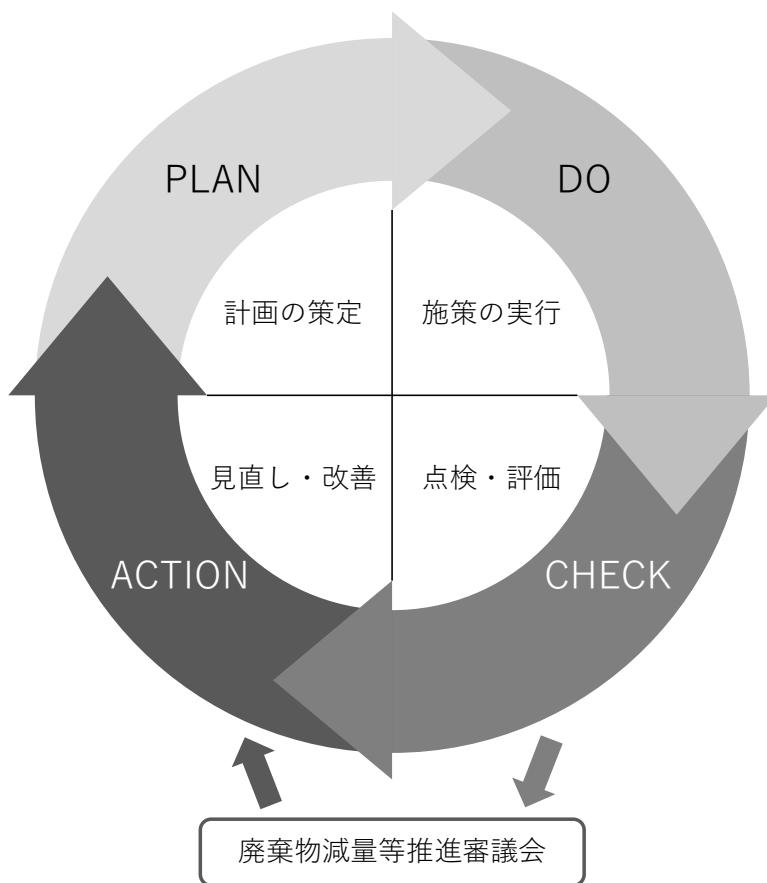


図 2-26 PDCA サイクル

第3部 生活排水処理基本計画

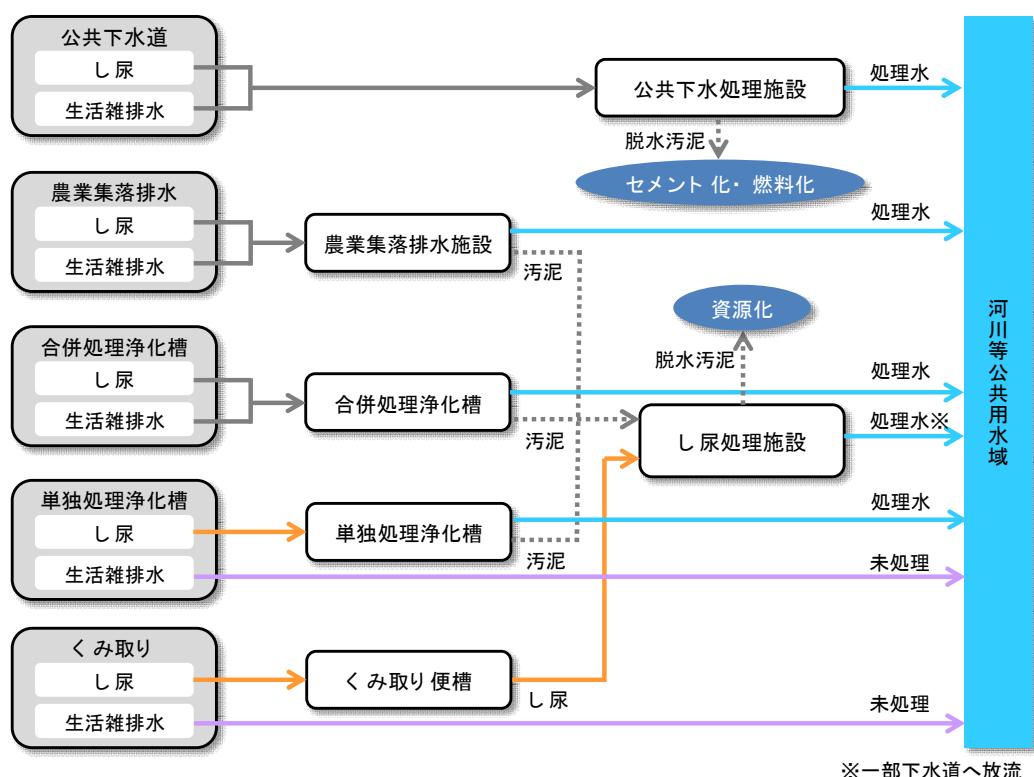
第1章 生活排水処理の現況及び課題

第1節 生活排水処理の現況

1 生活排水処理フロー

生活排水は、し尿と生活雑排水（日常生活で発生する風呂、洗濯、台所等からの排水）に分類されます。

本市における生活排水処理フローは、図3-1のとおりです。



生活排水を集合又は個別処理するための施設を生活排水（汚水）処理施設といいます。集合処理とは、いくつかの発生源の汚水を管渠でまとめて処理するもので、本市の場合、公共下水道と農業集落排水施設がこれに当たります。個別処理とは、個別の発生源（建物と同一敷地内）で処理して放流するもので、合併処理浄化槽がこれに当たります。

そのほか、し尿のみを個別に処理する単独処理浄化槽とくみ取り便槽があります。これらは生活雑排水が未処理となります。

また、し尿と浄化槽汚泥の処理を行う施設をし尿処理施設といいます。

表 3-1 生活排水処理施設の分類

分類	本市の生活排水処理施設	
集合処理	公共下水道	内浜処理場（内浜処理区）、皆生処理場（外浜処理区）、淀江浄化センター（淀江処理区）
	農業集落排水施設	12 施設
単独処理	合併処理浄化槽	

2 生活排水処理体制

(1) 収集・運搬体制

生活排水のうち、収集・運搬が必要となる一般廃棄物は、農業集落排水施設から発生する汚泥、合併浄化槽及び単独浄化槽から発生する浄化槽汚泥、くみ取り便槽のし尿です。これらはし尿処理施設に運搬され、処理されます。なお、公共下水道及びし尿処理施設から発生する汚泥については産業廃棄物に該当するため、本計画の対象外となります。

表 3-2 区分別の収集・運搬体制（令和 6（2024）年度）

区分	収集・運搬を行う者	
農業集落排水施設汚泥	米子市一般廃棄物収集運搬許可業者	
浄化槽汚泥	米子市一般廃棄物収集運搬許可業者	
し尿	公衆便所	直営
	その他	米子市一般廃棄物収集運搬許可業者

(2) 生活排水処理施設及びし尿処理施設の概要

ア 公共下水道の概要及び整備状況

公共下水道は、内浜処理区、外浜処理区、淀江処理区の3処理区で整備を進めています。施設の概要及び整備状況は次のとおりです。

表 3-3 公共下水道の概要及び整備状況（令和7（2025）年3月31日現在）

処理区名	内浜処理区	外浜処理区	淀江処理区	合計	
処理場名	内浜処理場	皆生処理場	淀江浄化センター		
所在地	米子市安倍 300 番地	米子市皆生温泉 三丁目 18 番 2 号	米子市淀江町 小波 1099 番地 1		
供用開始年月日	S49(1974).10.1	S55(1980).11.1	H12(2000).4.1		
水処理方式	凝集剤添加 ¹ 活性 汚泥循環変法 + 標準活性汚泥法 ²	標準活性汚泥法	オキシデーション ディッチ法 ³		
汚泥処理方法	消化→脱水→ 場外搬出	内浜処理場へ送泥	脱水後、 内浜処理場へ搬送		
放流先	中海	美保湾（日本海）	二級河川塩川		
計画処理能力(日最大) (m ³ /日)	全体 事業計画 現況能力	24,800 27,900 41,340	32,000 32,200 42,240	5,100 5,100 3,410	61,900 65,200 86,990
区域面積 (ha)	全体計画 事業計画 整備済	1,988 1,549 1,358.9	1,622 1,275 1,170.9	469 386 270.3	4,079 3,210 2,800.1
整備済区域内人口(人)		49,597	49,278	8,471	107,346
人口普及率(%)		—	—	—	75.0
水洗化人口(人)		46,088	43,764	7,799	97,651
水洗化率(%)		92.9	88.8	92.1	91.0

1 凝集剤を添加し、化学的にりんを除去する。

2 酸素を利用して有機物を微生物によって分解し、浄化する方法。

3 最初沈殿池を設けずに機械式エアレーション装置のある水深の浅い循環する水路を反応タンクとして、負荷の低い条件で活性汚泥処理を行い、最終沈殿池で汚泥と処理水とを分離する方法。主に小規模の汚水処理施設で用いられる。

イ 農業集落排水施設の概要及び整備状況

農業集落排水施設は12処理区すべてで整備を完了し、供用を開始しています。施設の概要及び整備状況については次のとおりです。

表 3-4 農業集落排水施設の概要及び整備状況（令和7（2025）年3月31日現在）

処理区名	供用開始年月日	水処理方式	汚泥処理方法	処理能力(m ³ /日)	整備面積(ha)	定住人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)
尚徳	H7(1995).9.1	オキシデーションディッチ法	濃縮後場外搬出	515.7	39.2	856	813	95.0
五千石	H9(1997).10.1	オキシデーションディッチ法		558.9	94.0	872	821	94.2
成実第1	H10(1998).10.1	オキシデーションディッチ法		758.8	94.0	1,468	1,377	93.8
尚徳第2	H10(1998).12.1	接触ばっ気法 ⁴		140.4	31.0	306	295	96.4
成実第2	H10(1998).11.1	回分式活性汚泥法 ⁵		253.8	83.9	519	471	90.8
大高第1	H12(2000).10.1	回分式活性汚泥法		240.3	58.3	558	525	94.1
春日	H18(2006).9.1	連続流入間欠ばっ気法 ⁶		1,053.0	220.4	2,396	2,101	87.7
伯仙	H20(2008).4.1	オキシデーションディッチ法		2,065.5	245.2	4,690	3,913	83.4
巖	H18(2006).12.1	連続流入間欠ばっ気法		343.0	67.8	838	759	90.6
福岡	H6(1994).4.10	嫌気性ろ床 ⁷ + 接触ばっ気法		97.2	26.9	183	177	96.7
本宮	H6(1994).4.10	沈殿分離 + 接触ばっ気法		48.6	8.3	71	70	98.6
福井	H11(1999).6.21	オキシデーションディッチ法		397.0	182.3	809	750	92.7
合計					1,151.3	13,566	12,072	89.0

- 4 反応タンク内に浸した接触材の表面に付着した微生物を利用して、プロアにより汚水を「ばっ気」しながら、接触材に循環接触させて汚水中の有機物をさらに浄化する方法。
- 5 同じ反応タンク内で微生物による下水の浄化、汚泥の沈殿、処理水の流出を行う方法。標準活性汚泥法に比べ施設がコンパクトとなり維持管理が容易となる。
- 6 流量調整槽により流入汚水の流量および水質の変動を平準化し、ばっ気層に一定の量の汚水を移送。ばっ気槽のばっ気を間欠的に行い、嫌気・好気処理を繰り返し、有機物と窒素を効果的に除去する方法。
- 7 汚れた水に含まれる浮遊物（固形物）を「ろ材」がとり除くほか、酸素を必要としない嫌気性微生物が汚水中の有機物を分解し、浄化する方法。

ウ 合併処理浄化槽の普及状況

公共下水道整備済区域、農業集落排水施設整備済区域及びこれらの整備済区域外における合併処理浄化槽の使用人口及び基数は次のとおりです。

表 3-5 合併処理浄化槽の使用人口及び基数（令和7（2025）年3月31日現在）

区域	合併処理浄化槽	
	使用人口（人）	基数（基）
公共下水道整備済	2,516	378
農業集落排水施設整備済	284	54
公共下水道及び農業集落排水施設整備済区域外	13,116	3,889
全区域	15,916	4,321

エ し尿処理施設の概要

し尿処理施設は、鳥取県西部広域行政管理組合が設置しています。施設の概要は次のとおりです。

表 3-6 し尿処理施設

名称	鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場
所在地	米子市安倍 213 番地
供用開始	平成3（1991）年4月
処理能力	145KL/日（し尿 110KL/日、浄化槽汚泥 35KL/日）
処理対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理方法	高負荷脱窒素処理 ⁸ + 高度処理（砂ろ過 + 活性炭）
放流先	米子市公共下水道

8 搬入し尿及び浄化槽汚泥を無希釀のままで、硝化・脱窒反応層の活性汚泥混合液の濃度を標準法の2～3倍程度、反応液温度を25°C以上と高く設定することで生物化学的酸素要求量と窒素の容積負荷を大きくした方法。これにより使用水量は少なくて済み、また、反応層容積も標準法に比べてコンパクトになる利点がある。

3 生活排水処理の実績

(1) 処理形態別人口の推移

公共下水道等の普及とともに、汚水衛生処理人口⁹が年々増加する一方、汚水衛生未処理人口は減少傾向にあります。

汚水衛生処理率¹⁰は、令和2(2020)年度末の84.5%から令和6(2024)度末に87.7%となり上昇していますが、全国の処理率である89.5%（令和5(2023)年度末）を下回る状況となっています。

表 3-7 処理形態別人口の推移

(単位：人)

年度	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
総人口 ¹¹	146,680	146,108	145,348	144,123	143,192
汚水衛生処理人口	123,950	124,901	125,470	125,409	125,639
公共下水道水洗化人口	95,202	96,228	96,922	97,021	97,651
農業集落排水水洗化人口	12,158	12,144	12,153	12,188	12,072
合併処理浄化槽人口(全区域)	16,590	16,529	16,395	16,200	15,916
汚水衛生処理率(%)	84.5%	85.5%	86.3%	87.0%	87.7%
汚水衛生未処理人口	22,730	21,207	19,878	18,714	17,553
単独処理浄化槽人口	11,975	11,170	10,498	9,982	9,370
非水洗化(くみ取り)人口	10,755	10,037	9,380	8,732	8,183
汚水衛生未処理率(%)	15.5%	14.5%	13.7%	13.0%	12.3%

参考：【汚水衛生処理率(令和5(2023)年度末)¹²】

全国の処理率：89.5% 鳥取県の処理率：89.6% 米子市の処理率：87.0%

9 公共下水道及び農業集落排水の水洗化人口と合併処理浄化槽の使用人口(全区域)の合計

10 汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもの。汚水衛生処理率(%) = (汚水衛生処理人口/住民基本台帳人口) × 100

11 年度末現在の住民基本台帳人口

12 全国及び鳥取県の処理率は総務省資料を参照

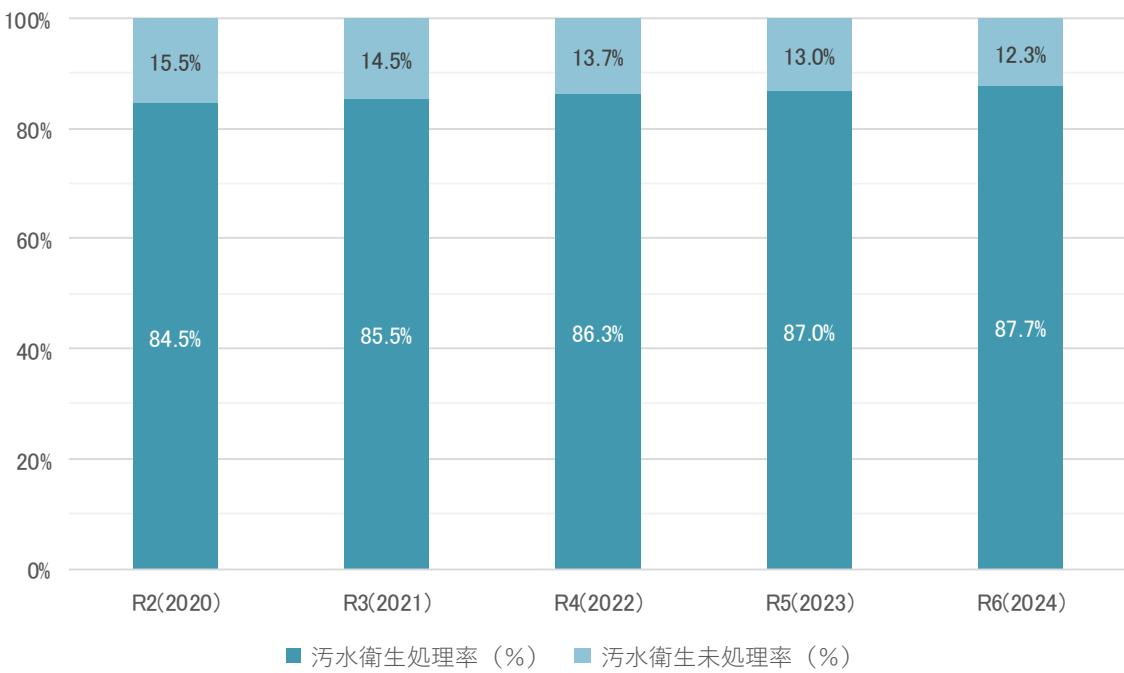


図 3-2 汚水衛生処理率の推移

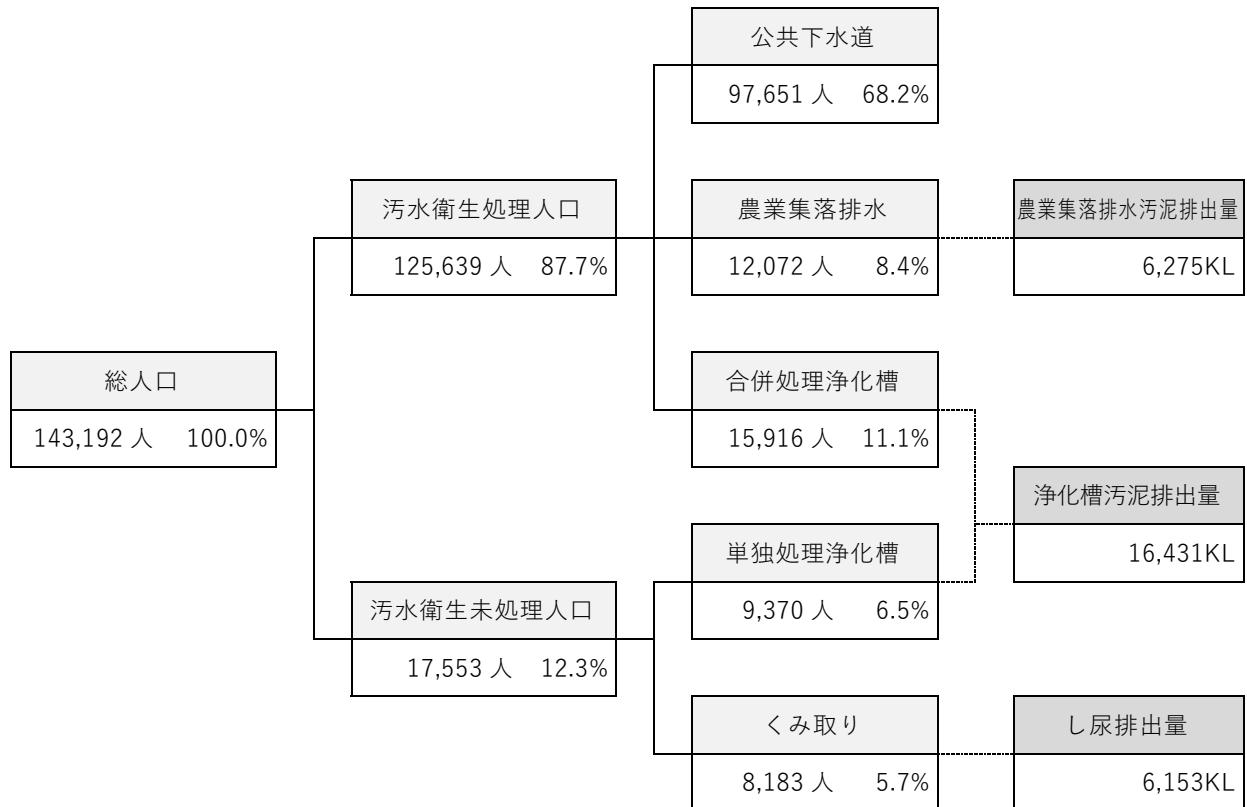


図 3-3 処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥等排出量（令和 6（2024）年度実績）

(2) し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の推移

し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の量は次のとおりです。し尿の排出量は、公共下水道等の普及に伴って減少を続けています。

表 3-8 し尿及び浄化槽汚泥等の排出量 (単位: KL)

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
し尿	7,870	7,569	6,868	6,602	6,153
浄化槽汚泥等	22,020	22,263	21,371	20,902	22,706
浄化槽汚泥	15,745	15,988	15,096	14,627	16,431
農業集落排水汚泥	6,275	6,275	6,275	6,275	6,275
合計	29,890	29,832	28,239	27,504	28,859

(KL)

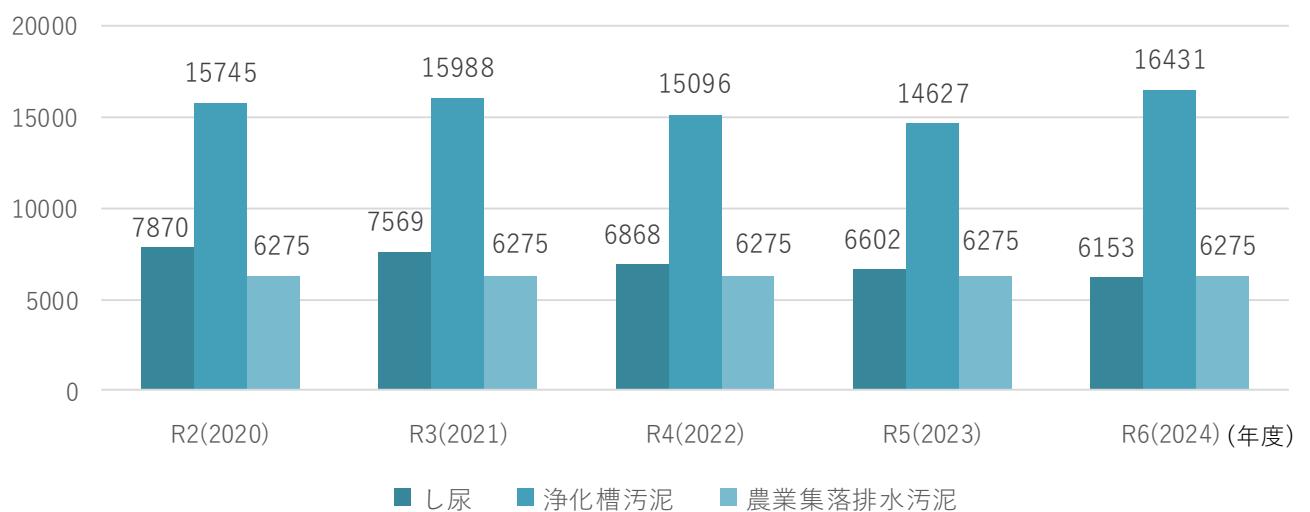


図 3-4 し尿及び浄化槽汚泥等の排出量

第2節 第4次計画の数値目標の達成状況

項目	年度		実績値	目標値	達成状況
	R2 (2020)	R6 (2024)			
汚水衛生処理率			84.5%	87.7%	88.7% (未達成)

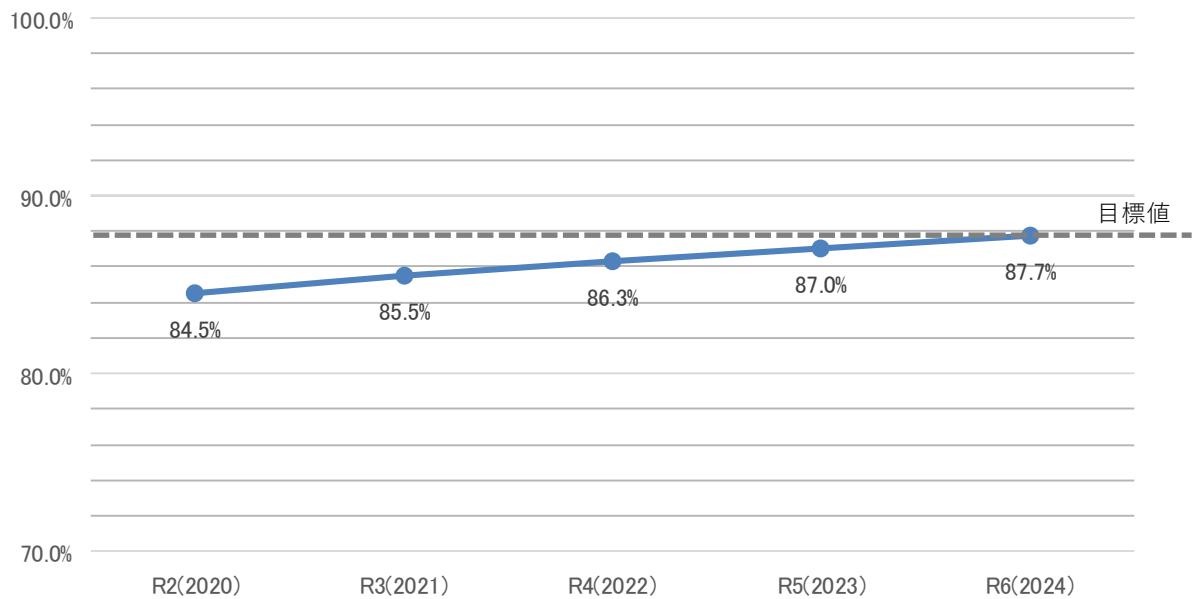


図 3-5 汚水衛生処理率の推移

第4次計画では、令和7（2025）年度における汚水衛生処理率を88.7%と設定しています。汚水衛生処理率は年々着実に向上しているものの、令和2（2020）年度以降の増加傾向を踏まえると、現状のペースでは目標値の達成は困難であることが見込まれます。

第3節 生活排水処理の課題

1 生活排水処理施設に関する課題

本市では、「米子市の生活排水対策方針」（以下「生活排水対策方針」という。）に基づき、生活排水処理施設の整備方針を示しています。

本章の生活排水処理施設に関する課題、基本方針及び施策は、生活排水対策方針を基に作成しています。

本市の生活排水対策は、公共下水道では多くの未整備区域を抱えていたため、整備完了までには相当の時間を要することが見込まれ、経済比較に加え、時間軸の観点から整備手法を検討した結果、集合処理を基本としつつ、合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせた手法で整備を行っています。しかし、未だに未整備区域が残っている状況にあります。

（1）汚水処理人口普及状況

本市の令和6（2024）年度末の汚水処理人口普及率は、合計で93.6%となっており、全国平均及び県内平均を下回る状況となっています。また、それぞれの整備済人口に対する利用人口の割合である「水洗化率」については、公共下水道91.0%、農業集落排水89.0%となっています。

表 3-9 汚水処理人口普及状況（令和7（2025）年3月31日現在）

処理方法	行政人口 143,192人				備考
	整備済人口 (人)	汚水処理人口 普及率(%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	
公共下水道	107,346	75.0	97,651	91.0	
農業集落排水施設	13,566	9.5	12,072	89.0	
合併処理浄化槽	13,116	9.2	13,116	100.0	公共下水道・農業集落排水整備済区域の合併処理浄化槽を除く
合計	134,028	93.6	122,839	91.7	

参考：【汚水処理人口普及率（令和6（2024）年度末）】

全国普及率：93.7% 鳥取県普及率：96.3% 米子市普及率：93.6%

(2) 汚水処理未普及地域の解消

農業集落排水は、平成 19（2007）年度までに全 12 地区の整備を終えています。

公共下水道については、令和 9 年度以降では新規整備にかかる国の重点的な予算配分が不透明なため、現行の整備量について確保の見通しが立たないことや、合併処理浄化槽による排水対策が投資効果の早期発現が期待できることを踏まえ、事業計画区域¹³を縮小し、令和 9（2027）年度以降は新規整備は行わず（一部区域を除く）、合併処理浄化槽を主体とする排水対策に移行しました。

なお、概成¹⁴後においても事業計画区域内に未整備区域が残るため、引き続き未普及地域の解消に努めていく必要があります。

(3) 浄化槽維持管理状況

浄化槽法第 11 条¹⁵により年 1 回の実施が義務付けられている浄化槽の本市の法定検査受検率は、令和 6（2024）年度で 59.9% と低い水準にあり、適正管理によって浄化槽の機能が正常に維持されているとは言い難い状況にあります。

公共用水域の水質浄化の推進に向けて、浄化槽の適正管理は重要であることから、法定検査等を実施していない方に対して、県をはじめとする関係機関と連携し、啓発活動等により適正な維持管理の指導をより強化していく必要があります。

2 くみ取りし尿の収集・運搬に関する課題

一般家庭等においてくみ取り処理されているし尿は、現在、米子市一般廃棄物収集運搬許可業者 6 社（以下「し尿許可業者」という。）が収集・運搬を行っています。しかし、公共下水道等の普及によりし尿の排出量が年々減少しており、今後も事業縮小が予想されます。

一般廃棄物であるし尿の統括的な処理責任は市にあることから、本市では、合理化事業計画を策定するなど、し尿許可業者の業務の安定の保持に取り組んでいますが、今後更なるし尿の排出量減少による事業縮小などにより適正処理に支障が生じる懸念もあります。

し尿の適正処理体制の確保のため、効率的かつ安定的な収集・運搬体制を検討する必要があります。

13 公共下水道を整備する区域

14 概成：地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること。

15 浄化槽法第 11 条(定期検査)：浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第2章 処理形態別人口及びし尿等排出量の将来推計

第1節 処理形態別人口の将来推計

「本計画における人口の将来予測（6ページ：表1-2）」に示した将来予測人口を当てはめて処理形態別人口の将来推計を行うと次のとおりとなります。

表 3-10 処理形態別人口の将来推計 (単位:人)

項目	年度	実績値		推計値
		R2 (2020)	R6 (2024)	R12 (2030)
総人口		146,680	143,192	137,923
汚水衛生処理人口		123,950	125,639	126,517
公共下水道水洗化人口		95,202	97,651	98,552
農業集落排水水洗化人口		12,158	12,072	12,112
合併処理浄化槽人口(全区域)		16,590	15,916	15,853
汚水衛生処理率(%)		84.5%	87.7%	91.7%
汚水衛生未処理人口		22,730	17,553	11,406
単独処理浄化槽人口		11,975	9,370	6,089
非水洗化人口		10,755	8,183	5,317
汚水衛生未処理率(%)		15.5%	12.3%	8.3%

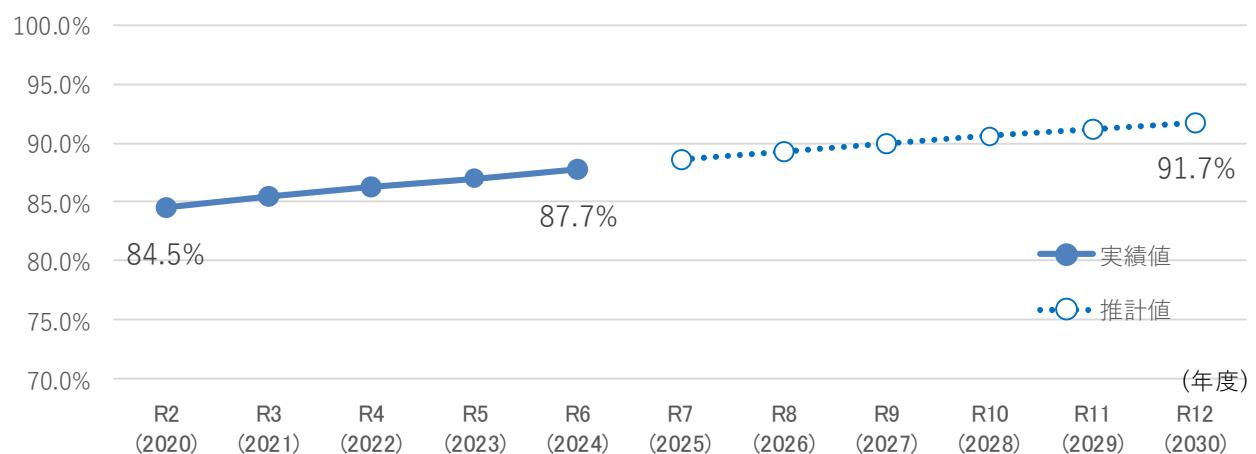


図 3-6 汚水衛生処理率の将来推計

生活排水対策方針では、生活排水処理施設の概成に向けた汚水処理人口普及率を指標とし、目標値を次のとおり定めています。

項目	年度 平成 29(2017) 年度末	令和 8 (2026) 年度末目標	令和 13(2031) 年度末目標
行政人口 A	148,005 人	148,446 人	146,872 人
整備済人口 B	131,604 人	141,043 人	143,351 人
公共下水道	102,971 人	117,627 人	124,243 人
農業集落排水	14,184 人	14,229 人	14,074 人
合併浄化槽	14,449 人	9,187 人	5,034 人
汚水処理人口普及率 B/A	88.9%	95.0%	97.6%
公共下水道整備面積 (累計)	2,410.5ha	2,932.5ha	3,230.3ha

第2節 し尿及び浄化槽汚泥等排出量の将来推計

し尿及び浄化槽汚泥等排出量の将来推計値は次のとおりです。令和6（2024）年度と比較し、令和12（2030）年度にはし尿排出量については約23%、浄化槽汚泥等排出量については約4%減少する見込みです。

表 3-11 し尿及び浄化槽汚泥等排出量の推計値 (単位: KL)

年度	実績値		推計値
	R2 (2020)	R6 (2024)	
し尿	7,870	6,153	4,733
浄化槽汚泥等	22,020	22,706	21,786
浄化槽汚泥	15,745	16,431	15,511
農業集落排水汚泥	6,275	6,275	6,275
合計	29,890	28,859	26,519

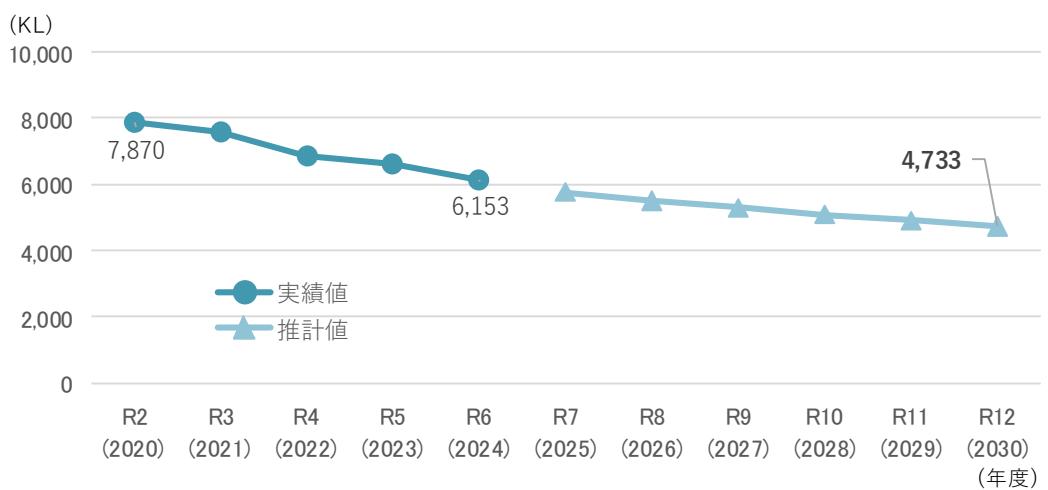


図 3-7 し尿排出量の将来推計

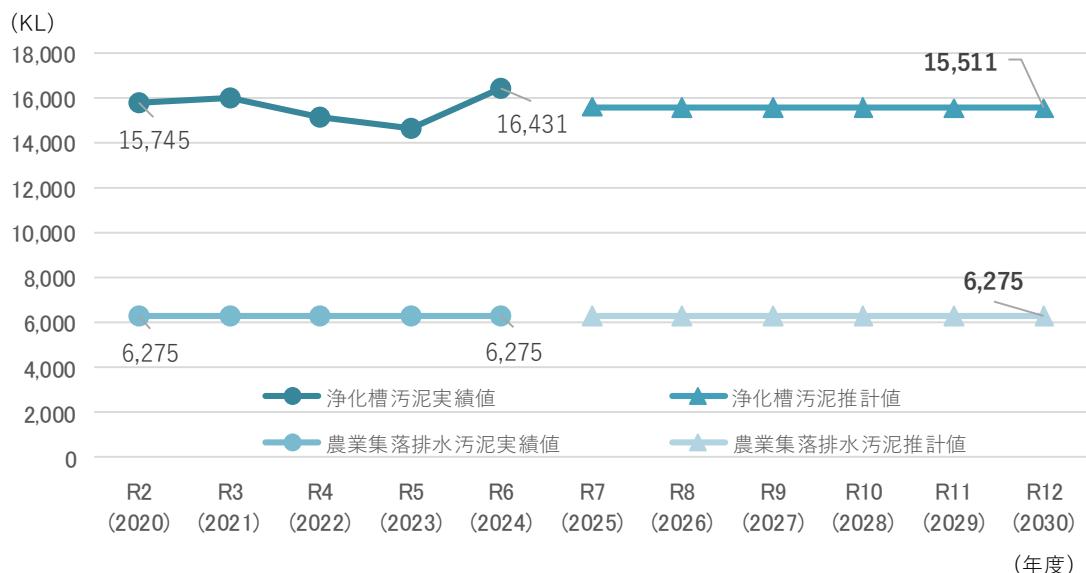


図 3-8 浄化槽汚泥等排出量の将来推計

第3章 基本方針

本計画では、生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ることを目的に、次の基本方針を定めます。

（Ⅰ）生活排水処理施設整備の継続

未整備地区の生活排水対策について、集合処理を基本としつつ、国の「10年概成方針」を踏まえた時間軸の視点から、公共下水道整備と合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせた整備手法により、概成を目指します。

また、概成後においても、公共用水域の水質向上や生活環境の保全を図るため、未普及地域の解消等により、引き続き生活排水処理施設の整備を継続します。

（Ⅱ）啓発の推進

公共用水域の水質向上や生活環境の保全を図るため、公共下水道及び農業集落排水施設の整備済区域における水洗化率の向上及び浄化槽の適正な維持管理等の啓発に努めます。

（Ⅲ）し尿くみ取りの安定的な実施

し尿の適正処理の確保のため、確実な収集・運搬体制の構築を目指します。

第4章 数値目標

本計画では、汚水衛生処理率を指標とすることとし、令和12（2030）年度末の目標値を次のとおり定めます。

項目	年度	
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
汚水衛生処理率	実績値	目標値
	87.7%	91.7%

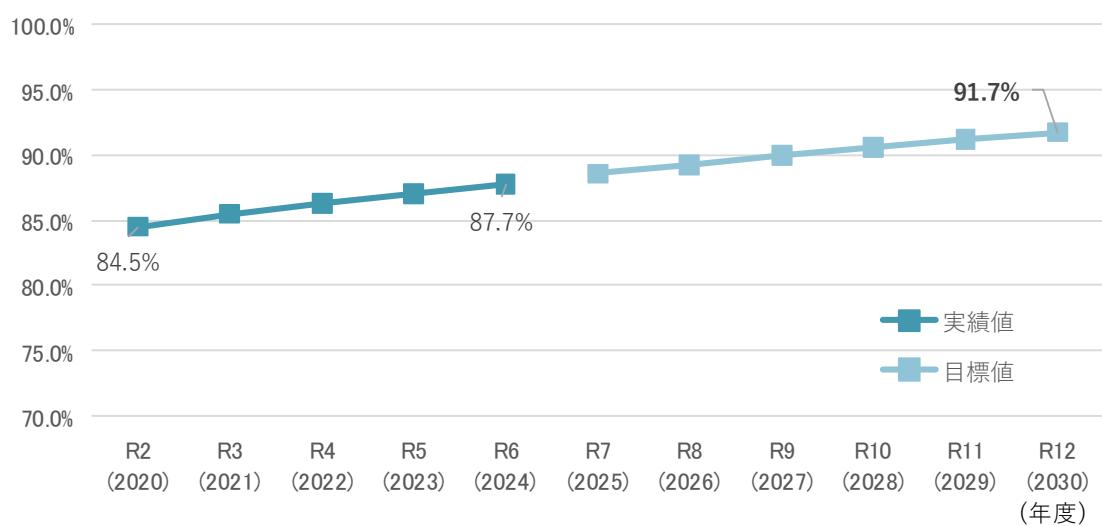


図3-9 汚水衛生処理率の目標値

第5章 生活排水対策のための施策

第1節 生活排水処理施設の整備



国の示す10年概成の時間軸の視点を踏まえた上で、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の各生活排水処理施設の有する特性、経済性を総合的に勘案した整備手法の実施により概成を図ります。

また、概成後においても、公共用水域の水質保全や生活環境の保全を図るため、未普及地域の解消等に努めます。

1 公共下水道

- 国の定める概成期間である令和8年度末までの間、事業計画区域内（一部区域を除く）の整備完了を目指します。なお、概成後も事業計画区域内に未整備区域が残るため、引き続き未普及地域の解消に努めます。

2 農業集落排水

- 処理施設の老朽化などを考慮し、施設の統廃合を含めた効率的な運営を行います。
- 農業集落排水事業は、公共下水道事業に比べて水洗化率が低い状況にあり、戸別訪問や広報等により一層の普及に努めます。

3 合併処理浄化槽

- 公共下水道の事業計画区域外や、区域内であっても当面整備が見込まれない区域においては、合併処理浄化槽の普及を促進することとします。
- 合併処理浄化槽の現行補助制度の拡充を行うとともに、戸別訪問や広報等により、制度の普及に努めます。
- 凈化槽の適正な維持管理の指導を徹底します。

第2節 し尿収集・運搬体制の確保



- し尿収集・運搬体制について、効率的かつ安定的な収集・運搬体制の検討を行います。

資 料 編

1 人口推計値の算出方法

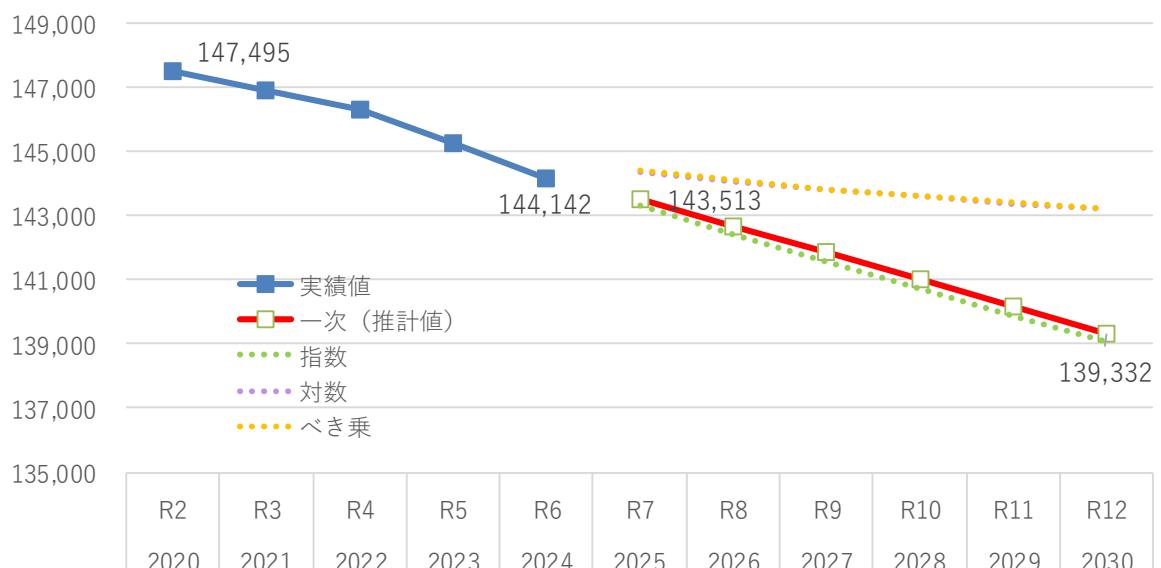
令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度の 5 年間の実績値を基に、トレンド法により推計を行いました。推計に用いた式は表 1 のとおりです。なお、推計値については、推計式に当てはめて算出した結果から、相関係数¹ や現在の状況から最も妥当だと思われる推計値を採用しました。

表 1 推計式及びその特徴

推計式	計算式	特徴
一次式	$y = Ax + B$	傾きが一定で単調な増加（減少）を示す直線式
指数式	$y = AB^x$	緩やかに増加（減少）していく曲線式
対数式	$y = A \log x + B$	徐々に増減率が収縮していく曲線式
べき乗式	$y = Ax^B$	徐々に増減率が増大していく曲線式

※A、B：係数、x：年度数

(1) 住民基本台帳人口（10月1日現在）



推計式	A	B	R ²	採用
一次式	-836.20	148,530	0.9775	○
指数式	148,540	-0.006	0.9766	×
対数式	-1,957.9	147,890	0.8657	×
べき乗式	147,900	-0.0134	0.8636	×

図 1 住民基本台帳人口（10月1日現在）による推計

1 相関係数 = R² : ± 1 に近いほど、過去の実績との相関が強い。

(2) 住民基本台帳人口（3月31日現在）

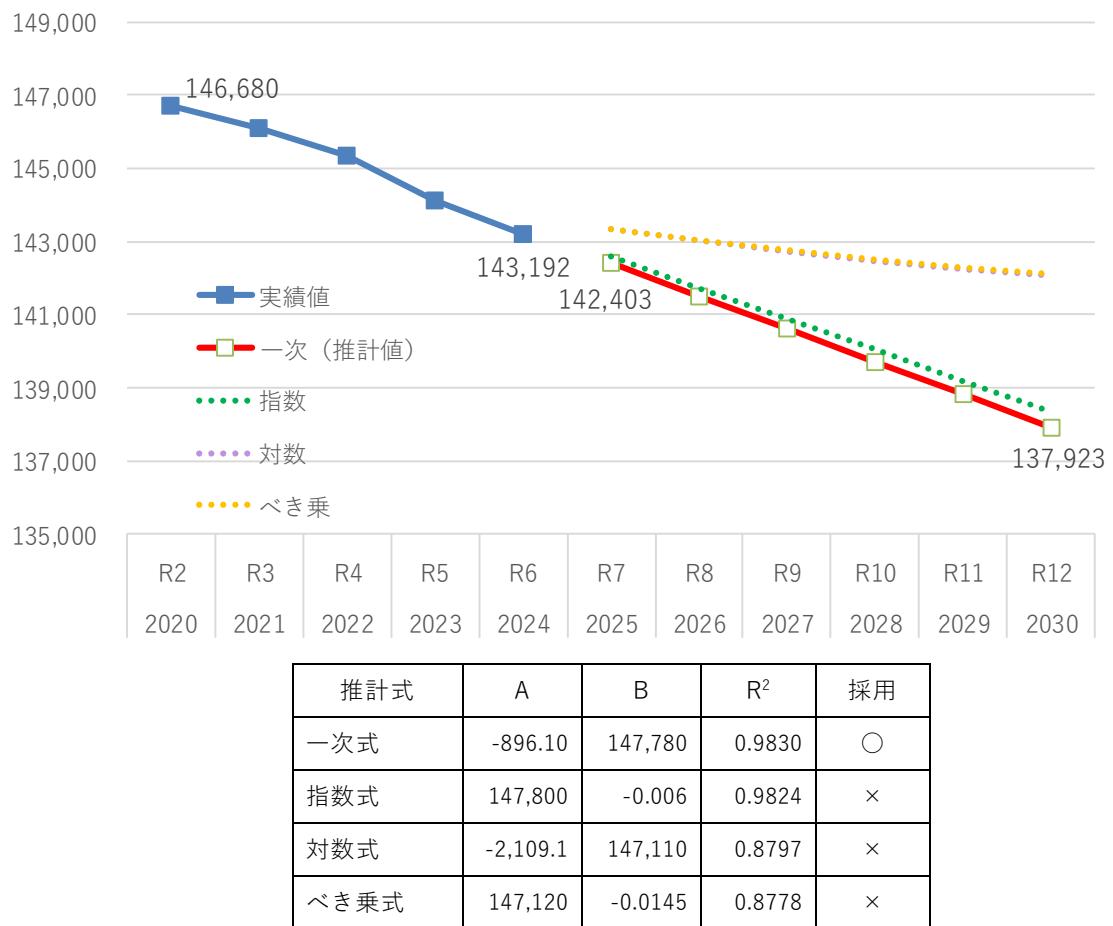


図 2 住民基本台帳人口（3月31日現在）による推計

表 2 住民基本台帳人口推計値

年度	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
住民基本台帳人口 (10月1日現在)	143,513	142,677	141,840	141,004	140,168	139,332
住民基本台帳人口 (3月31日現在)	142,403	141,507	140,611	139,715	138,819	137,923

2 分別区分ごとの1人1日当たりごみ排出量

表3 1人1日当たりごみ排出量 (単位: g/人・日)

年度		R元	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系	可燃ごみ	486.67	489.10	486.71	474.37	456.01	441.17
	不燃ごみ	30.14	33.75	32.66	31.33	29.82	26.97
	不燃性粗大ごみ	7.62	8.69	8.48	7.81	7.09	6.65
	資源物	白色発泡スチロール・トレー	0.75	0.80	0.74	0.70	0.66
		缶・ピン類	19.78	20.28	19.47	18.76	17.75
		ペットボトル	5.11	5.36	5.61	5.87	5.87
		牛乳パック	0.46	0.48	0.45	0.40	0.36
		再利用ビン	0.04	0.03	0.02	0.03	0.02
	古紙類	新聞・チラシ	17.11	14.81	15.02	14.06	12.52
		本・雑誌・雑がみ	10.29	9.26	8.65	7.91	6.99
		ダンボール	7.80	7.89	7.93	7.65	7.03
		クリーンセンターフ	0.06	0.08	0.09	0.11	0.12
	小型家電	0.46	0.43	0.63	0.72	0.68	0.69
	乾電池	0.72	0.70	0.72	0.71	0.69	0.68
	蛍光管	0.23	0.24	0.21	0.17	0.18	0.16
	計	587.24	591.91	587.38	570.58	545.80	525.30
集団回収	古紙類	6.28	2.92	2.69	—	—	—
	空瓶類	0.03	0.00	0.00	—	—	—
	空瓶ケース類	0.00	0.00	0.00	—	—	—
	金属類	0.28	0.16	0.16	—	—	—
	その他	0.01	0.02	0.02	—	—	—
	計	6.61	3.11	2.83	—	—	—
事業系	可燃ごみ	344.35	310.15	314.52	313.97	313.84	312.28
	計	344.35	310.15	314.52	313.97	313.84	312.28
合計		938.19	905.17	904.73	884.55	859.65	837.58

3 資源化量内訳

表 4 資源化量内訳

(単位 : t)

			R1	R2	R3	R4	R5	R6
総排出量			50,775	48,730	48,515	47,231	45,700	44,067
資源化量	集団回収	古紙類	340	157	144	—	—	—
		空きびん類	2	0	0	—	—	—
		空きびんケース類	0	0	0	—	—	—
		金属類	15	9	9	—	—	—
		その他	1	1	1	—	—	—
		計	358	167	154	—	—	—
リサイクルプラザ	クリーンセンター古紙		4	4	5	6	6	6
	リサイクルプラザ	紙類	1,906	1,721	1,694	1,581	1,411	1,325
		紙パック	25	26	24	21	19	—
		金属類	746	903	856	788	723	675
		ガラス類	425	461	414	426	388	421
		ペットボトル	242	261	268	280	277	280
		プラスチック類	25	27	27	25	24	25
		その他	7	10	7	8	6	6
		計	3,374	3,408	3,290	3,130	2,848	2,732
クリーンセンター	再利用ビン		2	2	1	1	1	—
	白色発泡スチロール・トレー		36	39	36	33	31	30
	水銀・金属類・カレット		52	51	50	47	47	44
	クリーンセンター	主灰	3,502	3,348	3,314	3,148	3,046	2,935
		飛灰	865	790	753	737	758	—
		ダスト(再資源化)	—	—	—	—	275	—
		混合飛灰	—	—	—	—	—	951
※	計		4,367	4,138	4,067	3,885	4,079	3,886
	小型家電リサイクル		17	17	23	25	28	26
	合計		8,208	7,825	7,626	7,132	7,040	6,724
リサイクル率			16.2%	16.1%	15.7%	15.1%	15.4%	15.3%

※米子市分

4 類似団体² ごみ排出量

(1) 家庭系ごみ + 集団回収

※令和5(2023)年度実績

順位	団体名		g / 人・日
1	大阪府	泉佐野市	446
2	大阪府	守口市	479
3	沖縄県	宜野湾市	505
4	広島県	廿日市市	511
5	沖縄県	浦添市	515
6	滋賀県	草津市	519
7	神奈川県	海老名市	528
8	沖縄県	沖縄市	534
9	大阪府	門真市	542
10	鳥取県	米子市	546
11	埼玉県	ふじみ野市	550
12	大阪府	池田市	550
13	沖縄県	うるま市	550
14	神奈川県	座間市	551
15	埼玉県	朝霞市	553
16	埼玉県	戸田市	554
17	福岡県	春日市	555
18	東京都	小金井市	555
19	大阪府	箕面市	555
20	埼玉県	富士見市	555
21	福岡県	大野城市	560
22	福岡県	筑紫野市	562
23	千葉県	鎌ヶ谷市	566
24	大阪府	松原市	578
25	奈良県	橿原市	582
26	東京都	多摩市	582
27	東京都	国分寺市	584
28	東京都	昭島市	586
29	埼玉県	坂戸市	586
30	長崎県	諫早市	587
31	静岡県	三島市	589
32	兵庫県	三田市	591
33	埼玉県	狭山市	595

順位	団体名		g / 人・日
34	岐阜県	多治見市	596
35	北海道	江別市	599
36	山口県	岩国市	604
37	東京都	東久留米市	605
38	鹿児島県	霧島市	612
39	大阪府	大東市	613
40	宮崎県	延岡市	614
41	千葉県	我孫子市	617
42	大阪府	河内長野市	619
43	埼玉県	鴻巣市	620
44	茨城県	土浦市	620
45	千葉県	木更津市	621
46	福岡県	大牟田市	626
47	奈良県	生駒市	628
48	埼玉県	三郷市	632
49	大分県	別府市	634
50	埼玉県	入間市	635
51	千葉県	印西市	636
52	北海道	小樽市	640
53	神奈川県	伊勢原市	641
54	大阪府	羽曳野市	642
55	茨城県	取手市	653
56	東京都	青梅市	670
57	千葉県	成田市	674
58	山形県	酒田市	704
59	三重県	伊勢市	707
60	福島県	会津若松市	735
61	大阪府	富田林市	739
62	福岡県	飯塚市	740
			平均 595
			標準偏差 59
			米子市偏差値 ³ 58

参考：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

2 全国の市町村を「人口」と「産業構造」をもとに類型化したもの。令和5年度の米子市と同じグループの類似団体は、米子市を含め62団体ある。[62団体の区分：一般市（人口10万以上15万未満、産業構造II次・III次90%以上かつIII次65%以上の団体）]

3 ごみ排出量は数値が小さいほど良好な状態を示すことから、次の算出式を用いて算出した。

$$\text{偏差値} = 100 - ((\text{米子市実績} - \text{平均}) / \text{標準偏差} * 10 + 50)$$

(2) 家庭系ごみ（資源物以外）

※令和5（2023）年度実績

順位	団体名		g /人・日
1	東京都	国分寺市	318
2	大阪府	守口市	338
3	神奈川県	海老名市	345
4	東京都	小金井市	349
5	東京都	東久留米市	373
6	神奈川県	座間市	385
7	大阪府	泉佐野市	393
8	埼玉県	ふじみ野市	407
9	滋賀県	草津市	408
10	埼玉県	朝霞市	411
11	東京都	多摩市	416
12	埼玉県	戸田市	417
13	東京都	昭島市	417
14	沖縄県	宜野湾市	422
15	千葉県	鎌ヶ谷市	422
16	大阪府	門真市	426
17	広島県	廿日市市	426
18	沖縄県	浦添市	431
19	埼玉県	富士見市	435
20	山口県	岩国市	440
21	沖縄県	沖縄市	442
22	埼玉県	狭山市	448
23	茨城県	土浦市	456
24	大阪府	池田市	461
25	埼玉県	坂戸市	464
26	千葉県	我孫子市	465
27	北海道	小樽市	466
28	大阪府	松原市	467
29	大阪府	箕面市	469
30	奈良県	生駒市	471
31	福岡県	大野城市	471
32	東京都	青梅市	475
33	北海道	江別市	476
34	福岡県	春日市	478
35	静岡県	三島市	484

順位	団体名		g /人・日
36	大阪府	河内長野市	488
37	福岡県	筑紫野市	494
38	鳥取県	米子市	494
39	千葉県	印西市	494
40	埼玉県	入間市	494
41	神奈川県	伊勢原市	496
42	沖縄県	うるま市	497
43	岐阜県	多治見市	498
44	埼玉県	鴻巣市	500
45	奈良県	橿原市	504
46	兵庫県	三田市	506
47	千葉県	木更津市	509
48	大阪府	大東市	526
49	埼玉県	三郷市	526
50	茨城県	取手市	527
51	宮崎県	延岡市	543
52	福岡県	大牟田市	551
53	長崎県	諫早市	555
54	大分県	別府市	559
55	鹿児島県	霧島市	561
56	千葉県	成田市	561
57	三重県	伊勢市	565
58	山形県	酒田市	579
59	大阪府	羽曳野市	591
60	福島県	会津若松市	605
61	大阪府	富田林市	644
62	福岡県	飯塚市	668
平均			476
標準偏差			71
米子市偏差値			47

参考：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

(3) 事業系ごみ

順位	団体名	g / 人・日
1	東京都 小金井市	41
2	東京都 国分寺市	58
3	神奈川県 座間市	111
4	東京都 青梅市	111
5	大阪府 富田林市	114
6	東京都 昭島市	117
7	茨城県 取手市	118
8	東京都 多摩市	119
9	埼玉県 坂戸市	120
10	埼玉県 富士見市	123
11	神奈川県 伊勢原市	128
12	埼玉県 朝霞市	137
13	東京都 東久留米市	138
14	埼玉県 入間市	146
15	埼玉県 ふじみ野市	152
16	埼玉県 狹山市	154
17	埼玉県 鴻巣市	156
18	福岡県 春日市	157
19	神奈川県 海老名市	163
20	千葉県 鎌ヶ谷市	164
21	大阪府 羽曳野市	165
22	福岡県 飯塚市	172
23	千葉県 我孫子市	173
24	千葉県 印西市	182
25	兵庫県 三田市	190
26	大阪府 大東市	192
27	静岡県 三島市	194
28	奈良県 生駒市	195
29	大阪府 松原市	197
30	大阪府 河内長野市	197
31	沖縄県 宜野湾市	199
32	福岡県 大牟田市	212
33	埼玉県 三郷市	214
34	福岡県 大野城市	217
35	福岡県 筑紫野市	220

順位	団体名	g / 人・日
36	大阪府 池田市	226
37	北海道 江別市	229
38	大阪府 守口市	238
39	滋賀県 草津市	247
40	沖縄県 沖縄市	270
41	鹿児島県 霧島市	273
42	沖縄県 浦添市	283
43	広島県 廿日市市	286
44	埼玉県 戸田市	290
45	沖縄県 うるま市	293
46	奈良県 檜原市	301
47	千葉県 成田市	306
48	山口県 岩国市	310
49	福島県 会津若松市	310
50	鳥取県 米子市	314
51	茨城県 土浦市	315
52	大阪府 篠面市	318
53	山形県 酒田市	329
54	三重県 伊勢市	349
55	岐阜県 多治見市	351
56	長崎県 諫早市	354
57	大阪府 門真市	378
58	宮崎県 延岡市	393
59	千葉県 木更津市	453
60	北海道 小樽市	454
61	大分県 別府市	517
62	大阪府 泉佐野市	868
平均		237
標準偏差		128
米子市偏差値		44

参考：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

(4) ごみ総排出量

順位	団体名		g / 人・日
1	東京都	小金井市	595
2	東京都	国分寺市	642
3	神奈川県	座間市	662
4	埼玉県	富士見市	679
5	埼玉県	朝霞市	690
6	神奈川県	海老名市	691
7	東京都	多摩市	701
8	埼玉県	ふじみ野市	702
9	東京都	昭島市	703
10	沖縄県	宜野湾市	704
11	埼玉県	坂戸市	707
12	福岡県	春日市	712
13	大阪府	守口市	717
14	千葉県	鎌ヶ谷市	730
15	東京都	東久留米市	744
16	埼玉県	狭山市	748
17	滋賀県	草津市	766
18	神奈川県	伊勢原市	769
19	茨城県	取手市	770
20	大阪府	松原市	775
21	大阪府	池田市	776
22	埼玉県	鴻巣市	776
23	福岡県	大野城市	777
24	埼玉県	入間市	781
25	兵庫県	三田市	781
26	東京都	青梅市	781
27	福岡県	筑紫野市	782
28	静岡県	三島市	783
29	千葉県	我孫子市	790
30	広島県	廿日市市	797
31	沖縄県	浦添市	798
32	沖縄県	沖縄市	804
33	大阪府	大東市	805
34	大阪府	羽曳野市	806
35	大阪府	河内長野市	816

順位	団体名		g / 人・日
36	千葉県	印西市	818
37	奈良県	生駒市	823
38	北海道	江別市	829
39	福岡県	大牟田市	838
40	沖縄県	うるま市	843
41	埼玉県	戸田市	844
42	埼玉県	三郷市	846
43	大阪府	富田林市	853
44	鳥取県	米子市	860
45	大阪府	箕面市	873
46	奈良県	橿原市	883
47	鹿児島県	霧島市	885
48	福岡県	飯塚市	912
49	山口県	岩国市	913
50	大阪府	門真市	919
51	茨城県	土浦市	935
52	長崎県	諫早市	942
53	岐阜県	多治見市	946
54	千葉県	成田市	979
55	宮崎県	延岡市	1,007
56	山形県	酒田市	1,033
57	福島県	会津若松市	1,046
58	三重県	伊勢市	1,056
59	千葉県	木更津市	1,073
60	北海道	小樽市	1,093
61	大分県	別府市	1,151
62	大阪府	泉佐野市	1,314
平均			832
標準偏差			132
米子市偏差値			48

参考：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

5 分別区分ごとの1人1日当たりごみ排出量推計値

表 5 1人1日当たりごみ排出量（推計値）

（単位：g/人・日）

年度		R7	R8	R9	R10	R11	R12	
家庭系	可燃ごみ	436.55	430.18	423.81	417.44	411.07	404.70	
	不燃ごみ	26.69	26.30	25.91	25.52	25.13	24.74	
	不燃性粗大ごみ	6.58	6.48	6.39	6.29	6.20	6.10	
	白色発泡スチロール・トレー	0.62	0.61	0.61	0.60	0.59	0.58	
	缶・ビン類	16.88	16.48	16.13	15.78	15.43	15.09	
	ペットボトル	5.94	6.00	6.02	6.03	6.05	6.06	
	資源物 古紙類	新聞・チラシ	11.43	11.26	11.10	10.93	10.76	10.60
		本・雑誌・雑がみ	6.74	6.64	6.54	6.44	6.35	6.25
		ダンボール	6.74	6.64	6.54	6.44	6.35	6.25
		クリーンセンタ一分	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11
		小型家電	0.68	0.67	0.66	0.65	0.64	0.63
	乾電池	0.67	0.66	0.65	0.64	0.63	0.62	
	蛍光管	0.16	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	
	計（小数点以下四捨五入）	520	512	505	497	489	482	
事業系	可燃ごみ	306.56	304.70	302.83	300.97	299.10	297.24	
	計（小数点以下四捨五入）	307	305	303	301	299	297	
合計		827	817	808	798	788	779	

6 ごみ排出量目標値の算出方法

ごみ排出量目標値については、令和12年度推計値からの削減目標を定め、算出を行いました。

(1) 家庭系ごみ

表 6 家庭系ごみ削減目標

(単位: g/人・日)

		R6	R12		R12目標値-R6実績値	削減目標
		実績値	推計値	目標値		
可燃ごみ		441.17	404.70	350.44	▲ 90.73	(1)参照
不燃ごみ		26.97	24.74	23.48	▲ 3.49	(2)参照
不燃性粗大ごみ		6.65	6.10	5.80	▲ 0.86	R12推計値から -5%
資源物	白色発泡スチロール・トレー	0.63	0.58	0.58	▲ 0.05	R12推計値と同値
	缶・ビン類	17.16	15.09	15.38	▲ 1.78	不燃ごみから
	ペットボトル	5.90	6.06	5.81	▲ 0.09	R12推計値から -25%
	古紙類	新聞・チラシ	11.55	10.60	15.05	3.50 可燃ごみから
		本・雑誌・雑がみ	6.81	6.25	13.13	6.32 可燃ごみから
		ダンボール・紙箱	6.81	6.25	13.53	6.72 可燃ごみから
		クリーンセンター分	0.12	0.11	0.11	▲ 0.01 R12推計値と同値
乾電池	小型家電	0.69	0.63	1.21	0.52	不燃・不燃粗大ごみから
蛍光管		0.16	0.15	0.15	▲ 0.01	R12推計値と同値
合計 (小数点以下四捨五入)		525	482	445	▲ 80	

ア 可燃ごみ削減目標

(単位：g/人・日)

			R6	R12		R12目標値 -R6実績値	削減割合
			実績値	推計値	目標値		
可燃ごみ			441.17	404.70	350.44	▲ 90.73	
重 取 点 り 的 に む 減 組 量 成 等 区 に 分	厨芥類 (生ごみ)	水分(調理くず)	93.09	85.39	81.12	▲ 11.96	R12推計値から -5%
		直接廃棄	41.47	38.04	28.53	▲ 12.94	R12推計値から -25%
		食べ残し	15.88	14.57	10.93	▲ 4.96	R12推計値から -25%
	紙類	新聞・チラシ	9.71	8.90	4.45	▲ 5.25	R12推計値から -50%
		本・雑誌・雑がみ	15.00	13.76	6.88	▲ 8.12	R12推計値から -50%
		ダンボール・紙箱	15.88	14.57	7.28	▲ 8.60	R12推計値から -50%
	プラスチック類	プラ製容器包装(硬質)	0.88	0.81	0.77	▲ 0.11	R12推計値から -5%
		その他プラ(硬質)	1.32	1.21	1.15	▲ 0.17	R12推計値から -5%
		レジ袋	3.97	3.64	1.82	▲ 2.15	R12推計値から -50%

イ 不燃ごみ削減目標

(単位：g/人・日)

			R6	R12		R12目標値 -R6実績値	削減割合
			実績値	推計値	目標値		
不燃ごみ			26.97	24.74	23.48	▲ 3.49	
重 等 点 に 組 的 取 成 に り 区 減 組 量 む	ガラス類	飲料用瓶	0.43	0.40	0.20	▲ 0.23	R12推計値から -50%
	金属類	スチール缶	0.08	0.07	0.00	▲ 0.08	R12推計値から -100%
		アルミ缶	0.03	0.02	0.00	▲ 0.03	R12推計値から -100%
	小型家電		3.02	2.77	2.49	▲ 0.53	R12推計値から -10%
	プラスチック類	プラ製容器包装(軟質)	1.13	1.04	0.94	▲ 0.20	R12推計値から -10%
		その他プラ(軟質)	1.13	1.04	0.94	▲ 0.20	R12推計値から -10%

(2) 家庭系ごみ（資源物以外）

(単位：g/人・日)

	R6	R12		R12目標値- R6実績値	削減目標
	実績値	推計値	目標値		
可燃ごみ	441.17	404.70	350.44	▲ 90.73	
不燃ごみ	26.97	24.74	23.48	▲ 3.49	
不燃性粗大ごみ	6.65	6.10	5.80	▲ 0.86	
乾電池	0.68	0.62	0.62	▲ 0.06	
蛍光管	0.16	0.15	0.15	▲ 0.01	
合計（小数点以下四捨五入）	476	436	380	▲ 96	

(3) 事業系ごみ

(単位：g/人・日)

	R6	R12		R12目標値- R6実績値	削減目標
	実績値	推計値	目標値		
可燃ごみ	312.28	297.24	288.32	▲ 23.96	R12推計値から -3%
合計（小数点以下四捨五入）	312	297	288	▲ 24	

(4) 各年度の目標値

表 7 1人1日当たりのごみ排出量（目標値） (単位: g/人・日)

年度		R7	R8	R9	R10	R11	R12	
家庭系	可燃ごみ	436.55	419.33	402.10	384.88	367.66	350.44	
	不燃ごみ	26.69	26.05	25.40	24.76	24.12	23.48	
	不燃性粗大ごみ	6.58	6.42	6.27	6.11	5.95	5.80	
	白色発泡スチロール・トレー	0.62	0.61	0.61	0.60	0.59	0.58	
	缶・ビン類	16.88	16.58	16.28	15.98	15.68	15.38	
	ペットボトル	5.94	5.91	5.89	5.86	5.84	5.81	
	資源物 古紙類	新聞・チラシ	11.43	12.15	12.88	13.60	14.33	15.05
		本・雑誌・雑がみ	6.74	8.02	9.30	10.57	11.85	13.13
		ダンボール	6.74	8.10	9.46	10.82	12.18	13.53
		クリーンセンタ一分	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11
	小型家電	0.68	0.63	0.63	0.63	0.63	1.21	
	乾電池	0.67	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	
	蛍光管	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	
計（小数点以下四捨五入）		520	505	490	475	460	445	
事業系	可燃ごみ	306.56	304.70	302.83	300.97	299.10	288.32	
	計（小数点以下四捨五入）	307	305	303	301	299	288	
合計		827	810	793	776	759	733	

7 生活排水推計値及び目標値

(1) 各年度の処理形態別人口推計値及び目標値

表 8 各年度の処理形態別人口推計値及び目標値 (単位:人)

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総人口	142,403	141,507	140,611	139,715	138,819	137,923
汚水衛生処理人口	126,108	126,305	126,447	126,521	126,543	126,517
公共下水道水洗化人口	97,883	98,136	98,329	98,472	98,537	98,552
農業集落排水洗化人口	12,137	12,132	12,127	12,122	12,117	12,112
合併処理浄化槽人口(全区域)	16,088	16,037	15,991	15,927	15,889	15,853
汚水衛生処理率 (%)	88.56%	89.26%	89.93%	90.56%	91.16%	91.73%
汚水衛生未処理人口	16,295	15,202	14,164	13,194	12,276	11,406
単独処理浄化槽人口	8,698	8,115	7,561	7,043	6,553	6,089
非水洗化人口	7,597	7,087	6,603	6,151	5,723	5,317
汚水衛生未処理率 (%)	11.44%	10.74%	10.07%	9.44%	8.84%	8.27%

(2) 各年度のし尿及び浄化槽汚泥等排出量推計値

表 9 各年度のし尿及び浄化槽汚泥等排出量推計値 (単位: KL)

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
し尿	5,761	5,509	5,285	5,084	4,901	4,733
浄化槽汚泥等	21,845	21,831	21,819	21,807	21,796	21,786
浄化槽汚泥	15,570	15,556	15,544	15,532	15,521	15,511
農業集落排水汚泥	6,275	6,275	6,275	6,275	6,275	6,275
合計	27,606	27,340	27,104	26,891	26,697	26,519

8 SDGs と各施策との関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは 2015 の国連サミットにおいて採択された国際社会全体会の共通目標であり、17 のゴールで構成されています。



17 のゴールのうち本計画と関係の深いゴールは次の 8 つのゴールであり、各施策との関係は表 10 に示すとおりです。

4 質の高い教育をみんなに 	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	12 つくる責任つかう責任 	12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
6 安全な水とトイレを世界中に 	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	13 気候変動に具体的な対策を 	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	14 海の豊かさを守ろう 	14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
11 住み続けられるまちづくりを 	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

表 10 SDGs と各施策との関係

施策	SDGsのゴール							
	4 持続可能な 社会を実現する ための行動	6 積極的な 行動を通じ て、資源を 循環的に 利用する	7 人間社会と 自然環境を 共生する ための行動	11 経済社会と 自然環境を 統合する ための行動	12 可持続 可能な 資源を 確保する	13 経済社会 と自然環境 を統合する ための行動	14 海洋を 保護する ための行動	17 パートナーシップ で持続可能な 世界を実現する
1 家庭系ごみ対策			○	○	○			○
1 - 1 排出抑制の推進								
生ごみの減量				○	○			○
ワンウェイプラスチックの削減				○	○			○
1 - 2 適正な循環的利用の推進								
リユースの推進				○	○			○
分別の徹底・リサイクルの推進				○	○			○
小型充電式電池の回収				○	○			○
クリーンセンターにおける廃棄物発電			○					
2 事業系ごみ対策			○	○				○
2 - 1 事業系ごみの現状把握								
事業系ごみの把握				○	○			
2 - 2 4Rの推進								
業種別の取組				○	○			○
多量排出事業者への取組				○	○			○
許可業者への取組				○	○			○
市役所の取組				○	○			
2 - 3 その他								
グリーン購入の推進					○			○
紙おむつリサイクルの研究				○	○			
3 食品ロスの削減【米子市食品ロス削減推進計画】	○			○	○			○
ごみ								
3 - 1 共通事項				○	○			○
3 - 2 家庭系食品ロスの削減	○			○	○			○
3 - 3 事業系食品ロスの削減	○			○	○			○
4 本市の実情に応じたごみ処理システムの構築			○	○	○			○
4 - 1 家庭系ごみ収集・運搬体制								
分別区分・収集方法について				○	○			
混合ごみ対策				○	○			
高齢者・障がい者対策				○				
ごみ収集袋について						○		
4 - 2 事業系ごみ収集・運搬体制				○	○			
4 - 3 中間処理								
可燃ごみについて				○	○			
不燃・不燃性粗大ごみ、資源物について				○	○	○		
プラスチックごみについて				○	○	○		
4 - 4 最終処分				○	○			
4 - 5 広域連携の推進								○
5 普及啓発・環境教育の推進	○							○
生								
5 - 1 普及啓発・情報提供の推進	○							○
活								
5 - 2 環境教育の推進	○							○
排								
6 災害廃棄物対策				○		○		○
水								
7 不法投棄・ポイ捨て対策				○			○	○
1								
8 海岸漂着物対策				○			○	○
生								
活								
排								
水								
1 生活排水処理施設の整備		○					○	
1 - 1 公共下水道		○					○	
1 - 2 農業集落排水		○						
1 - 3 合併処理浄化槽		○						
2 し尿収集・運搬体制の確保		○						